地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)(第二条関係)――――――――――――――――――――――――――――――――――――	(持) (昭和二十二年政令第十六号) (抄) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	午	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)(抄)(第三十五条関係) ————————————————————————————————————	社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)(抄)(第三十四条関係) ————————————————————————————————————	厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)(抄)(第三十三条関係) ————————————————————————————————————	文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)(抄)(第三十二条関係) ————————————————————————————————————	年政令第百七十号)(抄)(第三十一条関係) ————————————————————————————————————	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令(令和元	旧優生保護法一時金認定審査会令(令和元年政令第三十六号)(抄)(第三十条関係) ————————————————————————————————————	特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)(抄)(第二十九条関係)	子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)(抄)(第二十八条関係)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号)(抄)(第二十七条関係)52	幹部職員の任用等に関する政令(平成二十六年政令第百九十一号)(抄)(第二十六条関係)	国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)(抄)(第二十五条関係) ————————————————————————————————————	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)(抄)(第二十四条関係) ————————————————————————————————————	職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)(抄)(第二十二条関係)	特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第百二十四号)(抄)(第二十一条関係)————————————————————————————————————	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)(抄)(第二十条関係)12	発達障害者支援法施行令(平成十七年政令第百五十号)(抄)(第十九条関係) ————————————————————————————————————	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)(抄)(第十八条関係) —————————————————12	(抄)(第十七条関係) ————————————————————————————————————	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)	沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)(抄)(第十六条関係) ————————————————————————————————————	国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号)(抄)(第十五条関係) ————————————————————————————————————

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
īE
部
分
\smile

項中 条の五の二十八第五項 府県知事」と、 ときは、 定障害児通所支援に係るものであるときは、 法第二十一条の五の十五第 知 合を含む。 市若しくは 同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 る場合を含む。 十一条の五の二十七第二項 条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」 らない。 前までに、 届出があつたとき、 いて同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止 0) 1 「ものは」とあるのは 事」 この場合において、 同意を得なければならない」と、 て準用する場合を含む。 同法第二十四条の四第一項第二号中「以外の都道府県の区域内」とあ 「児童相談所長又は市町村長」とあるのは 同法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項 この場合において、 内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければな 中核市の長」 中 関 係都道 「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは 中 関 又は同法」 係都道府県知事」 「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは 指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特 府県知事」 「ものから」と、 (同法第二十四条の十九の二において準用する場 とあるの (同法第二十四条の十九の二において準用す 当該」とあるのは「について同法第百十五 項 中 と、 「ごとに行う」とあるのは (同法第二十一条の五の十六第四項にお は とあるのは 同法第二十一条の五の十七第五項 「を廃止し、 「都道府県知事」と、 とあるのは 「又は同法」とあるのは あらかじめ、 「関係指定都市の 「児童相談所長」 又は休止しようとする 「関係指定都市 (これらの規定を と 同法第一 都道府県知事 「ごとに行う 中 「都道府県 同法第二 市 「指定都 と 長 0 「につ 「都道 十一 市長 一月 لح 单 同 0)

ときは、 府県知事」 定都市若しくは中核市の長」 定を同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 市長」と、 都道府県知事」と、 用する場合を含む。 第二十一条の五の二十七第二項 十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」 ばならない。 届出があつたとき、 0) 定障害児通所支援に係るものであるときは、 いて準用する場合を含む。 法第二十一条の五の十五第一項 項 る場合を含む。 十一条の五の二十八第五項 「ものは」とあるのは「ものから」と、 と 月前までに、 この場合において、 て同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは 同意を得なければならない」と、 中 同法第二十四条の四第一項第二号中 「児童相談所長又は市町村長」 厚生労働省令で定めるところにより、 と 同法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項 この場合において、 その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け 関係都道府県知事」 中 又は同法」と、 「指定都市若しくは中核市の長」 中「指定都市若しくは中核市の長」とあるの 「関係都道府県知事」とあるのは 指定都市の市長は、 (同法第二十四条の十九の二におい とあるのは 中 「ごとに行う」とあるのは (同法第二十一条の五の十六第四項にお (同法第二十四条の十九の二におい 当該」とあるのは 同法第二十一条の五の十七 とあるのは 「を廃止し、 とあるの 「又は同法」とあるのは 「都道府県知事」 当該指定が次項に規定する特 「以外の都道府県の区域内」 あらかじめ、 その廃止又は休 は 「児童相談所長」 又は休止しようとする 「関係指定都市 「について同法第 とあるの 「関係指定 と、 都道府県 (これらの規 て準用す 第五 同 出 iĖ 法第 中 なけ と 都 休 0) 「につ 「都道 て準 は 同 知事 市 市 日 TF. 「指 同 n 0

都市」 都道· 十四四 るのは 除 児童福祉施設」 外の市町村」 外の市町村」 するときは 産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。 市 あるのは 六十一条第一 第三十四条の十八中 から第四項まで及び第三十四条の四中 市 市 と は 「当該指定都市以外の市町村」 「第六十一 六十中 町村長を経て」とあるのは 町 町村長を経て」とあるのは 「行う。 村 同法第二十六条第一項第二号中 条の十第四項において準用する場合を含む。 府県及び指定都市」 と 「行う者」とあるのは ヮ 一項及び第五項並びに第四十六条第 とあるの 「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、 条第二項 同法第三十五条第三項中 区域以外の区 と と の 項」と、 あらかじめ、 同 とあるのは 場合におい 法第五十一 は 同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるの 同法第一 第 「及び都道府県」 「指定都市以外の 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 号 と 域 一十七条第 て、 都道府県知事の同意を得なければならない 「児童福祉施設 と、 と 条第三号中 同法第三十四条の五第 「行う者 「以内に」 「以内) と 指定都市の市長は、 同法第二十四条の九第 「第六十二条第一項」とあるの 同法第三十条第一項中 一項第一 「市町村」とあるのは 「市町村」とあるのは にと、 とあるのは 市町村」 (都道府県を除く。 「及び都道府県」とあるのは と 「費用 二号中 (都道府県が設置するもの 項、 同法第三十四条の三第二項 と 同条第二項中 (都道)」とあるのは 第三項及び第四項中 乛 市 中 同 当該指定をしようと 一項及び第三十四条 同条第十一 一町村 都道府県及び指定 所県の設置する助 法第四十五条第 「行う」) 」 と、 項 「指定都市以 「以内) 「指定都市以 とあるの 「以内に、 とあるの (同法第二 項中 は 「費用 同法 に、 第 لح を は は

るのは 除く。 いと 産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。 児童福祉施設. 第 中 0) 市以外の市町村」 指定都市」と、 同法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは 四条の六中 二項から第四項まで及び第三十四条の四中 に、 0 市以外の うとするときは、 とあるのは に、 第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。 「第六十一条第一項」 とあるのは は は 市 市 項から第三 都道府県及び指定都市」と、 市 「第六十一条第一 「当該指定都市以外の市町村」 町村」 町村長を経て」とあるのは 町村長を経て」とあるのは 「行う。 同法第二十六条第一項第二号中 市 · 町村」 「の区域以外の区域」 「行う者」とあるのは とあるのは 「市町村子ども・子育て支援事業計画」 とあるのは 一項まで並びに第四十六条第 この場合において、 同法第三十五条第三項中 同法第五十 と ٢, あらかじめ、 一項第一号」と、 と、 同条第八項中 同法第二十七条第 「指定都市以外の市 「児童福祉施設 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計 条第三号中 都道府県知事の同意を得なければならな と 同法第三十四条の五第一 「行う者 「以内) 「以内に」と、 と 指定都市の 「第六十二条第二項第一号」 同法第二十四条の 「第六十二条第一 同法第三十条第一 「市町村」 費用 「市町村」 にと、 項 一項、 「及び都道府県」とあるの (都道府県を除く。 (都道府県が設置するも 計村」 第 市長は、 一号中 (都道 同法第三十四条の三第 第三項及び第四 とあるのは と とあるのは 同条第二項中 とあるのは 府県 と 「市町村 中 項」 九第 同法第四 当該指定をしよ 項中 同条第十一 項及び第三十 都道府県 の設置する助 「行う」 とあ) _ と 項 「以内) 「指定都 「指定都 十五 とある 頃中 るの とある 「費用 「以内 (同法 とあ 及び \mathcal{O} 項 は は

中 防 市 律第六十七号) 規定による広域的な対応が必要な業務、 条第一項第一 域であつて、 区域又は一若しくは二以上の当該指定都市の区 道府県の区域内の (その数に一に満たない端数があるときは、 「児童相談所設置市」という。 「児童福祉施設 とあるのは の区域であつて、 とあるのは 止等に関する法律第十三条の二中 という。 又は二以上の 同法第五十六条の八第三項中 号の規定による市町村相互間の連絡調整等、 児童相談所と」 「 一 」 と、 「にかかわらず」と、 及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (都道府県が設置するものを除く。 市 児童相談所と市町村及び」とあるのは 市町村 町村 同令第三十八条中 (特別区を含み、 (特別区を含む。 と を除く。 同令第三条第 児童福祉法施行令第一条の三第一号 「市町村」とあるのは 法 地方自治法 「児童福祉施設」 これを一に切り上げる。 の数を三十で除して得た数 とあるのは 以下この号において同じ。 (総合区を含む。 項第三号中) 」 と、 (昭和二十二年法 法 (以下「指定都 同項第三号の 「当該指定都 「指定都市の とあるのは 児童虐待の 「法第十一 と 以下 0) 都 区

町村」とする 「にかかわらず、 市町村長を経由し 条第一 防止等に 市」という。 律第六十七号) 域であつて、 中 と、 児童福祉 とあるのは とあるのは

(障害者の自立支援に関する事務)

8

略

市

以外の

市

第百七十四条の三十二 略

2 略

3 第一項の場合においては、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

> 道府県の区域内の市町村 規定による広域的な対応が必要な業務、 区域又は一若しくは二以上の当該指定都市の区 市 (その数に一に満たない端数があるときは、 「児童相談所設置市」という。 以 の区域であつて、 外 項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、 又は二以上の市町村 同法第五十六条の八第三項中 0 市 .関する法律第十三条の二中 町村」 施設 児童相談所と」 「にかかわらず」と、 第一 及び法第五十九条の四第 (都道府県が設置するものを除く。 とする。 一百五十二条の十九第一項の指定都市 と 児童相談所と市町村及び」とあるのは 同令第三十八条中 (特別区を含み、 (特別区を含む。 と を除く。 同令第三条第 児童福祉法施行令第一条の三第一号 「にかかわらず、 「市町村」とあるのは 法 項 地方自治法 「児童福祉施設」 これを一に切り上げる。 とあるのは の児童相談所設置市 以下この号において同じ。 の数を三十で除して得た数 (総合区を含む。 項第三号中 _ 市 と (昭和二十二年法 町村長を経 (以下「指定都 法 同項第三号の 「当該指 「指定都市 児童虐待 とあるのは 「法第十 と (以下 0) 定都 由 都 区 0

8 略

略

、障害者の自立支援に関する事務

第百七十四条の三十二

2 略

3 第一項の場合においては、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

第一項 は のは 中 の市長は、 を含む。 支援するための法律第十一条第一項中 五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、 あったとき、 法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の 0 るときは、 とに行う」とあるのは 自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、 立支援医療費の支給に限る。 るための法律施行令第 この場合において、 主務省令で定めるところにより、 同意を得なければならない」と、 同法第三十八条第 同条第二項中 その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない とあるのは 「自立支援給付 当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであ 同法第五十一条の三第二項及び第五十一条の四第五項中「指定都 (同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。 中 とあるのは 当該指定をしようとするときは、 あらかじめ、 又は同法」 「行う」とあるのは 「ものから」と、 自立支援給付対象サービス等」とあるのは 一項 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 当該」とあるのは 「ごとに行う。この場合において、 「旨を都道府県知事に届け出るとともに、 と 条の二 都道府県知事の同意を得なければならない」と (同法第四十一条第四項において準用する場合 以下この条において同じ。 「を廃止し、 |第三号に規定する精神通院医療に係る自 「又は同法」とあるのは 「行う。 その廃止又は休止の日の一月前まで 同法第四十一条の二第五項中 「自立支援給付に関して」とある 「について同法第百十五条の十 又は休止しようとするときは この場合において、 あらかじめ、 同法第五十一条)に関して」と 同法第三十六条 指定都市の 都道府県知事 「について同 指定都市 これを 中 が届出が もの 当該 市

までに、 第一項 長は、 のは れを」と、 ない。この場合において、 あったとき、 法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは は の同意を得なければならない」と、 の市長は、 を含む。) るときは、 自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」 立支援医療費の支給に限る。 るための法律施行令第一 支援するための法律第十一条第一項中 とに行う」とあるのは 条中 十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」 厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一 同法第三十八条第一 同条第二項中「、 とあるのは 「自立支援給付 当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであ 「旨を」 (同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。 その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なけ 中 同法第五十一条の三第二項及び第五十一条の四第五項中「指 当該指定をしようとするときは、 あらかじめ、 又は同法」と、 「行う」とあるのは とあるのは 「ものから」と、 自立支援給付対象サービス等」とあるのは (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 項 「ごとに行う。この場合において、 都道府県知事の同意を得なければならない」 条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自 (同法第四十一条第四項において準用する場合 当該」とあるのは 「旨を都道府県知事に届け出るとともに、 以下この条において同じ。 「を廃止し、 「行う。 「又は同法」とあるのは 同法第四十一条の二第五項中 「自立支援給付に関して」とある 又は休止しようとするときは この場合において、 あらかじめ、 「について同法第百十五条 と 同法第三十六条 都道府! 指定都市 に関して」と 休止 「について同 同法第五十 れば. 指定都市 0) 中 届 県 £ 月前 当該 なら 田が 知事 \mathcal{O} 市 0

項中 」という。 事業所若しくは基準該当施設 第五項」 中核市の長」とあるのは 三項及び第四 県知事」 るのは 立支援医 第七十条第二項において準用する場合を含む。 及び第七十五条において 支援医療費、 定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当 法第七十三条第 知事又は指定都市若しくは中核市の長」 又は都道府県知事」 ときは関係都道府県知事と密接な」 うときは関係市町村長と、 0) 市若しくは中核市の長」とあるの 「及び自立支援医療費」 とあるのは は 「「関係指定都市の市長」と、 「自立支援医療費の」と、 「関係都道府県知事」 とあるのは とあるのは |療機関が第五十八条第五項| 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」)」とあるのは 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 項並びに第五十一 主務大臣又は都道府県知事」 一項中 と 「次条第五項」 「関係指定都市の市長」と、 と 「指定自立支援医療機関、 同法第五十一条の三十三第五項中 「自立支援医療費等」という。 「都道府県知事」 指定都市又は中核市の長が同項の権限を行う 「指定自立支援医療機関」と、 とあるのは 「公費負担医療機関が第五十八条第五項 (以下この条において 条の三十二第三項中 同条第三項及び第四項中「公費負担医 は とあるのは と 乛 「都道府県知事」と、 と とあるのは 都道府県知事が前項の権限を行 「関係指定都市の市長」 と 自 「関係都道府県知事」 と)」とあるのは 同条第二項中 立支援医療費等の」 「密接な」 同法第五十一条の三第 療養介護医療を行う指 「以下この項及び次条 「公費負担医療機関 「又は都道府県知事 「指定都市若しくは) 」とあるの と とあるのは (以下この \neg 「並びに自立 「関係都道府 「主務大臣 都道府県 同条第四 「指定自 と とある とあ 同 は 条

۲, 費等の」とあるのは \mathcal{O} 市長」と、 とあるのは 0) 項の権限を行うときは関係市町村長と、 知事」とあるのは の項及び次条第五項」 くは中核市の長」とあるのは 三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項中 道府県知事」とあるのは 定都市若しくは中核市の長」とあるのは 八条第五項 負担医療機関」という。 行う基準該当事業所若しくは基準該当施設 医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医 都道府県知事」 労働大臣」とあるのは (以下この条及び第七十五条において とあるのは 並びに自立支援医療費、 は 権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」 同条第四項中 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは 指 定自立支援医療機関が第五十八条第五項」 同法第七十三条第一項中 「又は都道府県知事」 (第七十条第二項において準用する場合を含む。 「及び自立支援医療費」と、 と、 一、 「自立支援医療費の」と、 「関係指定都市の市長」と、 「関係都道府県知事」とあるのは とあるのは 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市 「厚生労働大臣又は都道府県知事」 「関係指定都市の市長」 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 とあるのは 「都道府県知事」と、 Ł, 「次条第五項」 「指定自立支援医療機関 同法第五十一条の三十三第五 「自立支援医療費等」 指定都市又は中核市の 「指定自立支援医療機関」 「都道府県知 「公費負担医療機関が第五十 (以下この条におい 同条第三項及び第四項中 と と とあるのは 乛 と 同条第二項中 同法第五 事 都道府県 「関係指定 「自立支援医療 と 「指定都· と 「関係都道 という。 「密接な」 `長が + 知 7 療養介護 「以下こ 関 とある 事が 都 0 市 「公費 「又は 厚生 条の بح |療を 同 府県 若 係都 市 項 長 单 項 前 \mathcal{O}

祉ホー るの ス事業 除く。 動支援事業を行う者 中 療機関」 市 8 て同じ。 市以外の を除く。 八十条第 項中 以外の とあるのは の法律施 A 「及び都道府県」 の 同 は) _ と ٨ 設置者」とあるのは [法第八十二条第 (都道府県が行うものを除く。 障害者支援施設 とあるのは 市 設置者」とあるのは 市 次項において同じ。 項中 町村」 町村」 行令第四十三条の七第一 とあるのは と 「自立支援医療費」 同法第八十三条第三項中 「障害福祉サービス事業」 と、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた とあるの 「指定自立支援医療機関」 (都道府県を除く。 同条第二項中 同法第八十四条第 「福祉 項中 (都道府県が設置するものを除く。 _ 「福祉ホー ホー は 「移動支援事業を行う者」とあるのは 「設置者 \neg と と ム 項中 都道府県及び指定都市」 「市町村長」 (いずれも都道府県が設置するもの 同条第三項及び同法第八十一 同法第七十九条第二項及び第四 ムの設置者 次項において同じ。 (いずれも都道府県を除く。) 」 と、 「市町村」 「市町村」とあるのは 項中 とあるのは と、 「障害者支援施設」 とあるのは 同条第一 (いずれも都道府県 とあるの 「自立支援医療費等 「障害福祉サ 一項中 _ と は 次項におい 市 と 福 「指定都 「指定都 同法第 町 7村長 とあ 条第 祉 移 を ホ 福 項 Ė

4 略

指

定都市

の市長を除く。

と読み替えるものとする

児 産福祉に関する事務

第百七十四 条の 四 十九 の 二 略

2 前 項の場合においては、 児童福祉法第三条の三第二項中 「市町村 0 行

> 害福 は 0) に支援するための法律施行令第四十三条の七第 援施設」 0) 項 あるのは 第八十一条第一 設置するものを除く。 項及び第四項中 支援医療費等」 も都道府県を除く。 を除く。 「公費負担医療機関」 _ は は 单 5 次項において同じ。 市 略 ٢ 祉 「福: 指定都市以外の 「指定都市以外の市町村」 同法第八十条第一 町 サ) 」 と、 とあるのは 村 祉ホー 「移動支援事業を行う者 福 長 ビス事業 祉 (指定都市の市長を除く。 項中 とあるのは ホー ムの設置者」とあるのは 「及び都道府県」 同法第八十二条第 ム 「障害者支援施設 (都道府県が行うものを除く。 市町村」) | |と、 「設置者」 とあるのは 次項において同じ。 と 項中 とあるのは 「自立支援医療費」 同法第八十三条第三項中 「障害福祉サー 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 Ł, とあるのは と とあるのは (都道府県を除く。 「指定自立支援医療機関」 同法第八十四条第 同 福祉 項中 条第二項中 (都道府県が設置するものを除 「福祉ホ ホ 「設置者 ر کر 「移動支援事業を行う者」 と読み替えるものとする。 ビス事業」 \neg と À 項中 都道府県及び 市 (いずれも都道 同法第七十九 同条第三項 次項において同 ム _ (いずれも都道 崱 0 「市町村」 とあるの 市町 設置者 ·村長」 項 と 中 と、 村 同条第一 とあるの 交び 障害者支 指 とある いず 条第 とある 府 は 定 自立 府県 県が 同 都 障 لح 'n 市

4

児童福祉に関する事務

第 百 ŧ 十四四 |条の四 十九の二 略

2 前 項の場合においては、 児童福祉法第三条の三第7 一項中 市 町 村 0 行

ときは、 実施、 より、 Ł, 長は、 よう、 中 府県知事」 廃止若しくは休止 とあるのは 児慢性特定疾病医療費の支給」と、 うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われる 法第二十一条の五の二十八第五項中 都市若しくは中核市の長」 た都道府県知事に届け出なければならない。 定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、 同法第二十一条の五 ごとに行う」とあるのは 同法第二十一条の五 十七条第 な対応」 「を廃止し、 とあるのは 指定都市若しくは中核市 「又は同法」とあるのは 当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものである その廃止又は休止の日の一 小児慢性特定疾病医療費の支給、 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 とあるのは あらかじめ、 項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは とあるのは 「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の 又は休止しようとするときは、 「児童」 <u>の</u> の十七第五項中「ものは」とあるのは の十六第四項において準用する場合を含む。 「技術」 と ٤, 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 「関係中核市の市長」 「ごとに行う。 とあるの 同法第二十一条の五の二十七第二 「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的 と \mathcal{O} 「について同法第七十八条の五第二項の規 長 月前までに、 「第十一条第一 同法第二十一条の五の十五第一 とあるのは は 「指定都市若しくは中核市の長」 「都道府県知事」と、 この場合において、 障害児入所給付費の支給、 と この場合において、 内閣府令で定めるところに その旨を当該指定を行つ 「都道府県知事」 同条第三項及び第四 項各号に掲げる業務の 又は同法」と、 「ものから 項 中核市の 「関係都道 中 当該」 ٢ 「指定 児童 第二 中 項 小 لح 市 同 項

ときは、 長は、 実施、 都道府県知事」とあるのは 指定都市若しくは中核市の長」 業の廃止若しくは休止の」 該 ろにより、 と、 同法第二十一条の五の十七第五項中 ごとに行う」とあるのは 同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。 児慢性特定疾病医療費の支給」と、 よう、 うこの法律に基づく児童の 行つた都道府県知事に届け出なければならない。 定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、 十七条第 な対応」とあるのは 「を廃止し、 同 項 とあるのは とあるのは 法第二十一条の五の二十八第五項中 中 「又は同法」 当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものである 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 小児慢性特定疾病医療費の支給、 あらかじめ、 指定都市若しくは中核市の長」 一項第三号の規定による委託又は入所の措置」 その廃止又は休止 又は休止しようとするときは 「児童」 「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事 とあるのは 「技術」と、 と 都道府県知事の同意を得なければならない」 「ごとに行う。 と 福祉に関する業務が適正 「関係中核市の市長」 「技術並びに各市町村 の日の一 「について同法第七十八条の五第二 とあるのは 同法第二十一条の五の二十七第二 「第十一条第一 同法第二十 「ものは」とあるのは 月前までに、 この場合において、 障害児入所給付費の支給、 とあるのは 「指定都市若しくは中核市 「都道府県知事」と、 厚生労働省令で定めるとこ 一条の五の十五第 と この場合において、 項各号に掲げる業務 の区域を超えた広 その旨を当該指 都道府県 同条第三項 つ円滑に行 とあるの 又は同 「ものから 中核市 法 知 項中 事 反び第 項 は わ 関 児童 بح の長 定を 項 中 第二 域的 \mathcal{O} 0 れ 小小 当 規 係 市 る

`

兀

町 事 生活支援施設及び保育所」 核市以外の 型児童養育事業を行う者」 三十四条の三第二項から第四項までの規定中 児入所施設」とあるのは 児通所支援事業者」と、 児相談支援事業者」と、 援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは 中核市の も・子育て支援事業支援計画」 六十二条第一 十二条第二 は 県及び中核市」と、 自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者」 は 所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者」とあるのは あるのは **事業計画**」 村 及び同法第三十四条の六中 一助 産施設、 لح 同法第三十四条の十八中 都道府県及び中核市」 市 「又は指定障害児相談支援」 一項第 ٤ 市 長」と、 項 「児童福祉施設を」とあるのは **町村** 母子生活支援施設及び保育所」と、 同 号 とあるのは **E**条第十 同法第三十五条第三項中 同法第三十三条の十八第一項中 Ł とあるのは 「当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害 「当該指定障害児通所支援事業者」 とあるのは 項 ٢, 「児童福祉施設」 と 指定障害児相談支援又は指定入所支援」 中 「第六十一条第一項」と、 とあるのは 同条第四項中 「及び都道府県」とあるのは 市 児童自立生活援助事業又は小規模住居 同法第三十四条の五第 「第六十一条第二項第 町 と 村 「を行う者 とあるのは 同条第六項中 とあるの 「助産施設又は母子生活支援 「市町村子ども・子育て支援 「市町村」 「及び都道府県」とあるの 「児童福祉施設」 (都道府県を除く。 同条第八項中「第六 は 「指定障害児相談支 「中核市以外の 「助産施設、 とあるのは 一項中 「指定障害児通 号 「都道府県子ど と と 「指定障害 とあるの 「指定障害 とあ 同法第 都道府 児童 母子 「第 中 ŋ لح 市

あるの

は

「都道府県知事」

と

関係都道府県知事」とあるの

は

「関係

るのは るのは 第六十二条第二 母子生活支援施設及び保育所」 道府県及び中核市」 児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者」 法第三十四条の三第二 障害児入所施設」 障害児通所支援事業者」と、 児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者」 障害児相談支援事業者」と、 談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」 関係中核市の市長」 支援事業計画. 子ども・子育て支援事業支援計画」 住居型児童養育事業を行う者」とあるのは 「中核市以外の市町村」 _ 「第六十二条第 とあるの 市町村」 とあるのは と 及び同法第三十四条の六中 乛 「助産施設、 ٢ 同法第三十四条の十八中 都道府県及び中核市」 は 「又は指定障害児相談支援」と、 一項第一 「都道府県知事」 ٤, 項」 とあるのは 「児童福祉施設を」とあるのは と と 母子生活支援施設及び保育所」 同条第十一 一項から第四項までの規定中 とあるのは 号」とあるのは と、 同法第三十五条第三項中 同法第三十三条の十八第 「当該指定障害児通所支援事業者又は 項中 「児童福祉施設」とあるの 「当該指定障害児通所支援事業者」 と と と 指定障害児相談支援又は指定入所支援 「第六十一条第 同条第四項中 とあるのは 市 「及び都道府県」 「関係都道府県知事」 児童自立生活援助事業又は小規模 同法第三十四条の五第 「第六十一条第一 町村」 「を行う者 同条第六項中 とあるの 「市町村子ども・ 「助産施設又は母子生活 一項中 「市町村」とあ 「及び都道府県」 「児童福 項」 と とあるの とあるのは とあるの と (都道府県を除 項 同条第八項中 は は 「指定障害児相 とあるの [祉施設] 第 中 助産 「指定障害 核市 号 項 都道府県 は は 子育て 施設、 るの 中 「指定 とあ 「指定 とあ کے 指定 は لح 都 同 は

あり、

0

置者、 あるの 者、 援施設」 同 生活支援施設」と、 三号中 するものを除く。 助 その廃止又は休止 とあるのは 施設を」と、 童福祉施設」とあるのは ついて」 各号列記以外の るものを除く。 れらのうち都道府県が設置するものを除く。 童福祉施設」 設置するものを除く。 設及び保育所 五条第 とあるのは **労産施設、** 種のの 同 助 条第 児童福祉施設 産施設、 児童福祉施設の長及び」とあるのは は 「費用 と とあるのは 項 助 垣 母子生活支援施設及び保育所 「までに、 とあるのは 第 助 同法第五十六条の八第三項中 中 産施設及び母子生活支援施設」 (これらのうち都道府県が設置するものを除く。 の産施設、 部分中 (都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係)」とあるのは 母子生活支援施設及び保育所 (当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前) 」 一項及び第五項の規定中) 」 と、 児 の日の三月前」 童福祉施設」 「について」と、 とあるのは 保育所を廃止し、 (保育所を除く。 児童福祉施設」 の長並びに」 母子生活支援施設及び保育所」 「その助産施設及び母子生活支援施設」 「助産施設、 同法第四十六条第一項中 「費用」 と لح 「助産施設及び母子生活支援施設. しあるの と 同項第一号中 母子生活支援施設及び保育所 同条第十二項中 と 以下この条において同じ。 とあるのは 又は休止しようとするときは 「児童福祉施設」とあるのは (これらのうち都道府県が設置 同条第三項及び第四項中 は 「にかかわらず、 「助産施設、) 」 と、 と 同法第五十六条の二第一項 (これらのうち都道府県が 助 同項第一 産施設及び 「児童福祉施設 「児童福祉施設」 同法第五十一 助産施設及び母子 「児童福祉施設 と 母子生活支援施 一号中 市町村長を 母子生活支 同法第四 と、 「その児 の設置 条第 0 $\widehat{\Xi}$ 児 لح لح に 設 干

三号中 置者、 設 _ 援施設」と、 同 童福祉施設」とあるのは あるのは 生活支援施設」と、 れらのうち都道府県が設置するものを除く。 童福祉施設」とあるのは 設置するものを除く。 者、 設及び保育所 するものを除く。 助産施設 四十五条第一項から第三項までの規定中 は、 支援施設を」と、 ついて」とあるのは 各号列記以外の部分中 るものを除く。 同 .種の児童福祉施設」 条第 助 とあるの とあるのは その廃止又は休止の日の三月前」 産施設、 児童福祉施設の長及び」 一費用 三項 助 母子生活支援施設及び保育所 同法第五十六条の八第三項中 中 産施設及び母子生活支援施設」 は (これらのうち都道府県が設置するものを除く。 (都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係)」とあるのは 母子生活支援施設及び保育所 「までに、 「児童福祉施設」) 」 と、 助産施設、 「について」 (当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前 とあるのは (保育所を除く。 「児童福祉施設」 の長並びに」 「その助産施設及び母子生活支援施設」 「助産施設、 同法第四十六条第一項中 保育所を廃止し、 母子生活支援施設及び保育所」 とあるのは 「費用」 と とあ 「助産施設及び母子生活支援施設 るの と と 同項第一号中 母子生活支援施設及び保育所 と 以下この条において同じ。 とあるのは 「児童福祉施設」とあるの (これらのうち都道府県が は 同条第三項及び第四 同条第十一 「にかかわらず、 と 同法第五十六条の二第一項 「助産施設、 又は休止しようとするとき (これらのうち都道 助 同項第一 と 産施設及び 「児童福祉施設」 「児童福祉 項中 助産施設及び母子 同法第五十一 母子生活支援施 一号中 児 بح 市 母子生活支 町村長を 施 童 項 「その児 の設置 同法第 中 府 設 福 条第 県が の設 設置 は 祉 \subseteq 児児 لح に 施

子生活支援施設若しくは保育所」 第三十九条の二を除く。 童福祉施設」とあるのは 経由し」とあるのは「にかかわらず」と、 は第三十九条第一項」と、 同法第五十九条第 項中)」とあるのは「、第三十六条、 「助産施設、 「若しくは第三十六条から第四十四条まで(「児童福祉施設」とあるのは と 母子生活支援施設又は保育所」 児童福祉法施行令第三十八条中 同法第五十八条第一 「助産施設、 第三十八条又 項中 児 母

3 (略

これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」とする。

児童福祉施設」とあるのは

「助産施設、

母子生活支援施設及び保育所

(障害者の自立支援に関する事務)

第百七十四条の四十九の十二(略)

2 とあるのは らかじめ、 の場合において、 兀 祉サービスに係るものであるときは、 場合において、 援するための法律第三十六条第一項 を得なければならない」と、 用する場合を含む。 条の二第五項中 一項におい 前 項の場合においては、 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 て準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは 「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃 中核市の市長は、 中核市の市長は、 「ものは」)中「ごとに行う」とあるのは 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 同法第三十八条第一項 とあるのは 当該指定が次項に規定する特定障害福 当該指定をしようとするときは、 (同法第四十一条第四項において準 あらかじめ、 「ものから」と、 都道府県知事の同意 「ごとに行う。 (同法第四十一条第 「又は同法 同法第四十 「行う。 この ح あ

> これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」とする。 児童福祉施設」とあるのは 子生活支援施設若しくは保育所」 は第三十九条第一項」と、 第三十九条の二を除く。 童福祉施設」とあるのは 経由し」とあるのは 同法第五十九条第一 「にかかわらず」と、 項中) 」とあるのは 「助産施設、 「若しくは第三十六条から第四十四条まで 「助産施設、 「児童福祉施設」とあるのは と 母子生活支援施設又は保育所」 児童福祉法施行令第三十八条中 母子生活支援施設及び保育所 「、第三十六条、 同法第五十八条第 「助産施設、 第三十八条又 一項 中 児 لح 母

3 (略

第百七十四条の四十九の十二

(略

(障害者の自立支援に関する事務)

2 とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃 らかじめ、 の場合において、 四項において準用する場合を含む。 を得なければならない」と、 祉サービスに係るものであるときは、 場合において、 用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは 援するための法律第三十六条第一項 条の二第五項中 前項の場合においては、 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 中核市の市長は、 中核市の市長は、 「ものは」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 同法第三十八条第一項 とあるのは 当該指定が次項に規定する特定障害福 当該指定をしようとするときは、 中 (同法第四十一条第四項において準 あらかじめ、 もの 「行う」とあるのは から」 都道府県知事の同意 「ごとに行う。 (同法第四十一条第 ٤, 「又は 同法第四十 「行う。 あ

接な」 知事」 は休止 <u>の</u> 施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。 療 五項中 事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、 都道府県知事」とあるのは 中 同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項 条の四第五項中 休止しようとするときは、 市 0) が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」 条第二項中 け出るとともに、 11 届け出なけ 止若しくは休止の届出があったとき、 「又は都道府県知事」 「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」 長 の市長」 て同法第百十五条の十五第二 「指定都市若しくは中核市の長」 と とあるのは Ł 0 (障害者の 同 É 同条第四項中 法第五十一条中 ればならない。 都道府県知事又は指定都市若しくは 0) 「主務大臣」 関係都道府県知事」 同法第五十四条第二項中 月前 これを」 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 指定都市若しくは中核市の長」とあるのは 「又は都道府県知事」 までに、 と とあるのは と この場合において、 主務省令で定めるところにより、 「「関係中核市の市長」と、 一旨を」 「関係都道府県知事」とあるのは その旨を当該指定を行った都道府県 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市 一項の規定による事業の廃止若しくは休 同法第五十一条の三第一 とあるのは とあるのは とあるのは 「主務大臣又は都道府県知事」 又は同法」と、 と 「医療機関 同法第五十一条の三十三 「関係中核市の市長」 当該」とあるのは 指定都市又は中核市 中核市の長」 「旨を都道府県知事に届 「都道府県知事」 (」とあるの 一項及び第五十一 「を廃止 とあるの 乛 と、 とあるの その廃止 都道府県 「関係中 「都道府県 Ļ と が知事に は は 「につ 「関係 と 又は と 0 医 核 第 密 長 知 同 又 は

三項 ۲, 休止 るための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るも あ 条の三十三第五項中 あるのは は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接 ٤, 県知事」と、 府県知事」 + に届け出るとともに、 事に届け出なければならない。 止又は休止 休止しようとするときは、 止若しくは休止の届出があったとき、 は しくは中核市の長」 について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは るの とあるのは 同 都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、 「関係中核市の市長」 条の四第五項中 の 条第二項中 中 同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第 は と 関係都道府県知事」とあるのは 指定都市若しくは中核市の長」とあるのは と 医 密接な」 の 日 の 一 療機関 同法第五十一条中 「又は都道府県知事」 「以下この項及び次条第五項」 「厚生労働大臣」とあるのは 「関係都道府県知事」 と とあるのは 月前までに、 乛 「指定都市若しくは中核市の長」 これを」と、 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援・ と 同条第四項中 都道府県知事又は指定都市若しくは中核 厚生労働省令で定めるところにより、 同法第五十四条第 この場合において、 「又は都道府県知事」 「旨を」とあるのは その旨を当該指定を行った都道 と 同法第五十一条の三第二項及び とあるのは 又は同法」と、 「関係都道府県知事」とあるの 都道府県知事又は指定都 「関係中核市の市長」 とあるのは 「厚生労働大臣又は都道府 一項中 「関係中核市の 当該」 「旨を都道府県 「都道府県知 と とあるの 「を廃止し、 「医療機関 「次条第五 とあるのは 同法第五十 指定都市 な と 事 その 市 市 府 「都道 又は 市若 長 第五 0 知 長 لح لح 又 知

行令第 医療 び第七十五条において 援医療費、 業所若しくは基準該当施設 障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事 第七十三条第一項中 律施行令第一 ービス事業 第四項中 療費等」とあるのは 負担医療機関」 医療費等の」とあるのは あるのは 五十八条第五項 のを除く。 るための法律施行令第 及び自立支援医療費 という。 支援医療 同法第六十七条第一項中 同法第六十六条第 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。)を」と、 「及び都道府県」 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、 以下この条において同じ。 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 (都道府県が行うものを除く。 条の二第 とあるのは 項 とあるのは (第七十条第一 单 「自立支援医療費」 「指定自立支援医療機関、 「障害福祉サー (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 一項中 「自立支援医療費等」という。 二号に規定する精神通院医療を除く。 条の二第三号に規定する精神通院医療に係るも 「自立支援医療費の」と、 「指定自立支援医療機関」と、 とあるのは 「指定自立支援医療機関」と、 (以下この条において 「自立支援医療を」とあるのは 「自立支援医療の実施」とあるの |項において準用する場合を含む。 ビス事業」) | |と、 と 次項において同じ。)」と、 都道府県及び中核市」 同法第七十九条第二項及び 療養介護医療を行う指定 とあるのは 「公費負担医療機関が第 「公費負担医療機関 同条第三項中「公費)」とあるのは 「並びに自立支 (以下この条及 「障害福祉サ 「自立支援医 「自立支援 「自立支援 の実施」 は と 自立 同法 同 لح 法

三項中 るのは ため 核市」 条第一 含む。 医療機関が第五十八条第五項 医療に係るものを除く。 とあるのは 以下この条及び第七十五条において 並びに自立支援医療費、 担医療機関」という。)」とあるのは う基準該当事業所若しくは基準該当施設 療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行 するための法律施行令第一 合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院 を」と、 「障害福祉サービス事業(都道府県が行うものを除く。 「自立支援医療費等」とあるのは を除く。 「自立支援医療 「自立支援医療費等の」とあるのは の実施」と、 の法律施行令第一 一項及び第四項中)」とあるのは 「自立支援医療 「公費負担医療機関」 同法第七十三条第一項中 _ と、 同 「及び自立支援医療費 法第八十条第一項中 同法第六十七条第一 同法第六十六条第一 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。 「及び都道府県」とあるのは (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と 以下この条において同じ。 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 条の二第三号に規定する精神通院医療を除く とあるのは (第七十条第二項において準用する場合を 「自立支援医療費」 「指定自立支援医療機関、 (障害者の日常生活及び社会生活を総 「障害福祉サービス事業」 「自立支援医療費等」という。 一項中 項中 「自立支援医療費の」と、 「指定自立支援医療機関」 (以下この条において 「指定自立支援医療機 「自立支援医療の 「自立支援医療を」) | |と、 次項において同 都道府県及び中 同法第七十九 実施」 とあるのは 療養介護 「公費負担 関 とあるの 「公費負 同条第 とあ と 医

は

0

核市以外の市町村」と、 県を除く。)」と、 祉ホームの設置者」とあるのは 市以外の市町村」と、 ための法律施行令第四十三条の七第一項中 いて同じ。)」と、 あるのは 条第一項中 ものを除く。 - 」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは (中核市の市長を除く。)」とする。 「移動支援事業を行う者 「福祉ホー 「障害者支援施設 ム」とあるのは 「設置者」とあるのは 次項において同じ。)」と、 同法第八十三条第三項中 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する 同条第二項中 同法第八十四条第一項中 (都道府県を除く。)」と、同条第二項中「福 「福祉ホーム(いずれも都道府県が設置する (都道府県が設置するものを除く。 「福祉ホームの設置者 「設置者 「市町村長」とあるのは 同条第三項及び同法第八十 「市町村」とあるのは (いずれも都道府県を除く。 「市町村」とあるのは 「障害者支援施設」 (いずれも都道府 「市町村長 次項にお 「中核 中 لح

るのは は 的に支援するための法律施行令第四十三条の七第 支援施設」とあるのは あるのは ずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第三項中「市町村」と 第二項中 」とあるのは 府県を除く。)」と、 同法第八十一条第一項中 県が設置するものを除く。 じ。)」と、 く。次項において同じ。)」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合 「市町村長 「中核市以外の市町村」と、 「中核市以外の市町村」 「福祉ホームの設置者」とあるのは 「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」と、 「福祉ホーム」とあるのは (中核市の市長を除く。)」とする。 同法第八十二条第一項中 「障害者支援施設 「設置者」とあるのは 次項において同じ。)」と、 と、 同条第二項中 同法第八十四条第一 「福祉ホーム(いずれも都道府 (都道府県が設置するものを除 「福祉ホームの設置者 「設置者 「移動支援事業を行う者 「市町村長」とあるの 項中 同条第三項及び (いずれも都道 「市町村」 項中 「障害者 とあ 同条

(略)

3

3

略

して得た件数(その件数が零を下回るときは、零とする。)を四十	して得た件数(その件数が零を下回るときは、零とする。)を四十
ロ 各児童相談所につき、①に掲げる件数から②に掲げる件数を控除	ロ 各児童相談所につき、①に掲げる件数から②に掲げる件数を控除
イ (略)	イ (略)
計した数	計した数
一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合	一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合
の数、交通事情等を考慮したものであることとする。	の数、交通事情等を考慮したものであることとする。
に定める数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童	に定める数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童
)の数が、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号) の数が、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号
第一項の規定により置かれる児童福祉司(以下「児童福祉司」という。	第一項の規定により置かれる児童福祉司(以下「児童福祉司」という。
第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各年度において、同条	第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各年度において、同条
<u>大臣</u> に報告しなければならない。	に報告しなければならない。
道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働	道府県知事は、内閣府令の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣
る施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都	る施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都
② 都道府県が児童相談所に法第十二条の四に規定する児童を一時保護す	② 都道府県が児童相談所に法第十二条の四に規定する児童を一時保護す
り、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。	その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。
を変更したときは、都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところによ	を変更したときは、都道府県知事は、内閣府令の定めるところにより、
第二条 都道府県が児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等	第二条 都道府県が児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等
現行	改正案

一に切り上げる。)を合計した数で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを

- (1) (略)
- (2) 当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの虐り、当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの件数をいける第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均として内閣府令で定める数に当該児童相談所が応じたの管轄区域における人口を乗じて得た件数のでするが、各都道府県の区域内にある児童相談所が応じたの管轄区域における人口を乗じて得た件数

② (略) (略)

定は、内閣府令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うも第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指第三条の二 法第十三条第三項第一号の施設又は講習会(以下この条及び 気

のとする

2 開催地 共団体を除く。)であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約 提出しなければならない。 府令で定める事項を記載した申請書を、 講習会の実施者 指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は (以下この条において「所在地等」という。 (以下この条において「設置者等」という。 この場合において、 当該施設の所在地又は講習会の 設置者等が法人)の都道府県知事に は、 (地方公 内閣

一に切り上げる。)を合計した数で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを

- (1) (略)

② 二: (略) 三

略

うものとする。 定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行 第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。)の指 第三条の二 法第十三条第三項第一号の施設又は講習会(以下この条及び

方公共団体を除く。)であるときは、申請書に定款、 事に提出しなければならない。 会の開催地 労働省令で定める事項を記載した申請書を、 講習会の実施者 指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設の設置者又は (以下この条において「所在地等」という。 (以下この条において「設置者等」という。 この場合において、 当該施設の所在地又は講習 設置者等が法 寄付行為その他の の都道府県知 は、 厚生 地地

2

を添えなければならない。

3

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、

前項の申請書の記載事項

- 得なければならない。 児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を内閣府令で定めるものに限る。)を変更しようとするときは、当該指定
- ④ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項 ④ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項 ④
- の都道府県知事に報告しなければならない。 会の実施後一月以内に、内閣府令で定める事項を、当該講習会の開催地会の実施後一月以内に、内閣府令で定める事項を、当該講習会の開催地
- ⑦~⑨ (略)
- □ 指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようと

規約を添えなければならない。

- 認を得なければならない。

 「原生労働省令で定めるものに限る。)を変更しようとするときは、当該原生労働省令で定めるものに限る。)を変更しようとするときは、当該の指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項(
- 知事に届け出なければならない。

 (前項の厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で
- 知事に報告しなければならない。 月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県⑤ 法第十三条第三項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三
- 催地の都道府県知事に報告しなければならない。 会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開金の実施者は、当該講習会の開金の実施者は、当該講習の法第十三条第三項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習

⑦~⑨ (略)

- 申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。 しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若風 都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に

県知事に提出しなければならない 令で定める事項を、 当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、 次のとおり

とする。

一 〈 九 (略)

+子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第七十八条

+-·+= 略

から第八十条までの規定

第五条 養成施設」という。 について行うものとする。 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設)の指定は、 内閣府令で定める基準に適合する施設 (以 下 「指定保育士

を添えなければならない。 共団体を除く。)であるときは、 令で定める事項を記載した申請書を、 当該施設の所在地の都道府県知事 に提出しなければならない。 指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者は、 この場合において、 申請書に定款、 寄付行為その他の規約 設置者が法人 (地方公 内閣府

2

- 3 の都道府県知事に申請し、 で定めるものに限る。 指定保育士養成施設の設置者は、)を変更しようとするときは、 その承認を得なければならない。 前項の申請書の記載事項 当該施設の所在地 (内閣府令
- 4 内閣府令で定めるもの以外のものであつて内閣府令で定めるものに限る 定保育士養成施設の設置者は、 第二 一項の申請書の記載事項 (前項 \hat{o}

道府県知事に提出しなければならない 働省令で定める事項を、 当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都

第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、 次のとおり

とする。

~ 九 (略)

+ から第八十五条までの規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第八十三条

+-·+= (略

第五条 施設について行うものとする。 養成施設」という。)の指定は、 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設 厚生労働省令で定める基準に適合する (以下「指定保育士

2 規約を添えなければならない。 方公共団体を除く。 知事に提出しなければならない。この場合において、 働省令で定める事項を記載した申請書を、 指定保育士養成施設の指定を受けようとする施設の設置者は、)

であるときは、 申請書に定款、 当該施設の所在地の都道府県 寄付行為その他の 設置者が法人 厚生労 (地

- 3 在地の都道府県知事に申請し、 省令で定めるものに限る。 指定保育士養成施設の設置者は、)を変更しようとするときは、 その承認を得なければならない。 前項の申請書の記載事 当該施設の所 項 (厚生労働
- 4 厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるも 指定保育士養成施設の設置者は、 第 項 の申請書の記載事項 前 項の

当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。。)に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、

める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならな指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、内閣府令で定

⑥ 都道府県知事は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく

る申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定によ内閣府令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは法第

所在地の都道府県知事に提出しなければならない。 は、学年の開始月二月前までに、内閣府令で定める事項を、当該施設の① 指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするとき

しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選任第六条 都道府県知事は、法第十八条の八第三項の保育士試験委員を選任 第

しなければならない。

以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。いう。)の指定は、内閣府令で定めるところにより、同項の試験事務(第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関(以下「指定試験機関」と

②·③ (略)

| 第八条 指定試験機関は、法第十八条の十一第一項の保育士試験委員を選

以内に、当該施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。のに限る。)に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月

で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければな⑤ 指定保育士養成施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令

⑥ 都道府県知事は、指定保育士養成施設につき、第一項の規定に基づく

らない。

による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。法第十八条の七第一項に規定する指導に従わないとき、又は次項の規定厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは

設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。 は、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該施で、指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするとき

選任しなければならない。
しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから第六条 都道府県知事は、法第十八条の八第三項の保育士試験委員を選任

務(以下「試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。いう。)の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の試験事第七条 法第十八条の九第一項の指定試験機関(以下「指定試験機関」と

②・③ (略)

第八条 指定試験機関は、法第十八条の十一第一項の保育士試験委員を選

任しなければならない。任しようとするときは、内閣府令で定める要件を備える者のうちから選

なければならない。 する事項で内閣府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存し第十条 指定試験機関は、内閣府令で定めるところにより、試験事務に関

第二十二条の九 法第十九条の二十第三項 (法第二十一条の二、第二十一)

条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。

び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会及に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支

法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする

護者(法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。(第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付

ら選任しなければならない。任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちか

を保存しなければならない。
に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これ第十条 指定試験機関は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務

生労働省令で定める。験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士に関し必要な事項は、厚第二十一条。この章に定めるもののほか、指定保育士養成施設、保育士試

査に関する組織とする。査に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第 関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第 第二十二条の九 法第十九条の二十第三項に規定する政令で定める医療に

護者(法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。 (第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付

以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(略)

るべき金額があるときは、 則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされ 民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額 月までの場合にあつては、 掲げる者を除く。 第二十一条の五の三第一 所給付決定保護者と同 を合算した額が二十八万円未満であるもの 通所給付決定保護者であつて、 0 あつた月の属する年度 四千六百円 項に規定する指定通所支援をいう。 の世帯に属する者について指定通所支援 当該金額を加算した額とする。 前年度) (指定通所支援のあつた月が四月から六 当該通所給付決定保護者及び当該通 分の地方税法の規定による市町村 (次号から第六号までに 以下同じ。 以下同じ (同法附 **(**法

Ξ 同じ。 う。 口に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又は口に定 決定保護者 障害児であつて、 条の二において同じ。 して内閣府令で定める者を含む。 (法第二十一条の五の五第一 負担額算定基準者 以下この条及び第二十五条の二において同じ。 に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した (次号から第六号までに掲げる者を除く。 小学校就学の始期に達するまでの間にあるものをい (通所給付決定保護者の児童 のうちに無償化対象通所児童 項に規定する通所給付決定をいう。 をいう。 以下この条及び第二十五 (これに準ずる者と がいる通所給付 (通所給付決定 次のイ又は 以下

イ ロに掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた

8

る額

以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(略)

じ。 でに掲げる者を除く。 されるべき金額があるときは、 則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除 民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額 月までの場合にあつては、 第二十一条の五の三第一 所給付決定保護者と同 通所給付決定保護者であつて、)を合算した額が二十八万円未満であるもの のあつた月の属する年度 項に規定する指定通所支援をいう。 の世帯に属する者について指定通所支援 前年度) 四千六百円 (指定通所支援のあつた月が四 当該金額を加算した額とする。 当該通所給付決定保護者及び当該 分の地方税法の規定による市 (次号から第六号ま 月 以下同じ (同法附 以下同 がら六 町村 往法 通

三 決定 に定める額 又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、 給付決定保護者 をいう。 した障害児であつて、 以下同じ。 十五条の二において同じ。)のうちに無償化対象通所児童 して厚生労働省令で定める者を含む。 負担額算定基準者 (法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。 以下この条及び第二十五条の二において同じ。 に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過 (次号から第六号までに掲げる者を除く。 (通所給付決定保護者の児童 小学校就学の始期に達するまでの間にあるも をいう。 以下この条及び第一 (これに準ずる者と それぞれイ又は がいる通 (通所給付 次のイ 所 0

イ ロに掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた

個とする。) 「関とする。) 「関とする。) 「関とする。) 「関とする。) に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する に関とする。) にの額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める には、当該障害児が無償化対象通所児 である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて

口 民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算 に定める額とする。 十を乗じて得た額 対象通所児童である場合を除く。 給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児 に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二 した額が二十八万円未満であるもの までの場合にあつては、 通 あつた月の属する年度 所給付決定保護者と同一 通所給付決定保護者であつて、 (その額が前号に定める額を超えるときは 前年度) (指定通所支援のあつた月が四月から六月 の世帯に属する者について指定通所支援 当該通所給付決定保護者及び当該 分の地方税法の規定による市町村 に係るものに限る。 通所給付決定保護者が同 (当該障害児が無償化 (当該通所 一項第一 に百分の 同号 0) 뭉

の児童若しくは特例保育(子ども・子育て支援法第三十条第一項第四園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでお療施設若しくは認定こども園法第二条第六項に規定する認定こどもまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理小学校就学前児童(通所給付決定に係る小学校就学の始期に達する

兀

額とする。) に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する

口

月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三 通 に定める額とする。 十を乗じて得た額 対象通所児童である場合を除く。 給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児 に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 した額が二十八万円未満であるもの 民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算 までの場合にあつては、 のあつた月の属する年度 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該 所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援 (その額が前号に定める額を超えるときは 前年度)分の地方税法の規定による市 (指定通所支援のあつた月が四月から六月 に係るものに限る。 通所給付決定保護者が同 (当該障害児が無償化 第二項 (当該通 に百 第 同号 分 町 <u>ー</u>の 뭉 0 所

の児童若しくは特例保育(子ども・子育て支援法第三十条第一項第四箇に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでお療施設若しくは認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども当での障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理、小学校就学前児童(通所給付決定に係る小学校就学の始期に達する四、小学校就学前児童(通所給付決定に係る小学校就学の始期に達する

れぞれイ又は口に定める額 、)、次のイ又は口に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、そら、)、次のイ又は口に掲げる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除る保育を受ける児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。)によけ四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)によ号に規定する特例保育をいう。)若しくは家庭的保育事業等(法第二

。)
その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とするイーロに掲げる者以外の者 次の①及び②に掲げる額を合算した額(

- (1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法ので除く。)に係るをに保るであるものに限る。)である障害児(小学校就学前児童であるものを除く。)及び小学校就学前最年長児童(当該通所給付決定保護者の通所給付決定保護者の通所給付決定保護者の通所給付決定保護者が同じの方ち最年長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2)及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(3)とは、(4)とは、(4)とは、(4)とは、(5)とは、(
- 害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係窓に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児の基を除く小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児の基を除く小学校就学前児童である場合を除く。)に限る。)に係る法の基準により算定した額(当該通所会所の)に受けた指定通所支援に係る法の。)に係る。)に係る。)に係る。)に係る。)に係る法の。

れぞれイ又は口に定める額ので、とは、大田条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)によいで、といる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除が二人以上いる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除が二人以上いる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除が二人以上いる通所給付決定保護者(次号及び第六号に掲げる者を除る、)をしている。という。以下同じ。)によりに規定する特例保育をいう。)若しくは家庭的保育事業等(法第二号に規定する特例保育をいう。)若しくは家庭的保育事業等(法第二

。)
その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とするその額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。」に掲げる者以外の者、次の⑴及び⑵に掲げる額を合算した額(

- (1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法的、) に係る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。) に係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。) 及び小学校就学前最年長児童(当該通所給付決定保護者の通所給付決定保護者の近所給付決定係る障害児(小学校就学前児童であるものを除く。) 及び小学校就学前最年長者をいう。(2) 及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2) 及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2) 及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2) 及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(2) 及び第二十五条の二において同じ児童のうち最年長者をいう。(3) なる場所を乗じて得た額の、(4) は一般に対し、(4) は一般に対し、(5) は一体が対し、(5) は一体が対し、(5) は一体が対し、(5) は一体が対し、(5) は一体が対し、(5) は一体が対し、(5) は一体が対し、(5) は一体が対し、(5) は一体
- 害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係 ② 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法 (2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法 (3) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法

るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

口(略)

に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。) て定保護者 次の()及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第二号以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である通所給付決以下の負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者(負担

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法的、通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十種額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五連額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五連新児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十年を乗じて得た額

るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額

口 (略)

五.

者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額 に掲げる者を除く。) げる所得割の額を合算した額が七万七千百一円未満であるもの 税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲 のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、 する者について指定通所支援のあつた月の属する年度 該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護 前年度) (指定通所支援 <u>ー</u>の 分の地方 世帯に属 (次号 当

に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。) て定保護者 次の()及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第二号以下この号及び第二十五条の二において同じ。)である通所給付決以下の負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者(負担

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法理により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定保護者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五連額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五連所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

- ② 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法型に得る場合を除く。)に限る。)に係るものに限る。)に百分を表準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定務。当該通所給付決定保護者の通所給付決定の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定め金である場合を除く。)に限る。)に係るものに限る。)に百分である場合を除く。)に限る。)に係るものに限る。)に百分での五を乗じて得た額
- める額とする。) おる額とする。) のののである通所給付決定保護者 次の①及び②に掲げる額をが一人のみである通所給付決定保護者 次の①及び②に掲げる額を 負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者
- (1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法理により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定の通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法
- (2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法理により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定保護者の通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法

- (2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定め、第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定め、定に係る小学校就学前負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児者のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児者の方ち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所とめる場合を除く。)に限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額
- める額とする。)
 一人のみである通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額をが一人のみである通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額をが一人のみである通所給付決定保護者 次の(1)及び(2)に掲げる額を

口

- (1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法則、通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法別、通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法の、
- (2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(当定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(当定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(当定に限る。)に百分の五を乗じて得た額(当該通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法)

者が二人以上いる通所給付決定保護者 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 号に定める額とする。 十を乗じて得た額 額算定基準者であるものを除く。 所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児 の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二 負担額算定基準者のうちに小学校就学前負担額算定基準者以外の (その額が第二号に定める額を超えるときは)に係るものに限る。 通所給付決定保護者が同 (小学校就学前負担 に百分の (当該通 項第 同

六

六

ľ, 四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。)である場合 て同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当 税を免除された者を含むものとし、 市町村民税 から六月までの場合にあつては、 定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四 にあっては、 的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号) の法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。 定障害者等 定保護者と同 を課されない者 第二十五条の二第二号へ及び第二十七条の二第四号において同じ。 市町村民税世帯非課税者 が特定支給決定障害者 (同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため 当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。 一の世帯に属する者(通所給付決定保護者である支給決 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民 (通所給付決定保護者及び当該通所給付決 (障害者の日常生活及び社会生活を総合 前年度)分の地方税法の規定による 当該市町村民税の賦課期日 第十七条第 以下同 におい が 月 指

> 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三 者が二人以上いる通所給付決定保護者 号に定める額とする。 十を乗じて得た額(その額が第二号に定める額を超えるときは、 額算定基準者であるものを除く。 所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児 負担額算定基準者のうちに小学校就学前負担額算定基準者以外の)に係るものに限る。 通所給付決定保護者が同 (小学校就学前負担 第 に百分の (当該 項 第 同 涌

ľ, 的に支援するための法律施行令 て同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当 税を免除された者を含むものとし、 市町村民税 から六月までの場合にあつては、 定通所支援のあつた月の属する年度 にあつては、 四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。)である場合 の法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。 定障害者等 定保護者と同一の世帯に属する者 を課されない者 第二十五条の二第二号へ及び第二十七条の二第四号において同じ。 市町村民税世帯非課税者 が特定支給決定障害者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除 当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。 (市町村の条例で定めるところにより当該市 (通所給付決定保護者及び当該通所給 (障害者の日常生活及び社会生活を総合 (平成十八年政令第十号) 前年度) (通所給付決定保護者である支給決 当該市町村民税の賦 (指定通所支援のあつた月が四 分の地方税法の規定による 課期 第十七条第 沿日に 以下同 町 が指 村民 付決 お 月

付決定保護者と同 の十三第一項において同じ。)、通所給付決定保護者及び当該通所給 該通所給付決定保護者をいう。 ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護 で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全 いて被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令 一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月にお 第二十五条の六第二号及び第二十五条

第二十五条の二 定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は る額とする 次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決 当該各号に定め

る額 げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定め 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまでに掲

イ・ロ 略

る額 (1)掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定め 定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 五の三第二項第 第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により 次の(1)又は(2)に 通所給付決

算定した額

(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害

の十三第一項において同じ。 は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定 省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又 いて被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働 付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月にお 該通所給付決定保護者をいう。)、通所給付決定保護者及び当該通所給 第二十五条の六第二号及び第二十五条

保護者 零

者

零

第二十五条の二 定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額 る額とする 次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決 当該各号に定め は

げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定め 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまでに掲

る額

イ・ロ 略

掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 それぞれ(1)又は(2)に定め 次の(1)又は(2)に

る額

(1)算定した額 五の三第一 定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の 第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者 二項第一 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により 通所給付決

る額を超えるときは、イに定める額とする。)るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額がイに定め児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係

② 第二十四条第三号口に掲げる通所給付決定保護者 通所給付決② 第二十四条第三号口に掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定に係る障害児 (当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定めるものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)

る額 掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定め一 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次の⑴又は⑵に

は、イに定める額とする。) (i)に掲げる額を合算した額(その額がイに定める額を超えるとき(i) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び

に百分の十を乗じて得た額

(2) 第二十四条第三号ロに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決る額を超えるときは、イに定める額とする。) るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額がイに定め児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係

高額を超えるときは、ロに定める額とする。) 定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の高額を超えるときは、ロに定める額とする。)

る額掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定め掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に

は、イに定める額とする。) iiに掲げる額を合算した額(その額がイに定める額を超えるとき (1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る

(ii 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る(ii 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前児童である障害児(小学校就学前児童である障害児(小学校就学前児童である障害児(小学校就学前児童である障害児(小学校就学前児童である障害児(小学校就学前児童である障害児が大学で表学前児童である時害児(小学校就学前児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額は、通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る

(2) (略)

でに定める額でに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ⑴から⑶まホ 第二十四条第五号に掲げる通所給付決定保護者 次の⑴から⑶ま

- は、ロに定める額とする。)(i)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときい)の場が出い。第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者(次の(i)及び)
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額 と対した。) を対した。) を対した。。) を対した。。 を対した。。 を対した。。 を対した。 をがした。 をがした
- 定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る

(2) (略)

ホ

でに定める額でに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)まず二十四条第五号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)から(3)ま

- は、口に定める額とする。) は、口に定める額を合算した額(その額が口に定める額を超えるときい 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 次の()及び
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る(i) 通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。) に係るものに限る。) に百分の十を乗じて得た指定通所支援に係る
- 定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が、通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る

限る。)に百分の五を乗じて得た額化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係るものに化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係るものに犯算定基準者のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担

給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(

- は、ロに定める額とする。)
 iiに掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるとき② 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の⑴及び
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る衛害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得たものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得たお常に係る時間がある。)に百分の十を乗じて得た。
- に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 ・ というでは、当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。) をめる基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所 に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障 がは、当該通所給付決定保護者の通所 に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額
- 五の三第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の3 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決

化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係るものに額算定基準者のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(

は、ロに定める額とする。) iiに掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるとき ② 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び

限る。

)に百分の五を乗じて得た額

- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る(i) 通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。) に係るものに限る。) に百分の五を乗じて得た額
- 五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の3 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決

児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係る 算定した額 額を超えるときは、 ものに限る。 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害)に百分の十を乗じて得た額 口に定める額とする。 (その額が口に定める

定める額 に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまで

イ・ロ 略

げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める 定保護者(ニからへまでに掲げる者を除く。) 負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決 次の(1)又は(2)に掲

- (1)化対象通所児童である場合を除く。 規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 分の十を乗じて得た額 給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児 た基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に イに定める額とする。 (2)に掲げる者以外の者 (その額がイに定める額を超えるときは 通所給付決定保護者が同一の月に受け)に係るものに限る。)に百 (当該障害児が無償 (当該通所
- (2)該通所給付決定保護者と同 通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当 一の世帯に属する者について基準該当

児 ものに限る。)に百分の十を乗じて得た額 算定した額 (小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害 (その額が口に定める)に係る

(略

額を超えるときは、

口に定める額とする。

に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからへまでに 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからへまで

定める額

イ・ロ

略

げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ⑴又は⑵に定める 定保護者(ニからへまでに掲げる者を除く。) 負担額算定基準者のうちに無償化対象通所児童がいる通所給付決 次の(1)又は(2)に掲

額

- (1)規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 分の十を乗じて得た額(その額がイに定める額を超えるときは、 化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。 給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児 イに定める額とする。) た基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に (2)に掲げる者以外の者 通所給付決定保護者が同一の月に受け (当該障害児が無償 (当該通) に 百 所
- (2)通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月 該通所給付決定保護者と同 通所給付決定保護者であつて、 一の世帯に属する者について基準該当 当該通所給付決定保護者及び当

係る障害児 準により算定した額 規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げ 十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基 付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二 る所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの が四月から六月までの場合にあつては、 に定める額を超えるときは、 に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額 (当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除 (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に 口に定める額とする。 前年度) 分の地方税法の (その額が 通所給

の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額に掲げる者を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者、小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者(ホ及びへ

=

小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者(ホ及び

- (その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。() (2)に掲げる者以外の者 次の()及び()に掲げる額を合算した額
- (i) が 通 臣 係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大 無償化対象通所児童である場合を除く。 所給付決定に係る障害児 が定める基準により算定した額 通)及び小学校就学前最年長児童である障害児 に百分の十を乗じて得た額 所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に (小学校就学前児童であるものを除 (当該通所給付決定保護者の)に係るものに限る (当該障害児
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に

準により算定した額 規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一 係る障害児 十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基 る所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの が四月から六月までの場合にあつては、 付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二 に定める額を超えるときは、 に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額 (当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く (当該通所給付決定保護者の通所給付決定に 口に定める額とする。 前年度) 項第二号に掲げ 分の 地方税法の (その額が 通 所給

- (1) ②に掲げる者以外の者 次の(i)及び(i)に掲げる額を合算した額の区分に応じ、それぞれ(i)又は(2)に定める額に掲げる者を除く。) 次の(i)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者
- (その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。() (2)に掲げる者以外の者 次の()及び()に掲げる額を合算した
- (i) く。 臣が定める基準により算定した額 係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大 が 通 無償化対象通所児童である場合を除く。 所給付決定に係る障害児 通所給付決定保護者が同一 に百分の十を乗じて得た額 及び小学校就学前最年長児童である障害児 (小学校就学前児童であるものを除 の月に受けた基準該当通所支援に (当該通所給付決定保護者の に係るものに限る (当該障害児
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に

障害児 学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である 通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児 臣が定める基準により算定した額 係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大 (略) に限る。 (当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。 に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 (当該通所給付決定保護者の (小学校就

ホ げる通所給付決定保護者の区分に応じ、 当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯 準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、 に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度 未満であるもの 条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千百一円 前年度) 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、 分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二 (へに掲げる者を除く。 それぞれ(1)から(3)までに定 次の(1)から(3)までに掲

- (1)は、 (i)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるときi) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 口に定める額とする。 次の(i)及び
- (i) 通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であ 臣が定める基準により算定した額 係 る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大 所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に (当該通所給付決定保護者の

障害児 学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である 通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就 臣が定める基準により算定した額 係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大 (略) に限る。 (当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。 に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額 (当該通所給付決定保護者の

(2)

(2)

ホ める額 前年度) げる通所給付決定保護者の区分に応じ、 準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、 に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度 当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯 未満であるもの 条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千百一円 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、 分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二 (へに掲げる者を除く。 それぞれ(1)から(3)までに定 次の(1)から(3)までに掲 (基

- (1)は、 (iiに掲げる額を合算した額 第二十四条第五号イに掲げる通所給付決定保護者 口に定める額とする。 (その額が口に定める額を超えるとき 次 の (i) 及び
- (i) 通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であ 臣が定める基準により算定した額 係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に (当該通所給付決定保護者の

。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く

- (ii)のに限る。 無償化対象通所児童である場合を除く。 負担額算定基準者のうち最年長者である障害児 児 通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害 臣が定める基準により算定した額 係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大 通所給付決定保護者が同 (小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前)に百分の五を乗じて得た額 一の月に受けた基準該当通所支援に (当該通所給付決定保護者の に限る。 (当該障害児が)に係るも
- は、口に定める額とする。) (1)に掲げる額を合算した額(その額が口に定める額を超えるときの) 第二十四条第五号口に掲げる通所給付決定保護者 次の()及び
- (i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援には) 通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)
- 通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であ、同が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大い。通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に

。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く

- (ii) 児 無償化対象通所児童である場合を除く。 負担額算定基準者のうち最年長者である障害児 通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害 臣が定める基準により算定した額 係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大 のに限る。 通所給付決定保護者が同一 (小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前)に百分の五を乗じて得た額 の月に受けた基準該当通所支援に (当該通所給付決定保護者の に限る。 (当該障害児が に係るも
- は、ロに定める額とする。) (i)に掲げる額を合算した額(その額がロに定める額を超えるとき(2) 第二十四条第五号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び
- (1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に(1) 通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)に百分の十を乗じてあるものを除く。)にの月に受けた基準該当通所支援に
- 通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者であい。同が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大い。通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に

。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く

該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通 期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場 町村民税を課されない者 六月までの場合にあつては、 決定保護者と同 である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当 通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者 市町村民税を免除された者を含むものとし、 特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。 者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当 合における当該通 給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、 あった月の属する年度 市町村民税世帯非課税者 一の世帯に属する者 所給付決定保護者をいう。)、 (基準該当通所支援のあつた月が四月から (市町村の条例で定めるところにより当該 (通所給付決定保護者及び当該通所給付 前年度) (通所給付決定保護者である支 分の地方税法の規定による市)が基準該当通所支援 当該市町村民税の賦課 通所給付決定保護 当該

。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額る障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く

(3) 第二十四条第五号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決 家の五の四第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準に より算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る に 「係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定 係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定 がる額を超えるときは、口に定める額とする。)

通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者 期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場 市町村民税を免除された者を含むものとし、 町村民税を課されない者 六月までの場合にあつては、 特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。 る当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対 である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合におけ 者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当 合における当該通所給付決定保護者をいう。 のあつた月の属する年度 給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、 決定保護者と同一 市町村民税世帯非課税者 の世帯に属する者 (基準該当通所支援のあつた月が四月から (市町村の条例で定めるところにより当該 (通所給付決定保護者及び当該通 前年度)分の地方税法の規定による市 (通所給付決定保護者である支 当該市町村民税の賦課)が基準該当通 通所給付決定保護 所給付 所支援 当該

所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 (略)

② 5

略

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の

一 (略)

各号に掲げる者の区分に応じ、

当該各号に定める額とする

定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零て被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月におい二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付

第二十五条の七 事業者 設をいう。 障害児入所施設 定する指定障害児通所支援事業者をいう。 支援事業者をいう。 おいて同じ。) (法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談 第二十七条の十一において同じ。)又は指定障害児相談支援 指定障害児通所支援事業者 (法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施 (医療型児童発達支援を提供するものを除く。)、 第二十七条の十八及び第四十六条の三第三 次項及び第二十五条の十二に (法第二十一条の五の三に規 一号におい 指定

て同じ。)に係る法第二十一条の五の十五第三項第五号(法第二十一条

象通所児童である通所給付決定保護者 零

第二十五条の五 (略)

⑥ 高額障害児通所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、②~⑤ (略)

厚

生労働省令で定める。

内

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の

当該各号に定める額とする

(略)

各号に掲げる者の区分に応じ、

○で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零で被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省と限してが、○下で定めるものに該当する場合における当該通所を援のあった月においた。○下で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者及び当該通所給付下で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者及び当該通所給付いた。

第二十五条の七 事業者 一条の五の十五第三項第五号(法第二十一条の五の十六第四項、 支援事業者をいう。 設をいう。第二十七条の十一において同じ。)又は指定障害児相談支援 障害児入所施設 おいて同じ。) 定する指定障害児通所支援事業者をいう。 (法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談 指定障害児通所支援事業者 (医療型児童発達支援を提供するものを除く。 (法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施 第二十七条の十八において同じ。 次項及び第二十五条の十二に (法第二十一 条の五 に係る法第二十 の三に規 第二十 指定

む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。十九第四項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)をおいて準用する場合を含む。)をおいて準用する場合を含む。)をおいて準用する場合を含む。)をおいて準用する場合を含む。)の政令で定める法律は、次のとおりとする。

② (略)

<u>\{\pm\}</u>

(略)

は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定る額(次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。)給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定め第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所

(略)

める額とする。

おける当該通所給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除く。て要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合に決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月におい二 市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付

) 二万四千六百円

金等の収入金額、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)中の公的年属する年の前年(指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の

一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十九第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める法律の場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第二十四条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四

一~三 (略)

② (略)

第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所第二十五条の十三 法第二十一条の五の二十九第二項に規定する当該通所

一 (略)

金等の収入金額、当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年の合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)中の公的年属する年の前年(指定通所支援のあつた月が一月から六月までの場合三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定通所支援のあつた月の

当その他の内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円 する。) 及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給さ ては、 ある者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通 同 以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と 額とする。 税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者につい 所得金額 計所得金額 所給付決定保護者 れた特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手 れている場合には、 については、 (当該額が零を下回る場合には、 (租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行わ <u>ー</u>の 当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た 世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者で (所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者 をいい、 当該給与所得は、 (地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計 (次号に掲げる者を除く。 その控除前の金額)から十万円を控除して得た額 当該合計所得金額が零を下回る場合には、 同条第二項の規定により計算した金額 零とする。) によるものとし、 万五千円 零と 所得

兀 する者が、 おける当該通所給付決定保護者 は要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合に 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同 指定通所支援のあつた月において、 被保護者である場合又 一の世帯に属

零

2 る額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限月額 して通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣総理大臣が定め 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額と

> 兀 者と同 ては、 は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場 する者が、 る当該通所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。 者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合におけ 万円以下である者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護 当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十 れた特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手 する。)及び当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に支給さ 額とする。 税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者につい れている場合には、 については、 所得金額 計所得金額 合における当該通所給付決定保護者 (当該額が零を下回る場合には、 (租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除 通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同 当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護 (所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者)をいい、 指定通所支援のあつた月において、 (地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計 当該給与所得は、 その控除前の金額)から十万円を控除して得た額 当該合計所得金額が零を下回る場合には、 同条第二項の規定により計算した金額 零とする。 零)

> によるものとし、 被保護者である場合又 0) 世帯に属 万五千円 が行わ 零と 所得

る額を上回る通所給付決定保護者の肢体不自由児通所医療負担上限 して通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出 が 月額 :定め 額と

2

は、 案して内閣府令で定めるところにより算定した額」とする。 ろにより算定した額」 で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるとこ 中「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内 を勘案して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、 以上一万五千円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘 「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等 前項の規定にかかわらず、 と、 同項第三号中 同項第一号中 「一万五千円」とあるのは 「四万二百円」とあるのは 同項第二号 「零

·二 (略)

として内閣総理大臣が定める額三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額

う。) は、次の各号に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、当該各(第二十七条の四第四項において「障害児入所支援負担上限月額」とい決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額第二十七条の二 法第二十四条の二第二項第二号に規定する当該入所給付

·二 (略)

号に定める額とする

第四項に規定する入所給付決定をいう。以下この号及び第二十七条の。)のうちに無償化対象入所児童(入所給付決定(法第二十四条の三して内閣府令で定める者を含む。)をいう。以下この条において同じ二 負担額算定基準者(入所給付決定保護者の児童(これに準ずる者と

況等を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする 0) めるところにより算定した額」 囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定 二号中「二万四千六百円」とあるのは を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」 は、 「零以上四万二百円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状況等 は 前項の規定にかかわらず、 「零以上一万五千円以下の範囲内で通所給付決定保護者の所得の状 と 同項第一号中 同項第三号中「一万五千円」とある 「零以上二万四千六百円以下の範 「四万二百円」とあるのは と 同項第

·二 (略)

として厚生労働大臣が定める額三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額

- · 二 (略)

の三第四項に規定する入所給付決定をいう。以下この号及び第二十七同じ。)のうちに無償化対象入所児童(入所給付決定(法第二十四条して厚生労働省令で定める者を含む。)をいう。以下この条において三 負担額算定基準者(入所給付決定保護者の児童(これに準ずる者と

保護者の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める額者(次号に掲げる者を除く。) 次のイ又は口に掲げる入所給付決定保護るものをいう。以下この条において同じ。)がいる入所給付決定保護の経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあ四において同じ。)に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十一日

イ ロに掲げる者以外の者 入所給付決定保護者が同一の月に受けた 新定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に定める額と ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た ある場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た

口 乗じて得た額(その額が前号に定める額を超えるときは、 民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算 決定保護者の入所給付決定に係る障害児 定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二第1 までの場合にあつては、 のあつた月の属する年度 入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援 した額が二十八万円未満であるもの 入所児童である場合を除く。 入所給付決定保護者であつて、 前年度) (指定入所支援のあつた月が四月から六月 に係るものに限る。 当該入所給付決定保護者及び当該 分の地方税法の規定による市町村 入所給付決定保護者が同 (当該障害児が無償化対象 一項第一 (当該入所給付 に百分の十を 同号に定 号に規 <u>ー</u>の

> イ 決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額 保護者(次号に掲げる者を除く。 にあるものをいう。 条の四において同じ。)に係る三歳に達する日以後の最初の三月三十 日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間 額 ある場合を除く。)に係るものに限る。 指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号に規定する厚生 の入所給付決定に係る障害児 労働大臣が定める基準により算定した額 口に掲げる者以外の者 (その額が第一号に定める額を超えるときは、 以下この条において同じ。)がいる入所給付 入所給付決定保護者が同一の月に受けた (当該障害児が無償化対象入所児童で 次のイ又は口に掲げる入所給付)に百分の十を乗じて得た (当該入所給付決定保護者 同号に定める額と 決定

口 乗じて得た額(その額が前号に定める額を超えるときは、 決定保護者の入所給付決定に係る障害児 のあつた月の属する年度(指定入所支援のあつた月が四月から六月 入所児童である場合を除く。 定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額 月に受けた指定入所支援に係る法第二十四条の二 した額が二十八万円未満であるもの 民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算 までの場合にあつては、 入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定入所支援 入所給付決定保護者であつて、 前年度) に係るものに限る。 分の地方税法の規定による市 当該入所給付決定保護者及び当該 入所給付決定保護者が同一の (当該障害児が無償化対象 第 (当該入所給付 一項第一号に規 に百分の十を 同号に定 町村

する。

兀 該当する場合における当該入所給付決定保護者又は全ての負担額算定 者を含むものとし、 者 定保護者と同 ある場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに 同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者で おいて同じ。 保護者をいう。 に住所を有しない者を除く。 属する年度 給決定障害者及びその配偶者に限る。 定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、 つては、前年度) 市町村民税世帯非課税者 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された (指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあ 一の世帯に属する者(入所給付決定保護者である支給決 第二十七条の五第二号及び第二十七条の十三第一 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地 (入所給付決定保護者及び当該入所給付決)である場合における当該入所給付決定)が指定入所支援のあつた月 当該特定支 項に \hat{o}

める額とする。

兀

める額とする。

つては、 保護者をいう。 者 算定基準者が無償化対象入所児童である入所給付決定保護者 のに該当する場合における当該入所給付決定保護者又は全ての負担額 ある場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるも 同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において被保護者で おいて同じ。 に住所を有しない者を除く。)である場合における当該入所給付決定 者を含むものとし、 属する年度 給決定障害者及びその配偶者に限る。 定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、 定保護者と同 市町村民税世帯非課税者(入所給付決定保護者及び当該入所給付決 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された 前年度) (指定入所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあ 一の世帯に属する者(入所給付決定保護者である支給決 第二十七条の五第二号及び第二十七条の十三第一 分の地方税法の規定による市町村民税を課され 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地)が指定入所支援のあつた月の 当該特定支 項に ない

第二十七条の四 略

基準者が無償化対象入所児童である入所給付決定保護者

零

② 5 (略)

第二十七条の五

前条第一項の高額障害児入所給付費算定基準額は、

次の

6 高額障害児入所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、 内

閣府令で定める

第二十七条の 兀 略

② 5 5

略

6 生労働省令で定める 高額障害児入所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項 は、

厚

第二十七条の五 前条第一 項の高額障害児入所給付費算定基準額は、 次の

各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零て被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月におい二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付二

第二十七条の六 居住に要した費用の額を超えるときは、 担限度額」という。)を控除して得た額 第三項において同じ。 費用の額 供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める 下この条及び第四十六条の三第二号において同じ。 大臣が定める方法により算定した額(以下この条において「食費等の負 付決定保護者 (法第二十四条の二第 平均的な家計における食費及び居住に要する費用の状況並びに入所給 (以下この条において「食費等の基準費用額」という。) (法第二十四条の七第一項の内閣府令で定める者に限る。 特定入所障害児食費等給付費は、 の所得の状況その他の事情を勘案して内閣総理 項に規定する指定障害児入所施設等をいう。 当該現に食事の提供及び居住に (その額が現に食事の提供及び 指定障害児入所施設等)における食事の提 から 以

たときは、速やかにこれらを改定しなければならない。負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等における食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動しる食事の提供支援を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等における。

2

要した費用の額)とする。

各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする

(略)

令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者 零て被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて厚生労働省決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月におい二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付

第二十七条の六 る を超えるときは、 を控除して得た額 り算定した額 条の七第一項の厚生労働省令で定める者に限る。 費及び居住に要する費用の状況並びに入所給付決定保護者 下この条において同じ。)における食事の提供及び居住に要する平均的 な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額 の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める方法によ (法第二十四条の二第一 .て「食費等の基準費用額」という。) から、 (以下この条において「食費等の負担限度額」という。 特定入所障害児食費等給付費は、 当該現に食事の提供及び居住に要した費用の額) (その額が現に食事の提供及び居住に要した費用の額 項に規定する指定障害児入所施設等をいう。 平均的な家計における食 第三項において同じ。 指定障害児入所施設等 (以下この条にお (法第二十四 以

たときは、速やかにこれらを改定しなければならない。

る食事の提供又は居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動し負担限度額を算定する方法を定めた後に、指定障害児入所施設等におけ算生労働大臣は、前項の規定により食費等の基準費用額又は食費等の

3

(略)

第二十七条の七 法第二十四条の七第二項の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
	る部分に限る。)	
	支援の取扱いに関す	
	する基準(指定入所	
	の設備及び運営に関	
	定障害児入所施設等	
	条の十二第二項の指	
	る基準及び第二十四	
六第一項及び第三項の定め	内閣総理大臣が定め	の三第十項
児童福祉法施行令第二十七条の	前条第二項第一号の	第二十四条
(略)	(略)	(略)
て同じ。)		
る者に限る。以下この条におい		
条の七第一項の内閣府令で定め		の三第七項
入所給付決定保護者(第二十四	入所給付決定保護者	第二十四条
		規定
		読み替える
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中

③ (略)

第二十七条の七

次の表のとおりとする。

法第二十四条の七第二項の規定による技術的読替えは、

規定 法の規定中 読み替えられる字句 読み替える の三第十項 第二十四条 の三第七項 第二十四条 (略) (略) 入所給付決定保護者 厚生労働大臣が定め 前条第二項第一号の る部分に限る。 支援の取扱いに関す する基準(指定入所 の設備及び運営に関 定障害児入所施設等 条の十二第二項の指 る基準及び第二十四 (略) (略) |六第一項及び第三項の定め 児童福祉法施行令第二十七条の おいて同じ。 条の七第一項の厚生労働省令で 入所給付決定保護者 読み替える字句 定める者に限る。以下この条に (略) 略 (第二十四

| B

おける当該入所給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除く。大定保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合に大定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月におい一市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付

) 二万四千六百円

三 にあつては、 属する年の前年 額とする。)をいい、 税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者につい 計所得金額 金等の収入金額、 れている場合には、 については、 所得金額 (当該額が零を下回る場合には、 (租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行わ 市町村民税世帯非課税者であり、 当該. (所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者 合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た (地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計 当該給与所得は、 前々年とする。 (指定入所支援のあつた月が一月から六月までの場合 当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年の合 その控除前の金額) 当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と 以下この号において同じ。 同条第二項の規定により計算した金額 零とする。)によるものとし、 かつ、指定入所支援のあつた月の から十万円を控除して得た額)中の公的年 所得

(略)

く。) 二万四千六百円 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び第四号に掲げる者を除合における当該入所給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除た要保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月におい

ては、 額とする。)をいい、 税法第三十五条第二項に規定する公的年金等の支給を受ける者につい れている場合には、 については、 所得金額 計所得金額 金等の収入金額、 にあつては、 属する年の前年 (当該額が零を下回る場合には、 (租税特別措置法第四十一条の三の三第二項の規定による控除が行 市町村民税世帯非課税者であり、 当該合計所得金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た (所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者 (地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計 当該給与所得は、 前々年とする。 (指定入所支援のあつた月が一月から六月までの場合 当該指定入所支援のあつた月の属する年の その控除前の金額) 当該合計所得金額が零を下回る場合には、零と 以下この号において同じ。 同条第二項の規定により計算した金額 零とする。)によるものとし、 かつ、指定入所支援のあつた月の から十万円を控除して得た額 中の 前年の合 公的 所得 年

所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 一万五千円当その他の内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円ある者であつて内閣府令で定めるとのに該当する場合における当該入所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。) 一万五千円

おける当該入所給付決定保護者 零は要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合にする者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者である場合又四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属

匹

2

項の規定にかかわらず、 万五千円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して り算定した額」と、 給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣府令で定めるところによ 万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で入所 して内閣府令で定めるところにより算定した額」と、 上四万二百円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案 る額を上回る入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額は、 して入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣総理大臣が定め 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出額と 同項第三号中「一万五千円」とあるのは 同項第一号中「四万二百円」とあるのは 同項第二号中「二 「零以上 「零以 前

> する。 合における当該入所給付決定保護者 は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場 する者が、指定入所支援のあつた月において、 る当該入所給付決定保護者(次号に掲げる者を除く。 者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合におけ 者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護 万円以下である者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護 当その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十 れた特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一)及び当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年に支給さ 被保護者である場合又 0 一万五千円 世帯に属

2 零以上一万五千円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等 ころにより算定した額」と、 項の規定にかかわらず、 る額を上回る入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額 して入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が 勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」とする して厚生労働省令で定めるところにより算定した額」 上四万二百円以下の範囲内で入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案 入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働省令で定めると 「二万四千六百円」とあるのは「零以上二万四千六百円以下の範囲内で 次に掲げる額の合計額が家計における一人当たりの平均的な支出 同項第一号中 同項第三号中 「四万二百円」とあるのは 「一万五千円」とあるのは と 同項第二号中 は、 「零以 定め .額と 前

内閣府令で定めるところにより算定した額」とする。

(略

として内閣総理大臣が定める額三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額

えは、次の表のとおりとする。

第二十七条の十五

法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的読替

えは、

次の表のとおりとする。

(略)	(略)
(魯)	
基準	
備及び運営に関する	
通所支援の事業の設	号
の条例で定める指定	第三項第三
九第二項の都道府県	の 五 の 十 五
第二十一条の五の十	第二十一条
の条例	号
九第一項の都道府県	第三項第二
第二十一条の五の十	の 五 の 十 五
(略)	第二十一条
(略)	(略)
	規定
	読み替える
読み替えられる字句	法の規定中
	営の定の条 の条 られる字 は

として厚生労働大臣が定める額 三 食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額

第二十七条の十五 法第二十四条の二十八第二項の規定による技術的読替

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	
	基準	
	備及び運営に関する	
基準	通所支援の事業の設	号
相談支援の事業の運営に関する	の条例で定める指定	第三項第三
生労働省令で定める指定障害児	九第二項の都道府県	の 五 の 十 五
第二十四条の三十一第二項の厚	第二十一条の五の十	第二十一条
	の条例	号
生労働省令	九第一項の都道府県	第三項第二
第二十四条の三十一第一項の厚	第二十一条の五の十	の 五 の 十 五
(略)	(略)	第二十一条
(略)	(略)	(略)
		規定
		読み替える
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中

法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替 第二十七条の十七 法第二十四条の二十九第四項の規定による技術的読替

第二十七条の十七

;	えは、
	次の表
	のとおり
	りと
	こする。

第二十四条	号	第三項第二	の 五 の 十	第二十一	て準用す	二項にお	の二十八	第二十四	(略)	一の第二規 読 法項二二定 み の十十替 規八四え 定
条		=	十 五	条	る	V	第	条		第条る中
第二十一条の五の十					の条例	九第一項の都道府県	第二十一条の五	(略)	(略)	読み替えられる字句 総合的に障害者の日 常生活及び社会生活 ための法律第五条第 ための法律第五条第 ための法律第五条第
の 十						府県	の 十			T め と る 条 す 生 の F 句 S し 相 第 る 活 日 H 句
- 第二十四条の三十一第二項の内						閣府令	- 第二十四条の三十一第一項の内	(略)	(略)	指定障害児相談支援事業者
第	号	第	の	第	て		の	第	_	一 の 第 規 読 法

は、
次の
表の
と
おり
とす
Ź _o

第二十四条 第二十	号	第三項第二	の 五 の 十 五	第二十一条	て準用するの条例	二項におい 九第一	の二十八第一第二十	第二十四条 (略)	(略) (略)	者	める其	て厚出	談支援	十八項	ための	一項を総合	の二十八第一常生活	第二十四条 総合的	規定	読み替える	法の規定中 読み替
一条の五の十					νú	項の都道府県	一条の五の十				る基準に該当する	て厚生労働省令で定	談支援を行う者とし	八項に規定する相	の法律第五条第	を総合的に支援する	位及び社会生活	に障害者の日			読み替えられる字句
第二十四条の三十一第二項の厚						生労働省令	第二十四条の三十一第一項の厚	(略)	(略)									指定障害児相談支援事業者			読み替える字句

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	号
		第三項第三
	基準	の 五 の 十 五
	備及び運営に関する	第二十一条
	通所支援の事業の設	て準用する
支援の事業の運営に関する基準	の条例で定める指定	二項におい
閣府令で定める指定障害児相談	九第二項の都道府県	の二十八第

第三十四条 病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、 法第一 この政令で定めるものの 一章第 節第一 一款及び第四款の規定による小児慢性特定疾 ほか、 福祉の保障に関し必要な事項 それ以外

ものについては内閣府令で定める。

第三十七条 型認定こども園を除く。 福祉施設の職員の養成施設は、 国 都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設 以下この条及び次条において同じ。 法第四十九条の規定により、 それぞれ内 (幼保連携 及び児童

閣総理大臣

都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

生労働大臣

都道府県知事又は市町村長が、これを管理する。

第四十二条 0) 負担は、 法第五十条第五号に掲げる費用については、 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県 各年度において、 次に掲げる額について行う。 当該年度において現に

法第二十条第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び内閣総理大

第三 0) 第二十一条 て の二十八第 九第二項の都道府県 五の 準用 略 一項に 項 第三 する + お Ŧ. 1 基準 の 備及び運営に関する 通 略 略 条例で定める指定 所支援の事業の設 |生労働省令で定める指定障害児 基準 相談支援の事業の運営に関する 略 略

第三十四条 は この政令で定めるもののほ か、 福祉の保障に関し必要な事項

厚生労働省令でこれを定める。

第三十七条 型認定こども園を除く。 福祉施設の職員の養成施設は、 国 都道府県又は市町村の設置する児童福祉施設 以下この条及び次条において同じ。) 法第四十九条の規定により、 それぞれ厚 (幼保連携 及び児童

第四十二条 0) 負担は、 各年度において、 法第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県 次に掲げる額について行う。

法第二十条第二項の医療に係る給付に要した費用の額及び厚生労働大 法第五十条第五号に掲げる費用については、 当該年度において現に

田が定める基準によって算定した領 国が定める基準によって算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定 。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から内閣総理大臣が定 める基準によって算定した当該費用の額とする。)から内閣総理大臣が定 がるときは、その収入の額を控除するものとする がる基準によって算定した同項の物品の支給に要する費用の額 による徴収金の額を控除した額

二·三 (略)

兀 その額が当該年度において現に要した当該費用の額 事業等の種類、 号若しくは第五号に掲げる費用 金の額を控除した額 よつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収 るときは、 の収入があるときは、 の職員の給与費、 して定める基準によつて算定した児童福祉施設又は家庭的保育事業等 を除く。)については、 法第五十条第六号、 当該費用の額とする。 入所定員又は利用定員、 入所者又は利用者の日常生活費その他の経費の額 その収入の額を控除するものとする。)を超え 第六号の二若しくは第七号又は第五十一条第三 内閣総理大臣が児童福祉施設又は家庭的保育 (第六号及び第七号の規定による費用 から内閣総理大臣が定める基準に 所在地による地域差等を考慮 (その費用のため

五 (略)

した費用の額及び内閣総理大臣が定める基準によつて算定した知識技四十二条第二号又は第四十三条第二号の規定による治療に関し現に要は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第六 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又

区よる徴収金の額を控除した額 国が定める基準によつて算定した当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した同項の物品の支給に要する費用の額

二·三 (略)

兀 の職員の給与費、 金の額を控除した額 よつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収 るときは、 の収入があるときは、 その額が当該年度において現に要した当該費用の額 して定める基準によつて算定した児童福祉施設又は家庭的保育事業等 事業等の種類、 を除く。)については、 号若しくは第五号に掲げる費用 法第五十条第六号、 当該費用の額とする。 入所定員又は利用定員、 入所者又は利用者の日常生活費その その収入の額を控除するものとする。 第六号の二若しくは第七号又は第五十一条第三 厚生労働大臣が児童福祉施設又は家庭的保育 (第六号及び第七号の規定による費用 から厚生労働大臣が定める基準に 所在地による地域差等を考慮 (その費用のため 他の経費の額 を超え

五 (略)

した費用の額及び厚生労働大臣が定める基準によつて算定した知識技四十二条第二号又は第四十三条第二号の規定による治療に関し現に要は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条第二項、第六 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又

七 額が当該年度において現に要した当該費用の額 能を与え、 て算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の 入があるときは、 用については、 とする。 の収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、 て現に要した当該費用の額 所者の日用品費その他の経費の額の合計額(その額が当該年度におい して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額 に係る法第五十六条第二 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費 当該費用の額とする。)から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用 又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、 内閣総理大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮 その収入の額を控除するものとする。 一項の規定による徴収金の額を控除した額 (その費用のための収入があるときは、 から内閣総理大臣が定める基準によつ (その費用のための収)を超えると 当該費用の (その 額 そ 入

があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるとき費、一時保護が行われた児童の日常生活費その他の経費の額(その額費、一時保護が行われた児童の日常生活費その他の経費の額(その額差準によつて算定した法第十二条の四の規定による施設の職員の給与基準によって算定した法第十二条の四の規定による施設の職員の給与

額を控除した額

九 (略)

は、

当該費用の額とする。

る基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から内閣総理大臣が定十 法第五十一条第二号に掲げる費用については、内閣総理大臣が定め

七 所者の日用品費その他の経費の額の合計額 額を控除した額 て算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収 きは、当該費用の額とする。 入があるときは、 額が当該年度において現に要した当該費用の額 して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額 用については、 に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額 とする。 の収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、 て現に要した当該費用の額 能を与え、又は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用 厚生労働大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮 その収入の額を控除するものとする。 (その費用のための収入があるときは、 から厚生労働大臣が定める基準によつ (その額が当該年度におい (その費用のための収 当該費用 を超えると (その の額 金 入 そ

八 法第五十条第八号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定める は、当該費用の額とする。) を超えるとき があるときは、その収入の額を控除するものとする。) を超えるとき があるときは、その収入の額を控除するものとする。) を超えるとき があるときは、その収入の額を控除するものとする。)

九 (略)

る基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から厚生労働大臣が定十 法第五十一条第二号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定め

控除した額による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額をめる基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定

十一 (略)

第四十四条の八

略

れを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。定める事項を記載した申請書に、内閣府令で定める書類を添付して、こに係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の内閣府令で② 法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定

③ (略)

等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならな人(以下「指定事務受託法人」という。)は、内閣府令で定める市町村第四十四条の九 法第五十七条の三の四第一項に規定する指定事務受託法

V)

うとするときは、内閣府令で定めるところにより、その三十日前までにするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しよう事務所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を変更しようと第四十四条の十 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額をめる基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定

十一 (略)

控除した額

第四十四条の八(略)

して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければなら令で定める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付に係る市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省② 法第五十七条の三の四第一項の指定を受けようとする者は、当該指定

③ (略)

ない。

前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。う事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定めるところにより、その三十日しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開りとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開りとするときは、厚生労働省令で定める事項を変更しより、

② (略)

全部若しくは一部の効力を停止することができる。 該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに

める要件に該当しなくなつたとき。 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の四第一項の内閣府令で定

二~八 (略)

② (略

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示 気

一 (略)

しなければならない。

二 第四十四条の十第一項の規定による届出(同項の内閣府令で定める

三 (略)

事項の変更に係るものを除く。

があつたとき。

託の全部又は一部を解除したときは、内閣府令で定めるところにより、② 市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の規定による委

その旨を公示しなければならない。

第四十五条の三 (略)

②~⑦ (略)

| ⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村

② (略)

該当する場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の第四十四条の十二 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに

全部若しくは一部の効力を停止することができる。

労働省令で定める要件に該当しなくなつたとき。 指定事務受託法人が、法第五十七条の三の四第一項に規定する厚生

二~八 (略)

② (略)

第四十四条の十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示

しなければならない。

一 (略)

二 第四十四条の十第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定

る事項の変更に係るものを除く。)があつたとき

三 (略)

め

② 市町村又は都道府県は、法第五十七条の三の四第一項の規定による委

り、その旨を公示しなければならない。

託の全部又は一部を解除したときは、

厚生労働省令で定めるところによ

第四十五条の三(略)

②~⑦ (略)

⑧ 第一項及び第二項の場合においては、法第三条の三第二項中「市町村

法 除く。 項中 児童」 務」 条の五の において、 児童相談所長又は市町村長」とあるのは を求めることができる」とあるのは の委託の状況」 びに同項第二号 び同項第三号に掲げる業務」 域的な対応」とあるのは らかじめ、 指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、 の八第三項 る場合を含む。 施状況」 による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の 対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは れるよう、 条の五の十五第 とあるのは とあるのは 「前条第一) 」 と、 とあるのは とあるのは 十七第五項中 第五十九条の四第一項の児童相談所設置市 市 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 までにおいて 町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 Ł 法第十三条第二項中 項第一号に掲げる業務 「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業 (イを除く。 中 「第十一条第一項第二号(イを除く。 「児童」 同条第八項中 項 「ごとに行う」とあるのは 「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親 もの (法第二十一条の五の十六第四項において準用す 「技術」と、 「児童相談所設置市」という。 と)」とあるのは と は 「技術並びに各市町村の区域を超えた広 とあるのは 法第十一条第一項第三号中 「行い、 乛 「行う」と、 「第十一条第一項各号に掲げる業 (市町村職員の研修を除く。 第二十七条第一項第三号の規定 「児童相談所長」と、 担当区域内の市町村長に協力 「家庭」と、 「ものから」 「前条第 「ごとに行う。 法第十八条第一)に掲げる業務及 一項第二号 (以下第五十六条 法第十二条第三 ٤ の長は、 法第二十一 「広域的な この場合 法第二十 一項中 「又は同 (イを 当該 あ 実 並

の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正

かつ円滑に行わ

法 除く。 項中 児童」 条の らかじめ、 指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、 の八第三項までにおいて において、 児童相談所長又は市町村長」とあるのは を求めることができる」とあるのは の委託の状況. 施状況」とあるのは による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務 びに同項第二号 対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは び同項第三号に掲げる業務」と、 務」とあるのは 域的な対応」とあるのは れるよう、 0 る場合を含む。 条の五の十五第一 行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正 とあるのは 五. 「前条第一項第一号に掲げる業務) と、 とあるのは \mathcal{O} + 第五十九条の四第一項の児童相談所設置市 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 Ł 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 第五項中 と 法第十三条第二項中 「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業 「第十一条第一項第二号 (イを除く。)」とあるのは 中「ごとに行う」とあるのは 「児童」 項 同条第八項中 「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親 もの (法第二十一条の五の十六第四項におい 「児童相談所設置市」という。 「技術」と、 と は 「技術並びに各市町村の区域を超えた広 とあるのは 法第十一条第一項第三号中 ・「行い、 「行う」と、 「第十一条第一 (市町村職員の研修を除く。 第二十七条第 「児童相談所長」と、 (イを除く。 担当区域内の市町村長に協 「家庭」と、 「ものか 「前条第 「ごとに行う。 法第十八条第二項中 項各号に掲げる業 , 5 (以下第五十六条 項第三号の に掲げる業務及 項第二号 法第十二条第三 か の長は、 つ円滑に行 法第二十 「広域的な て準用が 法第二十 この場合 「又は同 (イを 当該 規定 の実 あ 並 力

七第 外 府県知事」 都市若しくは中核市の長」 項 係都道府県知事」とあるのは 中 とあるのは とあるのは 休止の」 事に届け出 の廃止若しくは休止 おいて、 11 0) \mathcal{O} 十九の二において準用する場合を含む。 十一条の五の二十七第三項及び第四項 は中核市の長又は児童相談所設置市の長」 に 止又は休止 又は休止しようとするときは、 「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは ての区域」)四第 長 ついて同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは 「又は指定都市若しくは中核市の長」 (法第) 二項 -用する場合を含む。 とあるのは と 児童相談所設置市の長は、 項第二号中 一十四条の十九の二において準用する場合を含む。 (法第二十 とあ Ł なければならない。 0) 「という。 「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」 法第二十 日 るの 法第二十四条の九第一項 0) 一月前までに、 は 都道府県知事」と、 四条の十 の届出があつたとき、 「以外の都道府県の区域内」 「関係児童相談所設置市の長」と、 条の五の二十六第一 又は児童相談所設置市」と、 とあるのは 中 九の二において準用する場合を含む。 「関係児童相談所設置市の長」 この場合において、 内閣府令で定めるところにより、 「行う」 その旨を当該指定を行つた都道 当該指定をしようとするときは 「都道府県知事」と、 (これらの規定を法第二十四条の とあるのは とあるのは 法第二十一条の五の二十 (法第二十四条の十第四項にお 中 と 又は同法」と、 一項第二号中 「指定都市若しくは中核市 「都道府県知事」と、 法第二十一条の五の二十 とあるのは 当該」 乛 「行う。 と 「指定都市の長」 指定都市若しく 「という。 とあるのは 法第二十四 「を廃止し、 と 同条第三項 この場合に 「の区域以 「関係都道 中 法第二 その -八第五 府県 _ 「指定 関 中 あ 条 知 廃

第五項 三項中 長 合において、 域以外の区域 四条の四第 都道府県知事」 指定都市若しくは中核市の長」とあるのは 核市の長」とあるのは 第二十一条の五の二十七第三項及び第四項)」とあるのは くは は 県知事に届け出なければならない。 0) 又は休止しようとするときは、 0) 条の十九の二において準用する場合を含む。 しくは中核市の長又は児童相談所設置市の長」と、 一十七第二項 「関係都道府県知事」とあるのは におい 中 廃止又は休止 廃止若しくは休止の届出があつたとき、 「について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若 とあるのは 休止の」と、 「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは て準用する場合を含む。 「又は指定都市若しくは中核市の長」 (法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 一項第一 児童相談所設置市の長は、 (法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む) ٢, とあるの の 日 の 一 「という。) 「指定都市の長又は児童相談所設置市の 法第二十一条の五の二十六第二 二号中 法第二十四条の九第 都道府県知事」と、 月前までに、 は 「以外の都道府県の区域内」 「関係児童相談所設置市の 又は児童相談所設置市」 厚生労働省令で定めるところにより、 中 「関係児童相談所設置市の長」 この場合において、 「行う」 その旨を当該指定を行つた都道 当該指定をしようとするときは 項 又は同法」 (これらの規定を法第二十四 「都道府県知事」と、 とあるのは 法第一 とあるの (法第二十四条の十 中 一項第二 二 十 一 「指定都市若しくは中 「都道府県知事」と 法第二十一条の と、 と、 長 は とあるの 一号中 当該」 条の五 長 と 行う。 「を廃止 指定都 指定都 「という。 とあるの は 法第二十 の二十八 この場 第四 と 同 「 の 区 「関係 中 i 市若 条第 五. 市 Ļ 法 府

の六中 」とあるのは 村 町 とあるのは 府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。 県が設置するものを除く。 三項及び第四項中 談所設置市」と、 県及び児童相談所設置市」 四項まで及び第三十四条の四中 村長を経て」とあるのは 村長を経て」とあるのは 相談所設置市以外の市町村」と、 らかじめ、 支援計画」 あるのは 談所設置市以外の市町村」と、 三十四条の十八中 条第一項第二号中 「一又は二以上の市町村 法第四十五条第 項中 「行う者」とあるのは 法第二十七条第 「第六十一条第 とあるのは 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 「費用」 市 し」とあるのは 「第六十一条第二項第一号」と、 町村 法第三十五条第三項中 一 項 「児童福祉施設」とあるのは 「及び都道府県」とあるのは 「市町村」とあるのは とあるのは 「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、 法第五十六条の八第三項中 第二項及び第五項並びに第四十六条第一 「以内) (特別区を含む。 _ 項」 「以内に」と、 ٢, 項第二号中 「にか 「行う者 と と、 同条第八項中 法第三十四条の五第一項及び第三十四条 「及び都道府県」とあるのは 法第三十条第一項中 にと、 「児童相談所設置市以外の市町 かわらず」 法第五十一 「都道府県子ども・子育て支援事業 (都道府県を除く。 「市町村」 法第三十四条の三第二 「市町村」とあるのは 「児童相談所設置市以外の市町 以下この号において同じ。) 同条第二項中「以内に、 「第六十二条第二項第 と 条第三 \neg 「児童福祉施設 「第六十二条第一 とあるのは 都道府県及び児童相 第 二号中 「にかかわらず、 「以内) 一条の三) | |と、 費用 法第二十六 乛 項 に、 「当該児童 第一 (都道府 「児童相 項、 項」 都道府 いから第 村 号中 (都道 法第 市町 市町 同 一号 市 لح 条 لح 第

町 とあるのは 府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。 県が設置するものを除く。 三項及び第四項中 同条第十 事業支援計画」 童相談所設置市以外の市町村」と、 童相談所設置市」と、 法第三十四条の十八中 四条の六中 道府県及び児童相談所設置市」 ら第四項まで及び第三十四条の四中 市町村長を経て」とあるのは 市町村長を経て」とあるのは 児童相談所設置市以外の市町村」と、 十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは 市町村」と、 「一又は二以上の市町村 ٢ あらかじめ、 村長を経由し」 とあるのは 号」とあるのは 法第四十五条第一 一項中 「費用」 「行う者」とあるのは 法第二十七条第一項第1 「第六十一条第一項」 とあるのは 都道府県知事の同意を得なければならない」 市町 とあるの 「児童福祉施設」とあるのは 「第六十一条第二項第一号」と、 と 法第三十五条第三項中 村 「及び都道府県」とあるのは 法第五十六条の八第三項中 項から第三項まで並びに第四十六条第 (特別区を含む。 _ は とあるのは 「市町村子ども・子育て支援事業計画」 「にかかわ 「以内)に」と、 と 「以内に」と、 と 「行う者 と 同条第八項中 法第五十一条第一 法第三十四条の五第一 「及び都道府県」とあるのは 号中 法第三十条第 「児童相談所設置市 らず」と、 「都道府県子ども・子育て支援 以下この号において同じ。 市 (都道府県を除く。 法第三十四条の三第二 「市町村」 「児童相談所設置市以外の 同条第一 · 町村」 「児童福祉 「第六十二条第二項 第 「にかかわらず、 一号中 「第六十二条第一 一項中 とあるの 一項中「以内に、 とあるの 条の三 都道府県及び児 施設 以外 項及び第三十 「以内) 費用 第一号中 0 は 一項、 (都道府 法第二 は 市 一項 (都道 当該 ٢ Ł 町 児児 村 市 第 項 都 カュ

が設置するものを除く。)」とする。、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」との区域であつて、児童相談所と市町村及び」とあるのは「児童相談所と

⑨ (略)

が設置するものを除く。)」とする。、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と

の区域であつて、

児童相談所と市町村及び」とあるのは「児童相談所と

⑨ (略)

ることとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する経由に関する事務に係る部分に限る。)の規定により都道府県が処理す第四十六条(第五条第二項から第五項まで及び第七項(厚生労働大臣への

(新設)

第一号法定受託事務とする。

法第四

第四十六条の二

十五条第四項並びに第五十九条の四第二項及び第三項に規定する権限と

法第五十九条の八第一項の政令で定める権限は、

する。

方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地第四十六条の三 法第五十九条の八第一項の規定によりこども家庭庁長官

(新設)

が自らその権限を行うことを妨げない。。以下この条において同じ。)に委任する。ただし、こども家庭庁長官

なる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長 | 法第二十一条の三第三項に規定する権限 | 当該権限の行使の対象と

二 法第二十一条の五の二十七及び第二十一条の五の二十八(これらの

第四十六条の四 限をこども家庭庁長官に委任する。 兀 三 道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長 条及び第五十九条の規定により当該権限が属するものとされている都 権限の行使の対象となる指定障害児相談支援事業者の主たる事務所の 者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長 規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 所在地を管轄する地方厚生局長 定する権限 項に規定する指定障害児事業者等又は指定障害児入所施設等の設置 条の三第一項 法第二十四条の三十九及び第二十四条の四十に規定する権限 法第五十九条の五第一項から第三項までに規定する権限 当該権限の行使の対象となる法第二十一条の五の十八第 内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権 第三十四条の五第一項、 第三十四条の六、 第四十六 法第二十)に規 当該 (新設)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

者の住所地の保健所長を経由して行うものとする。 、届出その他の行為であつて内閣府令で定めるものは、当該行為をした第七条 法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定に関する申請	と認めるときは、その認定を取り消すことができる。 が、同項の規定に基づく内閣総理大臣の定める基準に適合しなくなつた が、同項の規定に基づく内閣総理大臣の定める基準に適合しなくなつた 、内閣府令で定める事項を記載した名簿を作成しなければならない。	第二条 都道府県知事は、当該都道府県に住所を有する被指定者についてる様式による標識を交付しなければならない。	2 都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、内閣府令で定めばならない。	のる様式による指定いう。)第十五条第	改正案
した者の住所地の保健所長を経由して行うものとする。 、届出その他の行為であつて厚生労働省令で定めるものは、当該行為を第七条 法第十五条第一項の規定による都道府県知事の指定に関する申請	と認めるときは、その認定を取り消すことができる。	第二条 都道府県知事は、当該都道府県に住所を有する被指定者について定める様式による標識を交付しなければならない。	2 都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、厚生労働省令でければならない。 推定記を当該推定を受けた者(以下「被推定者」という) に交付した		現行

て必要な事項は、内閣府令で定める。	府県知事の指定及び同条第二項の規定による都道府県知事の認定に関し	第八条 前各条に定めるもののほか、法第十五条第一項の規定による都道	俘復戸長を経由して行ごものとする。	R ま 所 を R E R E D D D D D D D D D D D D D	届出であつて内閣府令で定めるものは、当該認定に係る講習の実施地の	2 法第十五条第二項の規定による都道府県知事の認定に関する申請及び
て必要な事項は、厚生労働省令で定める。	府県知事の指定及び同条第二項の規定による都道府県知事の認定に関し	第八条 前各条に定めるもののほか、法第十五条第一項の規定による都道	出の俘侮戸長を経由して行ごせのとする。	也つる書所表と名目(こす)のつことの。	届出であつて厚生労働省令で定めるものは、当該認定に係る講習の実施	2 法第十五条第二項の規定による都道府県知事の認定に関する申請及び

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
~

際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・立行政法人中小企業基盤整備機構、	・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国 交流基金、国立研究開発法	競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー 法人農畜産業振興機構、独	究開発機構の理事長の補助金等の交付に関する事務については日本中央 通信研究機構、独立行政法	開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研機構の理事長の事務につい	行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究 人医薬基盤・健康・栄養研	、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立 人環境再生保全機構、独立	独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター 行政法人日本芸術文化振興会、	ルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、 対法人日本学術振興会、独	人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネー・産業技術総合開発機構、	ギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法 協力機構、独立行政法人国際交流基金、	中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人エネル 金属鉱物資源機構、独立行	下この条及び次条において同じ。)の一部を当該各省各庁の機関(日本 馬会、国立研究開発法人情	等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務をいう。以 助事業等の監督に関する事	の取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金 告の受理、補助金等の額の	の交付に関する事務(補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びそ)の交付の申請の受理、交付	第十六条 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等 第十六条 各省各庁の長は、	(事務の委任の範囲及び手続) (事務の委任の範囲及び手続)	改正案
伽機構、独立行政法人日本学術振興会、独立	研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独	独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際	人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政	ては日本中央競馬会、国立研究開発法人情報	健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開発	独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法	云、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法	独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立	独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行	际交流基金、国立研究開発法人新エネルギー	独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際	人情報通信研究機構、独立行政法人エネルギー・	督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関(日本中央競	の確定、補助金等の返還に関する処分その他補	の決定及びその取消し、補助事業等の実績報	法第二十六条第一項の規定により、補助金等	杌)	現行

らかにして、 庁 授与機構の機関)に委任することができる。 助金等の交付に関する事務については独立行政法人大学改革支援・学位 法人医薬基盤· 発機構の機関 法人環境再生保全機構、 立行政法人日本芸術文化振興 行政法人日本学術振興会、 の地方支分部局に委任しようとするときは、 産業技術総合開発機構、 委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長の補 健康・栄養研究所又は国立研究開発法人日本医療研究開 独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人日本スポーツ振興センタ 会 独立行政法人中小企業基盤整備機構、 独立行政法人福祉医療機構、 この場合において、 当該補助金等の名称を明 国立研究開 独立行 各省各 独立 発 政 独

機関について、 財務大臣に協議しなければならない。

2 各省各庁の長は 他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他

の各省各庁の機関が行う場合には、

法第二十六条第

項の規定により、

等の名称を明ら 当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の 各庁の機関に委任することができる。 かにして 委任しようとする補助金等 この場合においては、 部を当該他の各省 の交付に関する事 当該補助 金

3 エネルギー の内容及び機関について 日本中央競馬会、 金属鉱物資源機構、 国立研究開発法人情報通信研究機構、 財務大臣に協議しなければならない。 独立行政法人農畜産業振興機構、 独立行政法人 独 立

ンター 新エネルギー 独 独立行政法人日本芸術文化振興会、 立行政法人日本学術振興会、 産業技術総合開発機構、 独立行政法人日本スポー 独立行政法人中小企業基盤整備 独立行政法人福祉医療機構 ÿ 振興 T

行政法人国際協力機構、

独立行政法人国際交流基金、

国立研究開発法人

て、 等の名称を明らかにして、 省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては 改革支援 学改革支援・学位授与機構の機構長の事務については独立行政法人大学 政法人日本学生支援機構、 行政法人日本スポーツ振興センター、 所又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構の機関、 独立行政法人福祉医療機構、 財務大臣に協議しなければならない ·学位授与機構 0)機関) 委任しようとする事務の内容及び機関に 国立研究開発法人医薬基盤 独立行政法人環境再生保全機構 に委任することができる。 独立行政法人日本芸術文化 健康 独立行政法人大 ただし、 当 該補 栄養研究 独立行 張興会 つい 助 各 金

(新設)

2 行政法· ンター、 機 工 新エネルギー ネルギー 構 日本中央競馬会、 独 人国際協力機構、 独立行政法人日本芸術文化振興会、 立行政法人日 金属鉱物資源機構、 産業技術総合開発機構 国立研究開発法人情報通信研究機構、 本学術振興会 独立行政法人国際交流基金 独立行政法人農畜産業振 独立行政法 独立行政法人中 独立行政法人福祉医療機構 人日本スポ 国立研究開 小企業基盤整備 興 独立行政法人 機 構 ッ 振興セ | 発法人 独立

け 開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大 盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、 学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構にあつては 療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、 当該補助金等の名称を明らかにして、 関する事務の一 与機構の機構長は、 立研究開発法人医薬基盤 臣 文部科学大臣、 ツ振興センター、 及び経済産業大臣、 に関する事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法 日 ては外務大臣、 人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、 独立行政法人環境再生保全機構、 本医療研究開 ればならない 独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けな 金属鉱物資源機構、 独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつ 独立行政法人日本学術振興会、 独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基 部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、 発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・ 独立行政法人日本芸術文化振興会、 国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務 法第二十六条第一項の規定により補助金等の交付に 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合 ・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人 独立行政法人日本学生支援機構、 委任しようとする補助金等の交付 文部科学大臣、 独立行政法人日本スポ 国立研究開発法人日本医 独立行政法人エネルギ 独立行政法人日本 厚生労働大臣 学位授 玉

学大臣、 ルギー 会、 境大臣の承認を受けなければならない にあつては経済産業大臣、 独立行政法人エネルギー・ 立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣 位授与機構にあつては文部科学大臣、 立行政法人日本スポーツ振興センター、 究機構にあつては総務大臣、 立研究開発法人日本医療研究開発機構にあつては内閣総理大臣、 競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣 らかにして、 与機構の機構長は、 日本医療研究開発機構の理事長又は独立行政法人大学改革支援・学位授 立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所若しくは国立研究開発法人 る事務所の職員に委任しようとする場合には、 人国際交流基金にあつては外務大臣、 独立行政法人環境再生保全機構、 独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人大学改革支援・ 産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構 厚生労働大臣及び経済産業大臣、 委任しようとする事務の内容及び職員について、 法第二十六条第一項の規定により事務の 独立行政法人環境再生保全機構にあつては環 金属鉱物資源機構、 独立行政法人国際協力機構又は独立行政法 独立行政法人日本学生支援機構、 独立行政法人福祉医療機構又は国 独立行政法人日本学術振興会、 独立行政法人日本芸術文化振興 国立研究開発法人情報通信研 当該補助金等の名称を明 国立研究開発法人新エネ 一部を従た 日本中央 文部科 国 独 玉

3 (略)

5

各省各庁の長は

法第1

一十六条第

一項の規定により補助金等の交付に

直ちに、その内容を公示しなけれ

関する事務の一部を委任したときは、

4

略

したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。4 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を委任

ばならない。

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

等の交付に関する事務の内容について、財務大臣に協議しなければなら事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては第十七条 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等

ない。

て、知事等が補助金等の交付に関する事務を行うこととなることについ事等が行うこととなる補助金等の交付に関する事務の内容を明らかにし2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知

3 (略)

て、

都道府県の知事の同意を求めなければならない。

関する事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に

容を公示しなければならない。

その内容を報告するものとする。 を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びを知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及び5 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部

6 法第二十六条第二項の規定により補助金等の交付に関する事務の一部

(都道府県が行う事務の範囲及び手続

第十七条 以下 おいては、 助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会 告の受理 の交付の申請の受理、 「知事等」という。)が行うこととすることができる。この場合に 各省各庁の長は、 当該補助金等の名称を明らかにして、 補助金等の額の確定 交付の決定及びその取消し、 法第二十六条第二項の規定により、 補助金等の返還に関する処分その他補 知事等が行うこととな 補助事業等の実績報 補 助金等

る事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

3 (略)

ない。 等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければなら等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければなら4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事

とする。
、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するもの、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するもの5 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行つた場合は

法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととな

6

て知事等に適用があるものとする。	する事務に係る各省各庁の長に関する規定は、
	知事等に関する規定とし

を知事等が行うこととなつた場合においては、法中補助金等の交付に関 |

、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。つた場合においては、法中当該事務に係る各省各庁の長に関する規定は

- 64 -

改正案	現行
(軽減税率等の適用についての手続等)	(軽減税率等の適用についての手続等)
第三十三条 (略)	第三十三条 (略)
2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それ	2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それ
ぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。	ぞれ当該各号に定める証明書を当該書面に添付しなければならない。
一 当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学	当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学
校等給食用のものであるときをの旨を記載した文部科学大臣又は内	校等給食用のものであるとき。その旨を記載した文部科学大臣又は厚
閣総理大臣の証明書	生労働大臣の証明書
二・三(略)	二・三(略)
3~15 (略)	3~15 (略)

(傍線部分は改正部分)

総務大臣及び財務大臣と協議して定めるところによる。2 前項の場合における債権の譲渡価格及び支払条件は、内閣総理大臣がる。	る国の貸付金の額は、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める額とすし付けたものとみなすものとし、同項の規定による当該指定都市に対すいては、当該指定都市が同条第一項の規定による国の貸付けを受けて貸この場合においては、当該貸付金は、同法第三十七条の規定の適用につの市長は、遅滞なくその旨を貸付けを受けた者に通知するものとする。	付 て 力 前 指 福 に 号 に 定 社	改正案
総務大臣及び財務大臣と協議して定めるところによる。2(前項の場合における債権の譲渡価格及び支払条件は、厚生労働大臣がる。)	る国の貸付金の額は、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とすし付けたものとみなすものとし、同項の規定による当該指定都市に対すこの場合においては、当該貸付金は、同法第三十七条の規定の適用につの市長は、遅滞なくその旨を貸付けを受けた者に通知するものとする。	付 て 力 前 指 福 に 号 に 発 れ	現行

(傍線部分は改正部分)

生労働大臣又は都道府県知事」とする。	閣総理大臣又は都道府県知事」とする。
同法第二十九条第一項及び第二項中「都道府県知事等」とあるのは「厚	同法第二十九条第一項及び第二項中「都道府県知事等」とあるのは「内
二十三条第一項中「都道府県知事等」とあるのは「厚生労働大臣」と、	二十三条第一項中「都道府県知事等」とあるのは「内閣総理大臣」と、
る町村(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「国」と、同法第	る町村(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「国」と、同法第
条第二項中「都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置す	条第二項中「都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置す
二十三条又は第二十九条の規定を適用する場合においては、同法第十二	二十三条又は第二十九条の規定を適用する場合においては、同法第十二
る日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法第十二条、第	る日の属する月までの月分の手当について児童扶養手当法第十二条、第
第四条 既認定者等に係る改正法附則第六条第一項に規定する政令で定め	第四条 既認定者等に係る改正法附則第六条第一項に規定する政令で定め
(既認定者等に関する経過措置)	(既認定者等に関する経過措置)
附則	附則
現行	改正案

(傍線部分は改正部分)

た数が一人親世帯に属する者の総数のうちに占める割合をいう。じ。)に属する者の数として内閣総理大臣が定めるところにより算定し	歳未満の者が少なくとも一人属する世帯をいう。以下この項において同の状況にある一人親世帯(十八歳以上六十五歳未満の者が一人及び十八2. お第ノ3第二項第二長の 一 ノ兼世帯の貧困率」とに - 村文的に貧困	1955 1955 1950	第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十1 子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第八条	改正案
た数が一人親世帯に属する者の総数のうちに占める割合をいう。じ。)に属する者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定し	歳未満の者が少なくとも一人属する世帯をいう。以下この項において同の状況にある一人親世帯(十八歳以上六十五歳未満の者が一人及び十八字 済第1999 1991	1955 1955 1957	第二項第二号の「子どもの貧困率」とは、相対的に貧困の状況にある十1 子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第八条	現行

0 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令(平成三十一年

(傍線部分は改正部分)

政令第百六十号) (抄) (第五条関係)

って算定した費用の額とする。	の一時金の支給の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によしの一は	な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項 d な費F	道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要 道府県	関する法律(以下「法」という。)第二十四条の規定により、毎年度、都 関する	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に 旧写	改正案
って算定した費用の額とする。	の一時金の支給の請求の件数を基準として厚生労働大臣の定める方式によ	な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項	道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要	関する法律(以下「法」という。)第二十四条の規定により、毎年度、都	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に	現行

(傍泊
線部
分は
改正
部分

3 (略)	三〜七(略)	イ〜リ(略)		計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。	からリまでに定める給付については、内閣府令で定める方法によつて	二 次のイからリまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イ	一 (略)	算する。	2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計	第六条の三(略)	(法第十三条の二第一項の規定による手当の支給の制限)	E TO RO	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(法第十二条第一項の政令で定める財産)	改正案
3 (略)	三〜七(略)	イ〜リ (略)	0	つて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす	からリまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によ	二 次のイからリまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イ	一 (略)	算する。	2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計	第六条の三 (略)	(法第十三条の二第一項の規定による手当の支給の制限)	とする	維持に供する田畑、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他の財産	第五条 法第十二条第一項に規定する政令で定める財産は、主たる生業の	(法第十二条第一項の政令で定める財産)	現行

(法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限)

第六条の五 略

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、 次の各号の規定によつて計

算する。

(略)

計算した額について、 からチまでに定める給付については、 次のイからチまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イ その支給が停止されていないものとみなす。 内閣府令で定める方法によつて

イ~チ (略)

三~八 (略)

(法第十三条の二第三項の規定による手当の支給の制限)

第六条の六

略

2 前項に規定する障害基礎年金等加算額は、 次の各号の規定によつて計

算する。

準を定める政令附則第一条の三第五項の規定によりその支給が停止さ れた同項に規定する障害補償年金については、 によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基 内閣府令で定める方法

二 〜 (略

なす。

(法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限)

第六条の五 (略

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、 次の各号の規定によつて計

算する。

(略)

次のイからチまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イ

からチまでに定める給付については、 厚生労働省令で定める方法によ

つて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす

イ~チ (略)

三~八 (略)

(法第十三条の二第三項の規定による手当の支給の制限

算する。

2

前項に規定する障害基礎年金等加算額は、

次の各号の規定によつて計

第六条の六

(略)

方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないもの れた同項に規定する障害補償年金については、 準を定める政令附則第一条の三第五項の規定によりその支給が停止さ 公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基 厚生労働省令で定める

(略)

とみなす。

- 71 -

(法第十三条の三第二項の政令で定める事由

第八条 法第十三条の三第二項に規定する政令で定める事由は、 次に掲げ

る事由とする。

受給資格者が就業していること又は求職活動その他内閣府令で定め

る自立を図るための活動をしていること。

(略)

三 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業

することができないことその他の自立を図るための活動をすることが

困難である事由として内閣府令で定める事由があること。

別表第二(第一条関係

_ { + (略)

十一 傷病が治らないで、 身体の機能又は精神に、労働することを不能

ならしめ、 かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを

必要とする程度の障害を有するものであつて、

内閣総理大臣が定める

もの

(備考) (略)

(法第十三条の三第二項の政令で定める事由

第八条 法第十三条の三第二項に規定する政令で定める事由は、 次に掲げ

る事由とする。

受給資格者が就業していること又は求職活動その他厚生労働省令で

定める自立を図るための活動をしていること。

(略)

Ξ 前号に掲げる事由のほか、受給資格者が疾病又は負傷のために就業

することができないことその他の自立を図るための活動をすることが

困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること

別表第二(第一条関係

<u>\</u> (略)

十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能

ならしめ、 かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを

必要とする程度の障害を有するものであつて、 厚生労働大臣が定める

(備考)

もの

(略)

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

て内閣総理大臣が定めるもの(以下この章において「修業施設」とい

う。)への入所に際し必要な資金

十 (略)

(貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業)

第六条 法第十四条に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業であ

つて、継続して事業場を設けて行うものとする。

一~七 (略)

八 その他内閣総理大臣が定める事業

2 法第十四条に規定する同条第一号に掲げる者の自立の促進を図るため

の事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業であつて、

同号に掲

一~三 (略)

げる者を対象として行うものとする

四 その他内閣総理大臣が定める事業

(貸付金額の限度)

第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金(以下単に「母子福祉」

資金貸付金」という。)の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の

種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一·二 (略)

三 法第十三条第一項第二号に規定する資金(以下「母子修学資金」と

れイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専いう。) イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞ

て厚生労働大臣が定めるもの(以下この章において「修業施設」とい

う。)への入所に際し必要な資金

十 (略)

(貸付けの対象となる母子・父子福祉団体の事業)

第六条 法第十四条に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業であ

つて、継続して事業場を設けて行うものとする。

一~七 (略)

八 その他厚生労働大臣が定める事業

2 法第十四条に規定する同条第一号に掲げる者の自立の促進を図るため

の事業として政令で定めるものは、次に掲げる事業であつて、同号に掲

げる者を対象として行うものとする。

一~三 (略)

四 その他厚生労働大臣が定める事業

(貸付金額の限度)

資金貸付金」という。) の貸付金額の限度は、次の各号に掲げる資金の第七条 法第十六条に規定する母子福祉資金貸付金(以下単に「母子福祉

種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一·二 (略)

三 法第十三条第一項第二号に規定する資金(以下「母子修学資金」と |

れイからニまでに定める額。ただし、高等学校、高等専門学校又は専いう。) イからニまでに掲げる母子修学資金の区分に応じ、それぞ

ては、 第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、 配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金につい 修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三 百三十八号)に基づく児童扶養手当その他内閣総理大臣の定める給付 十一日が終了したことにより児童扶養手当法 (以下「児童扶養手当等」という。) を受けることができなくなつた 当該就学期間中その額に同法第五条第 (昭和三十六年法律第二 項に規定する額 (同法

イ~ニ 略 その額。

以下同じ。

を加算した額

四~十二 (略)

(貸付方法及び利率

第八条 略

2 \ \ 5

略

6 の規定にかかわらず、 被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、 を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、 範囲内において、 母子事業開始資金、 災害により全壊、 その者が受けた被害の種類及び程度に応じて内閣総理 その据置期間を、 母子事業継続資金又は母子住宅資金の貸付金であ 流失、 半壊、 床上浸水又はこれらに準ずる被害 貸付けの日から一 当該災害による 一年を超えない

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

大臣が定める期間延長することができる。

その額。 ては、 第五条の二の規定により児童扶養手当の額が改定されているときは、 配偶者のない女子が扶養している当該児童に係る母子修学資金につい 百三十八号)に基づく児童扶養手当その他厚生労働大臣の定める給付 十一日が終了したことにより児童扶養手当法 修学校に就学する児童について十八歳に達した日以後の最初の三月三 (以下「児童扶養手当等」という。)を受けることができなくなつた 当該就学期間中その額に同法第五条第 以下同じ。 を加算した額 (昭和三十六年法律第二 項に規定する額 (同法

イ〜ニ (略)

四~十二 (略

(貸付方法及び利率)

第八条 (略)

2 5

略

6 範囲内において、 の規定にかかわらず、 被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、 を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、 つて、 大臣が定める期間延長することができる 母子事業開始資金、 災害により全壊、 その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働 母子事業継続資金又は母子住宅資金の貸付金であ その据置期間を、 流失、 半壊、 床上浸水又はこれらに準ずる被害 貸付けの日から一 当該災害による 一年を超えない 第一項

第一項

(保証人及び連帯債務を負担する借主)

第九条 (略)

2·3 (略

斜付金)

該母子福祉資金貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額を都道府県党付金の貸付けを受けた者は、当該一時償還に係る支払期日までの期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し受けた者がその一部を償還している場合における当該償還の日の翌日以受けた者がその一部を償還している場合における当該償還の日の翌日以次の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当り、内閣総理大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当の場合の場合のでは、当該母子福祉資金

2 (略)

に納付しなければならない

(貸付業務の報告)

し、内閣府令の定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければな第二十四条 都道府県知事は、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関

第九条 (略)

2·3 (略)

帯債務を負担する借主として加わらなければならない。 の貸付けについては、当該母子・父子福祉団体の役員(厚生労働省令での貸付けについては、当該母子・父子福祉団体の役員(厚生労働省令で

(納付金)

第十八条 該母子福祉資金貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額を都道府県 後の期間については、 受けた者がその一部を償還している場合における当該償還の日の翌日以 に応じ、当該母子福祉資金貸付金の額 貸付金の貸付けの日の翌日から当該一時償還に係る支払期日までの期間 貸付金の貸付けを受けた者は、 六条の規定により一時償還の請求がなされたときは、 に納付しなければならない 厚生労働大臣が一 母子・父子福祉団体に対する母子福祉資金貸付金につき、 般金融市場における金利を勘案して定める率から当 その額から既に償還した額を控除した額) 当該一時償還の請求に係る母子福 (母子福祉資金貸付金の貸付けを 当該母子福祉 に対し 祉 第十 資金 資金

2 (略

(貸付業務の報告)

し、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなけれ第二十四条 都道府県知事は、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関

らない。

(内閣府令への委任)

給付金の支給の手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援第三十条 前三条に定めるもののほか、母子家庭自立支援教育訓練給付金

(法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第三十一条 法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金

一~八 (略)

は、次に掲げる資金とする

九 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児童を扶養しているもの(以下単に「配偶者のない男子が扶養している場合により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合に大学院、高等専門学校若しくは専修学校への入学者しくは法第三十一条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて内条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて内条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて内閣総理大臣が定めるもの(以下この章において「修業施設」という。別への入所に際し必要な資金

ばならない。

厚生労働省令への委任)

給付金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援第三十条 前三条に定めるもののほか、母子家庭自立支援教育訓練給付金

(法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金

は、次に掲げる資金とする。第三十一条 法第三十一条の六第一項第四号に規定する政令で定める資金

一~八 (略)

九 大学院、 児童を扶養しているもの(以下単に「配偶者のない男子で現に児童を 生労働大臣が定めるもの 条の六第一項第三号に規定する知識技能を習得させる施設であつて厚 のない男子の二十歳以上である子等」という。)の高等学校、 おけるその二十歳以上である子その他これに準ずる者(以下「配偶者 より二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合に 扶養しているもの」という。)が同時に民法第八百七十七条の規定に いる児童若しくは法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に 童の小学校若しくは中学校への入学又は配偶者のない男子が扶養して への入所に際し必要な資金 特に経済的に困難な事情にある配偶者のない男子が扶養している児 高等専門学校若しくは専修学校への入学若しくは法第三十一 (以下この章において「修業施設」という。 大学、

十 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六(略)

2 5

(略)

大臣が定める期間延長することができる。大臣が定める期間延長することができる。大臣が定める期間延長することができる。大臣が定める期間延長することができる。大臣が定める期間延長することができる。大臣が定める期間延長することができる。

(内閣府令への委任)

金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手続その他の必要か、父子家庭自立支援教育訓練給付金、父子家庭高等職業訓練促進給付条、第二十八条及び第二十九条第二項から第四項までに定めるもののほ第三十一条の十 前条第一項並びに同条第二項において準用する第二十七

(法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

な事項は、

内閣府令で定める。

次に掲げる資金とする。第三十二条法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、

十 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十一条の六(略)

2~5 (略)

6

大臣が定める期間延長することができる。
大臣が定める期間延長することができる。
大臣が定める期間延長することができる。

(厚生労働省令への委任)

(法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

次に掲げる資金とする。第三十二条 法第三十二条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、

一~七 (略)

。)への入所に際し必要な資金。)への入所に際し必要な資金。)への入所に際し必要な資金が定めるもの(以下「修業施設」というる施設であつて内閣総理大臣が定めるもの(以下「修業施設」というは挟養者」という。)の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若して、法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者(以下単に「寡婦の

九 (略)

(貸付方法及び利率)

2~5 (略)

第三十七条

(略)

範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて内閣総理で大大はこれの場でにかかわらず、その据置期間を、貸付けの日から二年を超えないで、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水又はこれらに準ずる被害を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、当該災害によるが害による。第婦事業開始資金、寡婦事業継続資金又は寡婦住宅資金の貸付金である。

(剰余金の国への償還)

大臣が定める期間延長することができる。

年度の各年度における特別会計の決算上の母子福祉資金貸付金、父子福府県における当該年度の前々年度(以下「基準年度」という。)以前三第四十二条 法第三十七条第二項に規定する政令で定める額は、当該都道

一~七 (略)

。) への入所に際し必要な資金。) への入所に際し必要な資金。) への入所に際し必要な資金を表して、以下「修業施設」というる施設であつて厚生労働大臣が定めるもの(以下「修業施設」というを被扶養者」という。) の高等学校、大学、大学院、高等専門学校若しる 法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者(以下単に「寡婦の人」法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者(以下単に「寡婦の人」法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者(以下単に「寡婦の人」法第三十二条第一項に規定する寡婦の被扶養者(以下単に「寡婦の人」法第三十二条第一項に規定する事品の

九 (略)

(貸付方法及び利率)

第三十七条 (略)

2~5 (略)

6 範囲内において、 の規定にかかわらず、 被害を受けた日から一年以内に貸し付けられるものについては、 を受けた住宅に当該災害の当時居住していた者に対し、 大臣が定める期間延長することができる。 つて、災害により全壊、 寡婦事業開始資金、 その者が受けた被害の種類及び程度に応じて厚生労働 その据置期間を、 寡婦事業継続資金又は寡婦住宅資金の貸付金であ 流失、 半壊、 床上浸水又はこれらに準ずる被害 貸付けの日から二年を超えない 当該災害による 第一項

(剰余金の国への償還)

年度の各年度における特別会計の決算上の母子福祉資金貸付金、父子福府県における当該年度の前々年度(以下「基準年度」という。)以前三第四十二条 法第三十七条第二項に規定する政令で定める額は、当該都道

れ当該各号に定める額とする。とする。ただし、当該都道府県が次の各号に該当する場合には、それぞする。)の貸付額の合計額を三で除して得た額の一・七倍に相当する額祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金(以下「福祉資金貸付金」と総称

いう。 年度の各年度において被災者に対する福祉資金貸付金の財源として特 をいう。 別会計に繰り入れた金額等を勘案して内閣総理大臣が定める額 福祉資金貸付金の貸付額及び被災者に対する貸付額 会計への繰入れを行つた場合)規定に基づき、 激甚災害 (昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害)による被害を受けた者(以下この号において「被災者」と に対する福祉資金貸付金の財源として、 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法 基準年度以前三年度のいずれかの年度において特別 基準年度以前三年度の各年度における 同法第二十条第一 基準年度以前三 項

第三号、第四号又は第六号から第八号までに掲げる費用の額から、そのて、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した法第四十二条第一号、第四十五条 法第四十四条の規定による都道府県の補助は、各年度におい

2

略

2

略

れ当該各号に定める額とする。とする。ただし、当該都道府県が次の各号に該当する場合には、それぞとする。)の貸付額の合計額を三で除して得た額の一・七倍に相当する額祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金(以下「福祉資金貸付金」と総称

律 別会計に繰り入れた金額等を勘案して厚生労働大臣が定める額 年度の各年度において被災者に対する福祉資金貸付金の財源として特 福祉資金貸付金の貸付額及び被災者に対する貸付額、 会計への繰入れを行つた場合 の規定に基づき、 いう。)に対する福祉資金貸付金の財源として、 をいう。)による被害を受けた者 激甚災害 (昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項に規定する激甚災害 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法 基準年度以前三年度のいずれかの年度において特別 基準年度以前三年度の各年度における (以下この号において「被災者」と 同法第二十条第一 基準年度以 前三 項

第三号、第四号又は第六号から第八号までに掲げる費用の額から、そのて、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第四十二条第一号、第四十五条 法第四十四条の規定による都道府県の補助は、各年度におい

う。 費用のための収入の額を控除した額の四分の一に相当する額について行

2 額について行う。 法第四十五条の規定による国の補助は、 各年度において、 次に掲げる

額を控除した額の二分の一に相当する額 る基準によつて算定した当該費用の額から、 八号から第十一号までに掲げる費用については、 で又は第四十三条第一号、 法第四十二条第一号、 第三号、 第二号、 第四号若しくは第六号から第八号ま 第四号から第六号まで若しくは第 その費用のための収入の 内閣総理大臣が定め

(略)

附 則

(法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金

第四条 法附則第六条第 項第四号に規定する政令で定める資金は、 次に

掲げる資金とする

一~七

(略)

修学校への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設 であつて内閣総理大臣が定めるものへの入所に際し必要な資金 「被扶養者」という。)の高等学校、 大学、高等専門学校若しくは専

法附則第六条第一項第二号に規定する被扶養者(次号において単に

費用のための収入の額を控除した額の四分の一に相当する額について行

う。

2

法第四十五条の規定による国の補助は、 各年度において、 次に掲げる

額について行う。

額を控除した額の二分の一に相当する額 る基準によって算定した当該費用の額から、 八号から第十一号までに掲げる費用については、 で又は第四十三条第一号、 法第四十二条第一号、 第三号、第四号若しくは第六号から第八号ま 第二号、 第四号から第六号まで若しくは第 その費用のための収入の 厚生労働大臣が定め

(略)

附 則

(法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金)

第四条 法附則第六条第一項第四号に規定する政令で定める資金は、 次に

掲げる資金とする。

一 ~七 (略)

修学校 であつて厚生労働大臣が定めるものへの入所に際し必要な資金 「被扶養者」という。)の高等学校、 法附則第六条第一項第二号に規定する被扶養者(次号において単に への入学又は同項第三号に規定する知識技能を習得させる施設 大学、 高等専門学校若しくは専

九 (略)

九

(略)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

(新設) (新設)	「展のための収入の都を控除した都について行う。 「展のための収入の都を控除した都について行う。 「権限の委任」 「権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。)に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。 「法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第三項に規定する権限 当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長(
	第二条 法第二十条第一項の規定による間収金の額その他その費第二条 法第二十条第一項の規定による措置に要する費用についての法第二十一条の二又は第二十一条の三の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した同項の規定による費用の額から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した同項の用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額その他その費用に係る法第二十一条の四第一項の規定による徴収金の額をの他その費用に係る法第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二又は第二十一条の二、第二十十二条(第二十一条)第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十一条の二、第二十二条(第二十一条)(第二十一十一条)(第二十一十一条)(第二十一十一条(第二十一十一条)(第二十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一十一

(
線部	
部分は改	
) と	
部分	
)J	

抄)

(第九条関係)

」とする。	」とする。
は、「政令で定める額を超えない範囲内で文部科学大臣が別に定める額	は、「政令で定める額を超えない範囲内で内閣総理大臣が別に定める額
第二項において準用する場合を含む。)中「政令で定める額」とあるの	第二項において準用する場合を含む。)中「政令で定める額」とあるの
掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項(同法附則第八条	掛金の額については、当分の間、同法第十七条第一項(同法附則第八条
童(同項に規定する児童をいう。)についての災害共済給付に係る共済	童(同項に規定する児童をいう。)についての災害共済給付に係る共済
法律第百六十二号)附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。)の児	法律第百六十二号)附則第八条第一項各号に掲げる施設をいう。)の児
びに保育所等(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年	びに保育所等(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年
修学校(高等課程に係るものに限る。)の児童、生徒、学生及び幼児並	修学校(高等課程に係るものに限る。)の児童、生徒、学生及び幼児並
園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、幼保連携型認定こども園及び専	園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、幼保連携型認定こども園及び専
の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、幼稚	の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校、幼稚
第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校(中等教育学校	第二十七条 沖縄県に所在する義務教育諸学校、高等学校(中等教育学校
(独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例)	(独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する特例)
現行	改正案

 \bigcirc 第十条関係 日 本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)

(抄)

(傍線部分は改

(正部分)

第五条 項、 それぞれ同 ほか、 用する法」と、 中 第二条、 係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 施行令の準用 よる社会資本の整備の促進に関する特別措置法第五条第一項において準 (無利子貸付金に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 「法」とあるのは 第十二条、 法第五条第一項に規定する無利子貸付金については、 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 第三条第一項、 の規定を準用する。 表の 第十四条第一項第一号並びに第十六条第三項を除く。 下欄に掲げる字句に読み替えるものとする 「交付」とあるのは 「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に 第六条、 改 この場合において、 第九条第二項及び第四項、 正 「貸付け」と、それぞれ読み替える 案 (昭和三十年政令第二百五 同令の規定 第十条第 補助金等に (第一条、 第五条 項、 それぞれ同 ほ 用する法」と、 よる社会資本の整備の促進に関する特別措置法第五条第一項において準 中 第二条、第三条第一 係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 施行令の準用 十五号) にか、 か、 (無利子貸付金に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 「法」とあるのは 第十二条、 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 法第五条第一項に規定する無利子貸付金については、 の規定を準用する。 .表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする. 第十四条第一項第一号並びに第十六条第二項を除く。 「交付」とあるのは 項、 「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用に 第六条、第九条第二項及び第四項、 現 この場合において、 「貸付け」と、 行 (昭和三十年政令第二百五 同令の規定 それぞれ読み替える

	(略)	(略)	(略)
	第十六条第一	当該各省各庁	各省各庁
(他の各省各庁の長	項	委任すること	委任すること(他の各省各庁の長
の貸付けに関する事			から当該事務の一部の委任を受け
任を受けた各省各庁			た各省各庁の長が、当該各省各庁

項

委任すること

委任すること

から補助金等の貸付け

務 の

部の委任を受け

第十六条第

当該各省各庁

各省各庁

略

略

略

第十条第

(第一条

補助金等に

とする場合を含む。)		
省各庁の長が、知事等が行うこと		
する事務の一部の委任を受けた各		
庁の長から補助金等の貸付けに関	こと	項
る一行うこととすること(他の各省各	行うこととする	第十七条第一
任する場合を含む。)		
の長が、当該各省各庁の機関に委		

が行うこととする場合を含む。)		
を受けた各省各庁の長が、知事等		
庁の長から当該事務の一部の委任	الدل	項
行うこととすること(他の各省各	行うこととする	第十七条第一
の機関に委任する場合を含む。)		

文化庁	スポーツ庁	文部科学省	国税庁	財務省	外務省	出入国在留管理庁	法務省	消防庁	総務省	デジタル庁	こども家庭庁	消費者庁	金融庁	警察庁	国家公安委員会	内閣府	別表(第一条関係)	改正案
文化庁	スポーツ庁	文部科学省	国税庁	財務省	外務省	出入国在留管理庁	法務省	消防庁	総務省	デジタル庁		消費者庁	金融庁	警察庁	国家公安委員会	内閣府	別表(第一条関係)	現行

林野庁 気象庁 観光庁 水産庁 海上保安庁 国土交通省 資源エネルギー庁 経済産業省 農林水産省 厚生労働省

防衛省 原子力規制委員会

防衛装備庁

環境省

林野庁 農林水産省

厚生労働省

水産庁

防衛省 原子力規制委員会

防衛装備庁

環境省 気象庁 観光庁 海上保安庁 国土交通省 資源エネルギー庁 経済産業省

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正案	現
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並び	2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並び
に第七十一条第二項の規定による行政庁の権限(都道府県の知事及び経	に第七十一条第二項の規定による行政庁の権限(都道府県の知事及び経
済産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、	済産業大臣に属するものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、
当該各号に定める者に委任されるものとする。	当該各号に定める者に委任されるものとする。
一~四 (略)	一~四 (略)
五 法第二条第一項第八号に掲げる者 (全国を地区とするものを除く。	五 法第二条第一項第八号に掲げる者(全国を地区とするものを除く。
)が単独で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って)が単独で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従って
行われる経営革新のための事業(職業紹介等(職業安定法(昭和二十	行われる経営革新のための事業(職業紹介等(職業安定法(昭和二十
二年法律第百四十一号)第四条第一項に規定する職業紹介、同条第六	二年法律第百四十一号)第四条第一項に規定する職業紹介、同条第六
項に規定する募集情報等提供、同条第八項に規定する労働者供給及び	項に規定する募集情報等提供、同条第八項に規定する労働者供給及び
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する
法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派	法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派
遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。)に係るものを除く。	遣をいう。次号及び次条第三号において同じ。)に係るものを除く。
)の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労)の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労
働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地	働大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地
方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局	方厚生局長(四国厚生支局の管轄する区域にあっては、四国厚生支局
長。以下この条及び次条において同じ。)	長。次号及び次条第三号において同じ。)

六 生局が同 四号において同じ。 支局の管轄する区域にあっては、 第三号において同じ。 の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。 条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五 労務士業務 の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局 は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、 労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別特定事業者又 画に従って行われる経営革新のための事業 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計 であるものに関する厚生労働大臣の権限 (社会保険労務士法 又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚)に係るものを除く。)の全部又は一 (昭和四十三年法律第八十九号) 四国厚生支局。 かつ、当該個別特定事業者 (職業紹介等及び社会保険 以下この号及び第十 当該地方厚生局 (四国厚生 部が厚生 次条 第二 ~条

イ・ロ (略)

長

七~十二(略)

十三 法第二条第一項第八号に掲げる者(全国を地区とするものを除く

が単独で作成した経営革新計画であって当該経営革新計画に従っ

の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限る。) 当該作管に属するものに関する内閣総理大臣の権限(法第七十三条第十四項で行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所

成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総十四 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新

支局の管轄する区域にあっては、 画に従って行われる経営革新のための事業 あるものに関する厚生労働大臣の権限 同じ。)又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同 の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局 は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、 労働大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別特定事業者又 第三号において同じ。)に係るものを除く。)の全部又は一 の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。 条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条 労務士業務 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であって当該経営革新計 (社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号) 四国厚生支局。 当該地方厚生局長 かつ、 (職業紹介等及び社会保険 以下この号において 当該個別特定事業者 (四国厚生 部が厚生 次条 第二 一で

六

イ・ロ (略)

七~十二(略

(新設)

(新設)

理大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別特定事業者又は理大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別特定事業者の言語を任されたものに限る。) 当該地方厚生局長官に委任されたものに限る。) 当該地方厚生局長官に委任されたものに限る。) 当該地方厚生局長

第五項第八号に規定する一般社団法人

一~七 (略)

八 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であって当該経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものに関する内閣総理大臣の権限(法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限り、法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条たものに限り、法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条たものに限り、法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条たものに限り、法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条たものに限り、法第十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。) 当該作成した者の主

一~七 (略)

(新設)

- 92 -		L

 \bigcirc 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令(平成十一年政令

(傍線部分は改正部分)

第二百五十三号) (抄) (第十三条関係)

六~三十一(略)	五 こども家庭庁	一~四 (略)	機関は、次のとおりとする。	する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第四号の政令で定める	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関	改正案
五~三十 (略)	(新設)	一~四 (略)	機関は、次のとおりとする。	する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第四号の政令で定める	重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関	現

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
Ċ

(略) (略) (略)	る事務に対する審査	験の実施に関す 験の全部の免除の申請	基づく保育士試 の規定による保育士試	第二項の規定に 規定に基づく内閣府令)第十八条の八十四号)第二十一条の	律第百六十四号 昭和二十三年政令第七	昭和二十二年法 2 児童福祉法施行令(二千四百円	七 児童福祉法 (略) (略)	(略) (略) (略)	標準事務 手数料を徴収する事務 金額	料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。	に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中間	という。)は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄	事務に係る事務のうち政令で定めるもの(以下「手数料を質	準事務」という。) は、次の表の上欄に掲げる事務とし、[めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務	地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定	改正案
							円 —				観とする。	同表の中欄に掲げる手数	てれ同表の中欄	「手数料を徴収する事務」	同項の当該標準	事務(以下「標	的に統一して定	
(略)	る事務	験の実施に関す	基づく保育士試	第二項の規定に)第十八条の八	律第百六十四号	昭和二十二年法	七 児童福祉法((略)	標準事務	料を徴収する事務につい	に掲げる事務とし、同項	という。)は、同表のよ	事務に係る事務のうちな	準事務」という。)は、	めることが特に必要と認	地方自治法第二百二-	
(略)	申請に対する審査	士試験の全部の免除の	省令の規定による保育	規定に基づく厚生労働	十四号)第二十一条の	昭和二十三年政令第七	2 児童福祉法施行令((略)	(略)	手数料を徴収する事務	料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。	同項の政令で定める金額は、同	同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄	うち政令で定めるもの(以下「手	次の表の上欄に掲げる事務とし、	めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務	地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定	現
(略)							二千四百円	(略)	(略)	金額	掲げる金額とす	同表の中欄に掲げる手数	いてそれぞれ同	「手数料を徴収する事務」	務とし、同項の当該標準	で定める事務(以下「標	いて全国的に統	

備考

一・二 (略)

$\overline{}$
傍線
部分
は改
正
部分

 (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) (特定の書籍等を、行政執行法人の職員にあってはその属する行政執行法人が支出する給付金、は、その属する行政執行法人が支出する給付金(補助金等に係る予算で、アジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以下同の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同し。)の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 (内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委は、その属する行政執行法人が支出する費用(行政執行法人の職員にあってはる。以下同の執行金又は直接支出する費用をもってはる工事の機関が所入の職員にあってはその属する目の機関が所入の職員にあってはその属する国の機関が所入が支出する治付金又は直接支出する費用をもって体成される書籍等(国の機関が所入の職員にあってはその属する国の機関が所入の職員にあってはその属する国の機関が所入の職員にあってはといる書籍等(国の機関が所入の職員にあってはといる書籍等(国の機関が所入の職員にあってはといる書籍等(国の機関が所入の職員にあってはといる書籍等(国の機関が所入の職員にあっては当該行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法といる書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法といる書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法といる書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法といる書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法といる書籍等を、行政執行法人の職員にあっては当該行政執行法といる書籍等(書籍、雑誌等の印刷を記入の職員にあっては、本書の表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止) 第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方 第六条 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方 により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを ではならない。 (内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委 (内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委 (内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委 (古)、こども家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以 費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以 費者庁、ことも家庭庁、デジタル庁、各省及び会計検査院をいう。以 で る費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては る費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては る費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては る費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては る費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては る費用をもって作成される書籍等を、行政執行法人の職員にあっては とこれ、の職員にあっては もまでは、 は、これ、という。以 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
	正

「一大学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園(第一号イに規定するも 一大学及び高等専門学校を除く。)の校舎その他の施設のに限る。)、大学及び高等専門学校を除く。)の校舎その他の施設 一学校教育法第一条に規定する学校(幼稚園(第一号イに規定するも 三	三 (略) 一・	(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の施設の整備に関す 認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園	他の施設の整備に関する事業	たもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの校舎その	認定こども園法」という。)第三条第一項又は第三項の認定を受け	供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。ロにおいて「	稚園であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提	イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼	次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が定めるもの(新	掲げるものとする。 掲げ	第三十二条の二 法第九十五条第二項第一号の政令で定めるものは、次に 第三十	、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等) (油	改正案
十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こどどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成(大学及び高等専門学校を除く。)の校舎その他の施設、就学前の子学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校	• (略)								(新設)	掲げるものとする。	第三十二条の二 法第九十五条第二項第一号の政令で定めるものは、次に	(沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等)	現行

項 事業の区分 国庫の負担又	国庫の負担又	項事業の区分
別表第一(第三十二条関係)		別表第一(第三十二条関係)
ばならない。 「	ra Parting	及て文音科学大臣と協譲しなければならない
(角根重要型器 三十分) 国 に戻り言言によっては、する国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の	ながて『斗台で記さる義)はければよっよい。該普通財産を所管する国有財産法第四条第二項に規定する各省各庁の長	技術で『斗台で記さる場では、近代で『神台で記さる国有財産法第
2 内閣総理大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当	前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当	2 内閣総理大臣は、前項の指定をし
第三十六条 (略)		第三十六条 (略)
(国有財産の譲与等)		(国有財産の譲与等)
五~八(略)		六~九 (略)
ロ〜リ (略)		イ〜チ (略)
第七条第一項に規定する障害児入所施設の修繕に関する事業		
保育所等訪問支援を行う事業を除く。)の用に供する施設及び同法		
一項に規定する障害児通所支援事業(居宅訪問型児童発達支援又は		
イ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二の二第		(削る)
めるもの		めるもの
四 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定	内閣総理大臣が厚生労働大臣と協議して定	五 次に掲げる事業のうち、内閣総
のうち、内閣総理大臣が文部科学大臣と協議して定めるもの		
する共同調理場並びに教員及び職員のための住宅の整備に関する事業		
ーツ施設、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定		
も園(以下単に「幼保連携型認定こども園」という。)の施設、スポ	内閣総理大臣が文部科学大臣と協議して定めるもの	る事業のうち、内閣総理大臣が文

(略))	(略)	(略)	(略))	(略)	略)
	限る。)に係るもの					限る。) に係るもの			
	を入所させるものに					を入所させるものに			
	いう。以下同じ。)					いう。以下同じ。)			
	る重症心身障害児を					る重症心身障害児を			
	七条第二項に規定す					七条第二項に規定す			
	害児(児童福祉法第					害児(児童福祉法第			
	主として重症心身障					主として重症心身障			
十分の八	(三) 障害児入所施設(十分の八	(三) 障害児入所施設(
	限る。)に係るもの					限る。)に係るもの	備		
	を入所させるものに					を入所させるものに	祉施設の整		
	知的障害のある児童					知的障害のある児童	する児童福		
	入所施設(主として					入所施設(主として	一項に規定		
三分の二	(二 乳児院及び障害児	施設の整備			三分の二	(二) 乳児院及び障害児)第七条第		
	こども園に係るもの	る児童福祉				こども園に係るもの	百六十四号		
	及び幼保連携型認定	項に規定す	施設			及び幼保連携型認定	二年法律第	施設	
	活支援施設、保育所	第七条第一	福祉			活支援施設、保育所	(昭和二十	福祉	
十分の七	() 助産施設、母子生	児童福祉法	児童	十八	十分の七・五	() 助産施設、母子生	児童福祉法	児童	十八
(略)			(略)	(略)	(略)			(略)	略
は補助の割合					 は補助の割合				

 \bigcirc 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号

(傍線部分は改正部分)

) (抄) (第十七条関係)

七~三十四 (略)		。以下「法」という。)第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおびに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号	第一条(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並(指定行政機関)	改正案
<u>六</u> ~三十三 (略)	ー 〜 五 (略) りとする。	。以下「法」という。)第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおびに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号	第一条(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並(指定行政機関)	現

改正案	現行
(災害共済給付の給付基準)	(災害共済給付の給付基準)
第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付(以下この章に	第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付(以下この章に
おいて単に「災害共済給付」という。)の給付金の額は、次の各号に掲	おいて単に「災害共済給付」という。)の給付金の額は、次の各号に掲
げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。	げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。
一 医療費 次に掲げる額の合算額	一 医療費 次に掲げる額の合算額
イ 単位療養(同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受	イ 単位療養(同一の月に一の病院、診療所、薬局その他の者から受
けた療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一	けた療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一
項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問	項各号に掲げる療養及び同法第八十八条第一項に規定する指定訪問
看護をいう。⑴を除き、以下同じ。)をいう。以下この号において	看護をいう。⑴を除き、以下同じ。)をいう。以下この号において
同じ。) ごとに、次の①又は②に掲げる費用について、それぞれ①	同じ。)ごとに、次の⑴又は⑵に掲げる費用について、それぞれ⑴
又は②に定める方法により算定した額の合計額(ロにおいて「単位	又は②に定める方法により算定した額の合計額(ロにおいて「単位
療養額」という。)に十分の三を乗じて得た額(その額が、二十五	療養額」という。)に十分の三を乗じて得た額(その額が、二十五
万二千六百円と、その単位療養につき健康保険法施行令(大正十五	万二千六百円と、その単位療養につき健康保険法施行令(大正十五
年勅令第二百四十三号)第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で	年勅令第二百四十三号)第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で
定めるところにより算定した療養に要した費用の額(その額が八十	定めるところにより算定した療養に要した費用の額(その額が八十
四万二千円に満たないときは、八十四万二千円)から八十四万二千	四万二千円に満たないときは、八十四万二千円)から八十四万二千
円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端	円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端
数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、	数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、

これを切り捨て、 める額を超えるときは、 円に切り上げた額)との合算額を超えない範囲内で内閣府令で定 その端数金額が五十銭以上であるときは、これを 当該内閣府令で定める額)を合算した額

(1) · (2) 略

口 って要する費用として内閣府令で定める額 単位療養額を合算した額の十分の一を超えない範囲内で療養に伴

府令で定める額 害見舞金にあっては、 五号の内閣府令で定める場合を含む。次号において同じ。) に係る障 (第五条第二項第四号に掲げる場合 (これに準ずる場合として同項第 障害見舞金 障害の程度に応じ四千万円から八十八万円までの範囲 二千万円から四十四万円までの範囲) 内で内閣

三 二項第四号に掲げる場合に係るものに限る。)及び同条第一項第五号 0 、内閣府令で定める死亡に係る死亡見舞金にあっては、 死亡見舞金 三千万円 (第五条第一項第四号に掲げる死亡 千五百万円 (同条第

2 \ 8 略

(学校の管理下における災害の範囲

第五条 災害共済給付に係る災害は、 次に掲げるものとする。

(略)

_ 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である

> これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを で定める額を超えるときは、 円に切り上げた額)との合算額を超えない範囲内で文部科学省令 当該文部科学省令で定める額) を合算

(1) • (2) (略)

した額

口 って要する費用として文部科学省令で定める額 単位療養額を合算した額の十分の一を超えない範囲内で療養に伴

ハ・ニ (略)

文部科学省令で定める額 る障害見舞金にあっては、二千万円から四十四万円までの範囲) 五号の文部科学省令で定める場合を含む。次号において同じ。) (第五条第二項第四号に掲げる場合 (これに準ずる場合として同項第 障害見舞金 障害の程度に応じ四千万円から八十八万円までの範囲 に係 内で

円 の文部科学省令で定める死亡に係る死亡見舞金にあっては、 一項第四号に掲げる場合に係るものに限る。)及び同条第一項第五号 死亡見舞金 三千万円 (第五条第一項第四号に掲げる死亡 千五百万 (同条第

2 { 8 (略)

(学校の管理下における災害の範囲)

第五条 災害共済給付に係る災害は、 次に掲げるものとする

略

二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である

の。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。事由が学校の管理下において生じたもののうち、内閣府令で定めるも

三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のう

ち、内閣府令で定める程度のもの

じたもののうち、内閣府令で定めるもの四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生

五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして内閣府令で定め

掲げる場合をいう。

2

前項第一号、

第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、

次に

2

定めるもの

るもの

一~四 (略)

五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣

府令で定める場合

(災害共済給付契約等の拒絶理由)

第六条 法第十六条第四項の政令で定める正当な理由は、次に掲げるもの

とする。

一 (略)

の申込みが内閣府令で定める契約締結期限の経過後に行われること。二 災害共済給付契約を締結する場合において、当該災害共済給付契約

三 (略)

るもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定め

三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のう

ち、文部科学省令で定める程度のもの

じたもののうち、<u>文部科学省令</u>で定めるもの四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生

五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で

前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に

掲げる場合をいう。

(略)

五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部

科学省令で定める場合

(災害共済給付契約等の拒絶理由)

第六条 法第十六条第四項の政令で定める正当な理由は、次に掲げるも

0

一 (略)

とする。

の申込みが文部科学省令で定める契約締結期限の経過後に行われるこ二 災害共済給付契約を締結する場合において、当該災害共済給付契約

と。

三 (略)

(児童生徒等の転学等の場合における特例)

九条の規定の適用について必要な事項は、内閣府令で定める。、又は退学した場合における第四条第一項、第二項及び第五項並びに第第十三条 災害共済給付契約に係る児童生徒等が転学し、進学し、卒業し

(災害共済給付に係る国の補助)

」という。)について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分総理大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付経費害共済給付に要する経費として次の各号に掲げる学校の区分ごとに内閣係る国の補助は、第五条第二項第一号及び第二号に掲げる場合に係る災第十六条 法第二十九条第一項の規定による災害共済給付に要する経費に

一 (略)

に応じ、

当該各号に定める額とする

修学校 補助対象災害共済給付経費のうち内閣総理大臣の定める額二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専

(センターに対する国の補助)

第十八条 (略)

中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及表に掲げる算式により算定した小学校、中学校及び義務教育学校並びに本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別本文に規定する党権の設置者で法第十七条第四項ただ

(児童生徒等の転学等の場合における特例)

九条の規定の適用について必要な事項は、文部科学省令で定める。、又は退学した場合における第四条第一項、第二項及び第五項並びに第第十三条 災害共済給付契約に係る児童生徒等が転学し、進学し、卒業し

(災害共済給付に係る国の補助)

第十六条 法第二十九条第一項の規定による災害共済給付に要する経費にに応じ、当該各号に定める額とするとして次の各号に掲げる学校の区分ごとに文部科学大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付経費」という。)について行うものとし、当該補助の額は、当該学校の区分ごとに文部科学大臣が定める額(以下この条において「補助対象災害共済給付に要する経費にに応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

修学校 補助対象災害共済給付経費のうち文部科学大臣の定める額二 高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び専

(センターに対する国の補助

第十八条 (略)

中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別本文に規定する学校の設置者の定める額を徴収しないものについて、別上書の規定により前項に規定する児童又は生徒の保護者から同条第四項とだり、センターは、公立の義務教育諸学校の設置者で法第十七条第四項ただ

に通知しなければならない。び生徒の数を配分し、その配分した数を内閣総理大臣及び当該各設置者

附則

金の支払期限の延長等)(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛)

第一条の二 るのは、 る。 内に限り、 受けてセンターの定めるところにより、 きないと認められる学校の設置者があるときは、 害をいう。 払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことがで した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災 この場合において、 センターは、 「附則第 当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができ に起因するやむを得ない理由により、 一条の二の規定により延長された支払期限」とする。 第十一条中 東日本大震災 「第九条に規定する支払期限」とあ (平成二十三年三月十一日に発生 その理由のやんだ日から二月以 内閣総理大臣の認可を 第九条に規定する支

場合における共済掛金の支払期限の延長等)(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある

ころにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置設置者があるときは、内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定めると三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の当、条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するや

に通知しなければならない。び生徒の数を配分し、その配分した数を文部科学大臣及び当該各設置者

附則

金の支払期限の延長等)(東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛

第一条の二 るのは、 る。 内に限り、 受けてセンターの定めるところにより、 きないと認められる学校の設置者があるときは、 害をいう。 した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災 払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことがで この場合において、)に起因するやむを得ない理由により、 当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができ 「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。 センターは、 第十一条中 東日本大震災 「第九条に規定する支払期限」 (平成二十三年三月十一日に その理由のやんだ日から二月以 文部科学大臣の認可を 第九条に規定する支 とあ 発生

場合における共済掛金の支払期限の延長等)(平成二十八年熊本地震による災害に起因するやむを得ない理由がある

ころにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置 設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めると 三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の 第一条の三 センターは、平成二十八年熊本地震による災害に起因するや

十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第

の規定により延長された支払期限」とする。

理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない

第一条の四 学校の設置者があるときは、 て、 めるところにより、 するやむを得ない理由により、 されたものに限る。)である感染症をいう。)の発生又はまん延に起因 の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合にお 七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる ら世界保健機関に対して、 ロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、 第十一条中 センターは、 「第九条に規定する支払期限」とあるのは、 その理由のやんだ日から二月以内に限り、 新型コロナウイルス感染症 人に伝染する能力を有することが新たに報告 内閣総理大臣の認可を受けてセンターの定 第九条に規定する支払期限までに法第十 (病原体がベータコ 中華人民共和国か 「附則第一 当該学校

(保育所等の災害共済給付)

条の四の規定により延長された支払期限」とする。

第五条 (略)

2 (略

第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、

十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の三者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第

の規定により延長された支払期限」とする。

理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等)(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない

第一条の四 て、 条の四の規定により延長された支払期限」とする の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。 めるところにより、 学校の設置者があるときは、 七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる するやむを得ない理由により、 されたものに限る。)である感染症をいう。)の発生又はまん延に起因 ら世界保健機関に対して、 口 ナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、 第十一条中 センターは、 「第九条に規定する支払期限」とあるのは、 その理由のやんだ日から二月以内に限り、 新型コロナウイルス感染症 人に伝染する能力を有することが新たに報告 文部科学大臣の認可を受けてセンターの定 第九条に規定する支払期限までに法第十 (病原体がべ 中華人民共和 この場合にお 「附則第 当該学校 ータコ 国か

(保育所等の災害共済給付)

第五条 (略)

2

(略

第二章(第二条、第五条第二項、第七条、第十条及び第十二条を除く。3 保育所等の災害共済給付については、前二項に規定するもののほか、

二号中 るのは 共団: 五号」 第九条中 する義務教育諸学校 法 項第四号」とあるのは める場合を含む。 げる場合 所等」という。)にあっては、 害共済給付契約 育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について新たに災 月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等 用する法第十七条第一 号及び第四号中 理 下 に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第三号の内閣総理大臣が定 を含む。 于 一同じ。 この場合において、 (昭和) 体の長)」とあるのは とあるのは とあるのは 以下この 「教育委員会 「附則第五条第 次号において同じ。 「第十七条第三項」とあるのは 一十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯に属 (これに準ずる場合として同項第五号の内閣府令で定める場合 の児童及び生徒 項及び第九条において同じ。 を締結するものに限 「学校の管理下」とあるのは 次号において同じ。 「第五条第一 「保育所等 (法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう。 (幼保連携型認定こども園にあっては、 項」 第三条第一項第二号中 一項に規定する要保護児童」と、 「附則第五条第四項第一 と、 長」 (以 下)」とあるのは (法附則第八条第一項各号に掲げる施設を その経営を開始する日)」と、 項第五号」と、 「五月一 と 「要保護児童生徒」という。 る。 _ 第五条第一 日 以下この条において 「附則第八条第二項において準 と とあるのは 「第五条第二項第四号に掲 「保育所等の管理下」と、 一号」と、 「附則第五条第四項第二号 の管理下」 同条第六項中 同項第三号中 項第一号中 第四条第五項第 五月一 「同条第一項第 と、 当該地方公 「生活保護 「特定保育 「学校の管 「同条第二 同項第二 (当該保 「同月三 日 とあ 同 以

第十九条及び附則第

条の二から第一条の四までの規定を準用する

保護法 保育所等」という。)にあっては、 該保育所等の設置者が当該保育所等の管理下における児童について 5 第 設をいう。 方公共団体の長)」とあるのは 項第二号中 とあるのは に属する義務教育諸学校(法第十八条に規定する義務教育諸学校をいう 項第五号」とあるのは 第二項第四号」とあるのは が定める場合を含む。 二号に掲げる場合(これに準ずる場合として同項第三号の文部科学大臣 場合を含む。 げる場合 に災害共済給付契約を締結するものに限 て準用する法第十七条第三 の管理下」とあるのは (同月二日から当該年度の末日までの間に経営を開始する保育所等 以下同じ。 この場合において、 一号及び第四号中 第九条中 第十九条及び附則第 (昭和) (これに準ずる場合として同項第五号の文部科学省令で定める 以下この項及び第九条において同じ。 「教育委員会(幼保連携型認定こども園にあっては、 「附則第五条第一項に規定する要保護児童」と、 次号において同じ。 二十五年法律第百四十四号)による保護を受けてい 「第十七条第三項」とあるのは の児童及び生徒 「学校の管理下」とあるのは 第三条第一項第二号中 次号において同じ。)」と、 「保育所等 「第五条第一項第五号」と、 項」 条の二から第一条の四までの規定を準 「附則第五条第四項第一 と (以 下 「長」と、)」とあるのは (法附則第八条第一項各号に掲げる施 その経営を開始する日)」と、 五月一 「要保護児童生徒」という。 る 第五条第 日 以下この 「第五条第二項第四号に掲 「附則第八条第二項に とあるの 「保育所等の管理 一号」と、 の管理下」 同条第六項中 「附則第五条第四 同項第三号中 項第一 条におい は 号中 第四条第 同 五. 当該地 、る世帯 条第 月 用 同 「学校 特定 生活 新た 下 同 項 する お 同 (当 日 項

)」とあるのは「長」と読み替えるものとする。
育委員会(幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の長営を開始した日の属する月の翌月の末日)」と、第十九条第一項中「教十一日」とあるのは「同月三十一日(特定保育所等にあっては、その経

び第四号並びに第九条において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる4 前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及

4

一・二 (略)

場合をいう。

三 前二号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣

総理大臣が定める場合

別表(第十八条関係)

(表略)

X

内閣総理大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国

めるとおりとする。 備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定

護児童生徒の総数育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教

保護児童生徒の総数 で 内閣総理大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国 ソ 内閣総理大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国

の長)」とあるのは「長」と読み替えるものとする。「教育委員会(幼保連携型認定こども園にあっては、当該地方公共団体の経営を開始した日の属する月の翌月の末日)」と、第十九条第一項中月三十一日」とあるのは「同月三十一日(特定保育所等にあっては、そ

場合をいう。 び第四号並びに第九条において「保育所等の管理下」とは、次に掲げるが第四号並びに第九条において「保育所等の管理下」とは、次に掲げる前項の規定により読み替えて準用する第五条第一項第一号、第二号及

· 二 (略)

てこれらの場合に準ずる場合として定める場合 前二号に掲げる場合のほか、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議

別表(第十八条関係

(表略)

めるとおりとする。 備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定

護児童生徒の総数 育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部に係る要保の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教

保護児童生徒の総数の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教の補助の基準となる小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教と、文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定めるセンターに対する国

、教育扶助(生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ。)期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちる全国の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前P 内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係

を受けている者の総数

の児童及び生徒のうち、教育扶助を受けている者の総数びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部る当該学校の設置者の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並り、内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係り、内閣総理大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係り、

р

びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部る全国の小学校、中学校及び義務教育学校並初期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数期課程とは特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒の総数の情報

の児童及び生徒の総数

- (大学社会) (1975年) (1975
- Q 文部科学大臣の指定する日現在において、災害共済給付契約に係 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数 の児童及び生徒の総数

(傍	
線	
常	
記分は	
は	
改正	
部	
分	
ت	

労働省合で定める階售とする	現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他内閣府令・厚生	定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発	第一条 発達障害者支援法 (以下「法」という。) 第二条第一項の政令で	(発達障害の定義)	改正案
定める障害とする		定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発	第一条 発達障害者支援法 (以下「法」という。) 第二条第一項の政令で	(発達障害の定義)	現行

_
(傍線
部
分
は
改
正
正部
分

とする。	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改 正 案
法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるもの 医療の種類)	次、	現行

ために必要な医療(以下「育成医療」という。) 健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得る一 障害児のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の

該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害のうち内閣府令・厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当規定する精神障害者(附則第三条において「精神障害者」という。)規定する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五条第一項に 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者

(指定事務受託法人)

の医療

(以下

「精神通院医療」という。

第三条の二 (略)

める書類を添付して、これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出働省令で定める事項を記載した申請書に、内閣府令・厚生労働省令で定市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の内閣府令・厚生労2 法第十一条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る

な医療(以下「育成医療」という。)を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要一 障害児のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成

療」という。)

「東生のために必要な医療(第四十一条において「更生医行われるその更生のために必要な医療(第四十一条において「更生医立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し定する身体障害者のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の自定する身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規

下「精神通院医療」という。)

本が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療(以規定する精神障害者(附則第三条において「精神障害者」という。)規定する精神障害者(附則第三条において「精神障害者」という。)規定する特神障害者(附則第三条において「精神障害者」という。)

(指定事務受託法人)

第三条の二 (略)

これを当該事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。める事項を記載した申請書に、厚生労働省令で定める書類を添付して、市町村等事務を行う事務所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定2 法第十一条の二第一項の指定を受けようとする者は、当該指定に係る

3

略

なければならない

(市町村等事務の運営に関する基準)

町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければな指定事務受託法人」という。)は、内閣府令・厚生労働省令で定める市第三条の三 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人(以下「

(指定事務受託法人の名称等の変更の届出等)

らない。

より、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければなば再開しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところに更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくの出り 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事

(指定事務受託法人の指定の取消し等)

2

(略)

らない。

しくは一部の効力を停止することができる。
る場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若第三条の六 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当す

二~八 (略)

(市町村等事務の運営に関する基準)

の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならない。指定事務受託法人」という。)は、厚生労働省令で定める市町村等事務第三条の三 法第十一条の二第一項に規定する指定事務受託法人(以下「

(指定事務受託法人の名称等の変更の届出等)

でに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前まするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとの四 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務を行う事

2 (略)

(指定事務受託法人の指定の取消し等)

しくは一部の効力を停止することができる。
る場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若第三条の六 都道府県知事は、指定事務受託法人が次のいずれかに該当す

一行で定める要件に該当しなくなったとき。一指定事務受託法人が、法第十一条の二第一項に規定する厚生労働省

二~八 (略)

2

(略)

(指定事務受託法人の指定等の公示)

ればならない。第三条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなけ

一 (略)

令で定める事項の変更に係るものを除く。)があったとき。第三条の四第一項の規定による届出(同項の内閣府令・厚生労働省)

三(略

(障害支援区分の認定手続)

第十条 いう。 活援助に係るものに限る。) について、 府令・厚生労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、 れた場合にあっては、 請があったときは、 るものに限る。 以下同じ。 市町村は、 その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるもの の支給決定 介護給付費、 を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申 同条第二項の調査 当該嘱託に係る調査を含む。 又は特例訓練等給付費 (法第十九条第一項に規定する支給決定を 特例介護給付費、 (同条第六項の規定により嘱託さ 訓練等給付費 (共同生活援助に係 の結果その他内閣 当該障害者 (共同生

とする。

2 (略)

(指定事務受託法人の指定等の公示)

第三条の七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなけ

ればならない。

一 (略)

二 第三条の四第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める

事項の変更に係るものを除く。)があったとき。

三 (略)

(障害支援区分の認定手続)

第十条 いう。 その該当する障害支援区分に関し審査及び判定を求めるものとする。 労働省令で定める事項を市町村審査会に通知し、 れた場合にあっては、 請があったときは、 るものに限る。)の支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定を 活援助に係るものに限る。)又は特例訓練等給付費 以下同じ。 市町村は、)を受けようとする障害者から法第二十条第一項の申 介護給付費、 同条第二項の調査 当該嘱託に係る調査を含む。 特例介護給付費、 (同条第六項の規定により嘱託さ 当該障害者について、 訓練等給付費 (共同生活援助に係 の結果その他厚生 (共同生

定に係る障害者について、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは

3 (略

その結果を市町村に通知するものとする。

(申請内容の変更の届出

(受給者証の再交付)

申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付のをいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決界十六条 市町村は、受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額

受給者証を交付しなければならない

| 第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の

ついて、障害支援区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者に2 市町村審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは

3 (略)

に通知するものとする。

(申請内容の変更の届出

第十五条 支給決定障害者等は、支給決定の有効期間(法第二十三条に規第十五条 支給決定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給 したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給 したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給 はならない。

(受給者証の再交付)

交付しなければならない。交付しなければならない。交付しなければならない。変給者証の手でであるところにより、受給者証を申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証の再交付の定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の表において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定がある。

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の

号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とするの五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条

(略)

千三百円
・ 大三百円

同法の規定による特別区民税を含む。 下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等の 者に限る。 者支援施設等をいう。 よって課する所得割を除く。 った月が四月から六月までの場合にあっては、 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。 害者等と同 に限る。 指定障害者支援施設等 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の規定による市町村民税)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の)であって、 項第二号に掲げる所得割 一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等 以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障 (法第三十四条第一項に規定する指定障害 以下同じ。)の額 (同法第三百二十八条の規定に 以下同じ。) 前年度) (同法附則第五条の の同法第二百九 分の地方税 以 あ

号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とするの五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条

(略)

(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円 立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。)を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二定める者に限る。)を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二 大会議 (原生労働大臣が関係る支給決定を受けた者及び自

イ 法 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。 者支援施設等をいう。 よって課する所得割を除く。 十二条第 同法の規定による特別区民税を含む。 った月が四月から六月までの場合にあっては、 下同じ。)のあった月の属する年度 害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等 者に限る。 に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税 項 第 i)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障 一号に掲げる所得割 以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者 以下同じ。)の額 (指定障害福祉サービス等の (同法第三百二十八条の規定に 以下同じ。 前年度) (同法附則第五条の の同法第二百九 分の地方税 以 あ

下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるものをされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以四第六項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除

口 (略)

三 (略)

兀 護法 除く。 四月から六月までの場合にあっては、 者(二十歳未満の者に限る。) 者 者 含むものとし、 市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を 第二号及び第四十三条の五第六項において同じ。 条の四第一 よる市町村民税 ス等のあった月の属する年度 という。 る支給決定を受けた障害者に限り、 る者が指定障害福祉サ 又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同 所を有しない者を除く。 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同 (二十歳未満の者に限る。 (支給決定障害者等 (昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保 以下この号、 にあっては、 項第二号、 当該市町村民税の (同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を 第十九条第二号二、第三十五条第三号、 ĺ 第四十三条の三第二号、 (法第十九条第一項の規定により同項に規定す その配偶者に限る。) F. である場合における当該支給決定障害者等 ス等の (指定障害福祉サービス等のあった月が を除く。 及び療養介護に係る支給決定を受けた あった月において被保護者 賦課期日において同法の施行地に住 指定障害者支援施設等に入所する 前年度) 以下「特定支給決定障害者」 第四十三条の四第五 分の地方税法の規定に が指定障害福祉サー)を課されない者 一の世帯に属する 一の世帯に属す 第四十二 (生活保 項 Ė

を合算した額が二十八万円未満であるものき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべ

口(略)

三 (略)

兀 護法 除く。 者 者 者 る者が指定障害福祉 又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一 所を有しない者を除く。 含むものとし、 市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を 第二号及び第四十三条の五第六項において同じ。 条の四第一項第二号、 よる市町村民税 四月から六月までの場合にあっては、 ス等のあった月の属する年度 という。)にあっては、 る支給決定を受けた障害者に限り、 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同 (二十歳未満の者に限る。 (二十歳未満の者に限る。 (支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定す (昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保 以下この号、 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住 (同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を 第十九条第二号二、第三十五条第三号、 サ 第四十三条の三第二号、)である場合における当該支給決定障害者等 -ビス等のあった月において被保護者 その配偶者に限る。) (指定障害福祉サービス等のあった月が 及び療養介護に係る支給決定を受けた を除く。 指定障害者支援施設等に入所する 前年度) 以 下 「特定支給決定障害者」 第四十三条の四第五項 が指定障害福祉サービ 分の地方税法の規)を課されない者 の世帯に属する の世帯に属す 第四十二 (生活保 定に

令・厚生労働省令」で定めるものに該当する場合における当該支給決度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場合にあっては、内閣府要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚生労働省令 (当該護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する

定障害者等 零

(法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額)

法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負

第十九条

支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる

でに定める額ニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニまニ 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイから

イ〜ハ (略)

ものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所 る者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が基 準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度(基準該当障害福 での場合にあっては、前年 の条例で定めるところにより当該市町村民税を課されない者(市町村 の条例で定めるところにより当該支給決定障害者等と同一の世帯に属す の条例で定めるところにより当該支給決定障害者等と同一の世帯に属す

るものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零要保護者をいう。以下同じ。)である者であって厚生労働省令で定め護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する

、法第三十条第三項の障害福祉サービスに係る負担上限月額

支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる第十九条 法第三十条第三項に規定する当該支給決定障害者等の家計の負

一 (略)

ニまでに掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、それぞれイからニま二 基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等 次のイから

イ〜ハ (略)

でに定める額

る者 度 準該当障害福祉サービスのあった月の属する年度 ものとし、 の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む 祉サービスのあった月が四月から六月までの場合にあっては、 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属す 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者 (特定支給決定障害者にあっては、 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所 その配偶者に限る。 (基準該当障害福 市 前年 が基 町村

を有しない者を除く。) である場合における当該支給決定障害者等と有しない者を除く。) である場合における当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等である者であって厚生労働省令 (当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等で活支援に係る支給決定を受けた場合にあっては、内閣府令・厚生党働省令) で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

表のとおりとする。第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の

法の規定中読み替え	読み替えられる字句	読み替える字句
る規定		
(略)	(略)	(略)
第二十九条第六項	(略)	(略)
	第三項第一号の主務	障害者の日常生活及び
	大臣が定める基準及	社会生活を総合的に支
	び第四十三条第二項	援するための法律施行
	の都道府県の条例で	令第二十一条第一項及
	定める指定障害福祉	び第三項の定め
	サービスの事業の設	
	備及び運営に関する	

する場合における当該支給決定障害者等 零しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する者が基準該当障害福祉サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等

(特定障害者特別給付費の支給に関する読替え)

表のとおりとする。 第二十一条の二 法第三十四条第二項の規定による技術的読替えは、次の

						第二十九条第六項	(略)	る規定	法の規定中読み替え
の設備及び運営に関福祉サービスの事業	例で定める指定障害	二項の都道府県の条	準及び第四十三条第	労働大臣が定める基	第三項第一号の厚生	(略)	(略)		読み替えられる字句
	び第三項の定め	令第二十一条第一項及	援するための法律施行	社会生活を総合的に支	障害者の日常生活及び	(略)	(略)		読み替える字句

				1		1 \	第		•												
	二号	第三十六条第三項第	(略)	る規定	法の規定中読み替え	次の表のとおりとする。	第二十六条の九 法第五	(指定一般相談支援事	(略)												
都道府県の条例	第四十三条第一項の	(略)	(略)		読み替えられる字句	څ و	十一条の十九第二項の	(指定一般相談支援事業者の指定に関する読替え)	(略)		する部分に限る。)	ービスの取扱いに関	準(施設障害福祉サ	及び運営に関する基	者支援施設等の設備	例で定める指定障害	二項の都道府県の条)又は第四十四条第	関する部分に限る。	サービスの取扱いに	基準(指定障害福祉
一項の主務省令	第五十一条の二十三第	(略)	(略)		読み替える字句		法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは	一替え)	(略)												
			ı	ı		1 \															
	二号	第三十六条第三項第	(略)	る規定	法の規定中読み替え	次の表のとおりとする。	第二十六条の九 法第五	(指定一般相談支援事	(略)												
都道府県の条例	第四十三条第一項の	(略)	(略)		読み替えられる字句	る。	十一条の十九第二項の	談支援事業者の指定に関する読替え)	(略)	°)	に関する部分に限る	祉サービスの取扱い	る基準(施設障害福	設備及び運営に関す	障害者支援施設等の	の条例で定める指定	条第二項の都道府県	る。)又は第四十四	いに関する部分に限	福祉サービスの取扱	する基準(指定障害
一項の厚生労働省令	第五十一条の二十三第	(略)	(略)		読み替える字句		法第五十一条の十九第二項の規定による技術的読替えは	: 替え)	(略)												

	及び運営こ関する基		準 () () () () () () () () () (
7 1	ービスの事業の設備		事業の運営に関する基		
TH	める指定障害福祉サ		る指定計画相談支援の	める指定障害福祉サー	
	都道府県の条例で定	三号	二項の主務省令で定め	都道府県の条例で定	三号
ベ	第四十三条第二項の	第三十六条第三項第	第五十一条の二十四第	第四十三条第二項の	第三十六条第三項第
1	都道府県の条例		一項の主務省令	都道府県の条例	
Ã	第四十三条第一項の	二号	第五十一条の二十四第	第四十三条第一項の	二号
	(略)	第三十六条第三項第	(略)	(略)	第三十六条第三項第
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		る規定			る規定
占	読み替えられる字句	法の規定中読み替え	読み替える字句	読み替えられる字句は	法の規定中読み替え
	する。	は、次の表のとおりとする。		する。	は、次の表のとおりとする。
<u>_</u>	法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替え	第二十六条の十三 法第	第二十六条の十三 法第五十一条の二十第二項の規定による技術的読替え 笶	五十一条の二十第二項の	第二十六条の十三 法第三
る	,業者の指定に関す!	(指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え)	9え)	(指定特定相談支援事業者の指定に関する読替え)	(指定特定相談支援事業
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	
	準			準	
#6	及び運営に関する基		準	及び運営に関する基	
H.A.	ービスの事業の設備		事業の運営に関する基	ービスの事業の設備	
1444	める指定障害福祉サ		る指定地域相談支援の	める指定障害福祉サー	
<u>ب</u>	都道府県の条例で定	二号	二項の主務省令で定め	都道府県の条例で定	三号
不	第四十三条第二項の	第三十六条第三項第	第五十一条の二十三第	第四十三条第二項の	第三十六条第三項第

						1				1			1 ~			第	BE.		-			
		第三号	る第三十六条第三項	二項において準用す	第五十一条の十九第	第二号	る第三十六条第三項	二項において準用す	第五十一条の十九第	(略)	る規定	法の規定中読み替え	えは、次の表のとおりとする。	定の更新に関する法第	に規定する指定一般相談支援事業者をいう。	第二十六条の十五 指定	関する読替え)	(指定一般相談支援事		(略)		
準	及び運営に関する基	ービスの事業の設備	める指定障害福祉サ	都道府県の条例で定	第四十三条第二項の		都道府県の条例	第四十三条第一項の	(略)	(略)		読み替えられる字句	とする。	五十一条の二十一第二		指定一般相談支援事業者(業者及び指定特定相談		(略)	(略)	準
	準	事業の運営に関する基	る指定地域相談支援の	二項の主務省令で定め	第五十一条の二十三第		一項の主務省令	第五十一条の二十三第	(略)	(略)		読み替える字句		定の更新に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替	次条において同じ。)の指	(法第五十一条の十四第一項		(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に		(略)	(略)	
													 ラ				朗		Γ			
		第三号	る第三十六条第三項	二項において準用す	第五十一条の十九第	第二号	る第三十六条第三項	二項において準用す	第五十一条の十九第	(略)	る規定	法の規定中読み替え	えは、次の表のとおり	定の更新に関する法符	に規定する指定一般相	第二十六条の十五 指京	関する読替え)	(指定一般相談支援專		(略)		
準	及]	め	却	竺		4 77	44					9	弗	11日	疋					ĺ	
,	及び運営に関する基	ビスの事業の設備	める指定障害福祉サ	都道府県の条例で定	第四十三条第二項の		都道府県の条例	第四十三条第一項の	(略)	(略)		読み替えられる字句	のとおりとする。	する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替	定一般相談支援事業者をいう。	指定一般相談支援事業者(法第五十一条の十四第一項		談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新に		(略)	(略)	準

2 の表のとおりとする。 る指定特定相談支援事業者をいう。 に関する法第五十一条の二十一第二項の規定による技術的読替えは、 指定特定相談支援事業者(法第五十一条の十七第一項第 (略) (略) (略) 次条において同じ。 (略) 略)の指定の更新 号に規定す 次

第二号 第三号 る規定 二項において準用す 第五十一条の二十第 第五十一条の二十第 法の規定中読み替え る第三十六条第三項 る第三十六条第三項 一項において準用す (略) (略) 読み替えられる字句 準 及び運営に関する基 める指定障害福祉サ 都道府県の条例で定 第四十三条第二項の 第四十三条第一項の 都道府県の条例 ービスの事業の設備 (略) (略) 略 略 二項の主務省令で定め 準 事業の運営に関する基 る指定計画相談支援の 第五十一条の二十四第 第五十一条の二十四第 読み替える字句 (略) 略 略) 項の主務省令 略

		2		
に関する法第五十一条の二十一	る指定特定相談支援事業者をいう。	指定特定相談支援事業者	(略)	
第二		業者(法第五十一条の十七第一項第一	(略)	(略)
項の規定による技術的読替えは、次	次条において同じ。)の指定の更新	十七第一項第一号に規定す	(略)	(略)

の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	
	準	
る基準	及び運営に関する基	
援の事業の運営に関す	ービスの事業の設備	第三号
定める指定計画相談支	める指定障害福祉サ	る第三十六条第三項
二項の厚生労働省令で	都道府県の条例で定	二項において準用す
第五十一条の二十四第	第四十三条第二項の	第五十一条の二十第
		第二号
一項の厚生労働省令	都道府県の条例	る第三十六条第三項
第五十一条の二十四第	第四十三条第一項の	二項において準用す
(略)	(略)	第五十一条の二十第
(略)	(略)	(略)
		る規定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替え

(市町村を経由して行う支給認定の申請)

(市町村を経由して行う支給認定の申請)

由して行うことができる。
ついては、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経第二十八条 法第五十三条第一項の申請のうち精神通院医療に係るものに

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 援医療 同じ。 めるもの び当該障害者等と生計を一にする者として内閣府令・厚生労働省令で定 等 府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円 から六月までの場合にあっては、 五十二条第一項に規定する支給認定をいう。 村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を内閣 (法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。 (法第五十八条第 のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月 (以下「支給認定基準世帯員」という。) について指定自立支 法第五十四条第一 項に規定する指定自立支援医療をいう。 項の政令で定める基準は、 前年度) 分の地方税法の規定による市 以下同じ。 支給認定 以下同じ。 に係る障害者 (法第 以下 及

2 項 等共済組合法の規定による被扶養者をいう。 共済組合法 養親族をいう。 を除く。 支給認定に係る障害者が、 及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用)の扶養親族 (他の法律において準用する場合を含む。)及び被扶養者 (地方税法第二十三条第一項第九号に規定する扶 支給認定基準世帯員 (健康保険法、)に該当しないときは、 船員保険法、 (当該障害者の配偶者)又は地方公務員 (同条第三号及び 国家公務員 前

未満であることとする。

第四号の内閣府令・厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用

ついては、厚生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行う第二十八条 法第五十三条第一項の申請のうち精神通院医療に係るものに

ことができる。

(支給認定に係る政令で定める基準)

第二十九条 定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする 同法第二百九十二条第一 での場合にあっては、 あった月の属する年度 第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。 以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療 び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの 等 五十二条第一項に規定する支給認定をいう。 (法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、 前年度) (指定自立支援医療のあった月が四月から六月ま 項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で 分の地方税法の規定による市町村民税 以下同じ。)に係る障害者 支給認定 以下同じ。 以下同じ。 (法第 (法 及 0) \mathcal{O}

2 第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を 項及び第三十五条第一 等共済組合法の規定による被扶養者をいう。 共済組合法 養親族をいう。 を除く。)の扶養親族(地方税法第二十三条第一項第九号に規定する扶 支給認定に係る障害者が、 (他の法律において準用する場合を含む。)及び被扶養者 一号から第四号までの規定の適用 支給認定基準世帯員 (健康保険法、)に該当しないときは、 船員保険法、 (当該障害者の 又は地方公務員 (同条第三号及び 国家公務員 配 偶者 前

みであるものとすることができる。を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者の

(医療受給者証の交付)

生労働省令で定めるところにより、市町村を経由して行うことができるに規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)の交付は、内閣府令・厚第三十条 精神通院医療に係る法第五十四条第三項の医療受給者証(同項)

(申請内容の変更の届出)

第三十二条 より、 項を届け出なければならない。 等 て、 障害者等をいう。以下同じ。 める事項を変更したときは、 に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。 (法第八条第一項に規定する市町村等をいう。 当該支給認定障害者等の氏名その他の内閣府令・厚生労働省令で定 速やかに、 支給認定障害者等 当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村 内閣府令・厚生労働省令で定めるところに (法第五十四条第三項に規定する支給認定 は、 支給認定の有効期間 以下同じ。)に当該事 (法第五十五条)内におい

| ところにより、市町村を経由して行うことができる。| 2 精神通院医療に係る前項の届出は、内閣府令・厚生労働省令で定める

(医療受給者証の再交付)

第三十三条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認

であるものとすることができる。除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみ

(医療受給者証の交付)

に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。)の交付は、厚生労働省令第三十条 精神通院医療に係る法第五十四条第三項の医療受給者証(同項

で定めるところにより、

市町村を経由して行うことができる。

(申請内容の変更の届出)

第三十二条 らない。 規定する市町村等をいう。 支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等 変更したときは、 て、 に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。) 内にお 障害者等をいう。 当該支給認定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を 支給認定障害者等(法第五十四条第三項に規定する支給認定 厚生労働省令で定めるところにより、 以下同じ。 以下同じ。)に当該事項を届け出なければな)は、支給認定の有効期間 (法第八条第一 速やかに、 (法第五十五条 当該 項に

り、市町村を経由して行うことができる。2 精神通院医療に係る前項の届出は、厚生労働省令で定めるところによ

(医療受給者証の再交付)

| 第三十三条 | 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認

り、医療受給者証を交付しなければならない。付の申請があったときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところによ定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交

ところにより、市町村を経由して行うことができる。2 精神通院医療に係る前項の申請は、内閣府令・厚生労働省令で定める

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

の主務省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害第十三条において「負担上限月額」という。)は、法第五十四条第一項負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額(附則第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の

者等の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

当該支給認定障害者等(次号から第五号までに掲げる者を除く。)の市町村等による認定を内閣府令・厚生労働省令で定めるところによの市町村等による認定を内閣府令・厚生労働省令で定めるところによい者として内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものに該当する旨について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならなころの支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療

万円

六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給

給者証を交付しなければならない。付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交

り、市町村を経由して行うことができる。2 精神通院医療に係る前項の申請は、厚生労働省令で定めるところによ

(指定自立支援医療に係る負担上限月額)

支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる第十三条において「負担上限月額」という。)は、法第五十四条第一項第三十五条 法第五十八条第三項第一号の当該支給認定障害者等の家計の

継続者」という。 から第五号までに掲げる者を除く。 認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者 い者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による に ついて、 その支給認定に係る障害者等が、 費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならな)である場合における当該支給認定障害者等 当該支給認定に係る自立支援医療 一万円 以下 高 額 (次号 治療

六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医二 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給

等(次号から第五号までに掲げる者を除く。) 五千円合算した額が三万三千円未満である場合における当該支給認定障害者村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより

当該支給認定障害者等 準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者で 号において同じ。)又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基 例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むもの 定基準世帯員が、 あって内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における い者を除く。 立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者 市町村民税世帯非課税者(その支給認定に係る障害者等及び支給認 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有し)である場合における当該支給認定障害者等をいう。 指定自立支援医療のあった月の属する年度 (次号及び第五号に掲げる者を除く。) (市町村の (指定自 前年度 五千 次 な 条

兀 同じ。 月の 得金額 所得金額 三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。 の公的年金等の収入金額 での場合にあっては、 市 属する年の前年 町 村 (所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者に 民税世 地 当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計 方税法第 帯非課税者であり、 (指定自立支援医療のあった月が一月から六月ま 前々年とする。 百 (所得税法 九十二条第一 カコ (昭和四十年法律第三十三号) 以下この号において同じ。 つ、 項第十三号に規定する合計所 指定自立支援医療の あっ 以下 第 中 た

Щ

ら第五号までに掲げる者を除く。) 五千円が三万三千円未満である場合における当該支給認定障害者等(次号か村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額

定障害者等 あって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認 準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者で 号において同じ。)又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基 い者を除く。 例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むも 立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、 定基準世帯員が、 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者 市町村民税世帯非課税者(その支給認定に係る障害者等及び支給認 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しな (次号及び第五号に掲げる者を除く。)である場合における当該支給認定障害者等をいう。 指定自立支援医療のあった月の属する年度 五千円 (市町 (指定自 村 前 あと の条 年度 次

兀 同じ。 得金額 所得金額 三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。 0 での場合にあっては、 月 の属する年の前年 公的年金等の収入金額 市 町村民税世帯非課税者であり、 (所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者に (地方税法第二百九十二条第一 当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計 (指定自立支援医療のあった月が一 前々年とする。 (所得税法 か (昭和四十年法律第三十三号) 以下この号において同じ。 つ、 項第十三号に規定する合計 指定自立支援医療の 月から六月ま あ 以下 0 中 た 第

号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、 年金等の支給を受ける者については、 する。)によるものとし、 労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 援医療のあった月において要保護者である者であって内閣府令・ 省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又 律第百四十一号)に基づく障害基礎年金その他の内閣府令・厚生労働 あった月の属する年の前年に支給された国民年金法 額が零を下回る場合には、 第二項の規定による控除が行われている場合には、 租税特別措置法 はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支 ついては、 から十万円を控除して得た額 当該給与所得は、 (昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三の三 零とする。)及び当該指定自立支援医療の 所得税法第三十五条第二項に規定する公的 同条第二項の規定により計算した金額 (当該額が零を下回る場合には、 当該合計所得金額から同項第 その控除前の金額 当該合計所得 (昭和三十四年法 厚生 零と 金

て内閣府令・厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であっ五。その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立

(次号に掲げる者を除く。)

二千五百円

(補装具費に係る負担上限月額)

支給認定障害者等

零

害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障

する。 に該当する場合における当該支給認定障害者等 った月において要保護者である者であって厚生労働省令で定めるも 認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあ る給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給 律第百四十一号)に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定 あった月の属する年の前年に支給された国民年金法 額が零を下回る場合には、 号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、 年金等の支給を受ける者については、 第二項の規定による控除が行われている場合には、 租税特別措置法 ついては、 から十万円を控除して得た額)

によるものとし、 二千五百円 当該給与所得は、 (昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の三の三 零とする。)及び当該指定自立支援医療の 所得税法第三十五条第二項に規定する公的 同条第二項の規定により計算した金額((当該額が零を下回る場合には、 当該合計所得金額から同 (次号に掲げる者を除 その控除前の金額 (昭和三十四 当該合計 計所得金 項第 零と 年法

害者等 零 て厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障 支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であっ五 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立

(補装具費に係る負担上限月額)

害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障

第二号において同じ。 装具費支給対象障害者等をいう。 次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等 の区分に応じ、 以下この条及び第四十三条の五第 当該各号に定める額とする。 (同条第一項に規定する補 項

は、 害者等 具費支給対象障害者等と同 働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障 対象障害者等と同 者等をいう。 有しない者を除く。 ものとし、 村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む 前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者 (補装具の購入等のあった月が四月から六月までの場合にあっては いて被保護者若しくは要保護者である者であって内閣府令 市町村民税世帯非課税者 その配偶者に限る。 (法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を)又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給 一の世帯に属する者が補装具の購入等のあった月に である場合における当該補装具費支給対象障害 が補装具の購入等のあった月の属する年度 (補装具費支給対象障害者等及び当該補装 の世帯に属する者 (補装具費支給対象障 にあって 厚生労 (市町

> 装具費支給対象障害者等をいう。 次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等 一号において同じ。) の区分に応じ、 以下この条及び第四十三条の五第 当該各号に定める額とする。 (同条第一 項に規定する補 項

(略)

第

は、 め おいて被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定 対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入等のあった月に 者等をいう。 有しない者を除く。 ものとし、 村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む 前年度) 害者等(法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。 具費支給対象障害者等と同 (補装具の購入等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、 市町村民税世帯非課税者 るものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 その配偶者に限る。 分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者 当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を)又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給)である場合における当該補装具費支給対象障害 が補装具の購入等のあった月の属する年度 一の世帯に属する者 (補装具費支給対象障害者等及び当該補装 (補装具費支給対象障 にあって 市 零 町

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

第四十三条の五 略

害者等

8 高 .額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事

> 第四十三条の五 略

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

2 7 略

8

高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事

項は、法第七十六条の二第一項第一号に掲げる者に係るものについては

内閣府令・厚生労働省令で、同項第二号に掲げる者に係るものについて

は厚生労働省令で定める

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

2 (略)

第四

1十四条

略

| 次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とす | 3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する | 3

用の区分に応じ、 護給付費等の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その ・ビス費等をいう。 労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害 に係るものに限る。 重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、 障害福祉サービス費等 できるサービスの量その他の事情を勘案して内閣総理大臣及び厚生 労働大臣が定める要件に該当するものが利用する障害福祉サービス ・て障害者等の障害支援区分、 介護の必要の程度が著しく高いものとして内閣総理大臣及び厚生 介護給付費等 ービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介 当該イ又は口に定める額を合算して得た額 (居宅介護、)の支給に要する費用)の支給に要する費用 (法第九十二条第一号に規定する障害福祉サ 重度訪問介護、 他の法律の規定により受けることが 次のイ又は口に掲げる費 当該介護給付費等につ 同行援護、 行動援護 そ

項は、厚生労働省令で定める。

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第四十四条 (略)

2 (略)

る。

、
の
各
号
に
掲
げ
る
費
用
の
区
分
に
応
じ
、
当
該
各
号
に
定
め
る
額
の
合
算
額
と
す
と
の
を
持
に
つ
き
、
そ
の
支
弁
す
る

用の区分に応じ、 る費用 の寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額) 給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した 法律の規定により受けることができるサービスの量その他の事情を 者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。 の介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める ビス費等をいう。 障害福祉サービス費等(法第九十二条第一号に規定する障害福 額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額 勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支 重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、 介護給付費等 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、 当該イ又は口に定める額を合算して得た額 (居宅介護、)の支給に要する費用 重度訪問介護、 次のイ又は口に掲げる費 同行援護、 (その費用のため の支給に要す 行動援護 他の 祉サ そ

他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)のいずれか低

い額

口 (略)

二・三(略

(自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担)

費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大に対して負担する同項第二号の額は、自立支援医療費、療養介護医療費及び補装具費(次項において「自立支援医療費第四十五条 法第九十四条第一項の規定により、毎年度都道府県が市町村 第

他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その対して負担する同項第二号又は第三号の額は、自立支援医療費等の支給2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に

臣及び厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする

(地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

8

る基準によって算定した額とする

収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるする費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市

のいずれか低い額

口 (略)

二·三 (略)

(自立支援医療費等に係る都道府県及び国の負担)

第四十五条 費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、 費等」という。 に対して負担する同項第二号の額は、 基準該当療養介護医療費及び補装具費 法第九十四条第一項の規定により、)の支給に要する費用の額から、 自立支援医療費、 (次項において 毎年度都道府県が その年度におけるその 療養介護 「自立支援医療 厚生労働大 医療費 市 町村

算定した額とする。 位の収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によってに要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金そのに要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金そのといる。 2 法第九十五条第一項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に

(地域生活支援事業に係る都道府県及び国の補助)

収入の額を控除した額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の町村に対して補助する同項の額は、市町村が行う地域生活支援事業に要第四十五条の二 法第九十四条第二項の規定により、毎年度都道府県が市

臣が定める基準によって算定した額とする。

基準によって算定した額とする。

労働大臣が定める基準によって算定した額とする。 対して補助する同項第二号の額は、市町村又は都道府県が行う地域生活 支援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のため で援事業に要する費用の額から、その年度におけるそれらの費用のため 2 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村又は都道府県に 2

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助

第四十五条の三 額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から 査会に委託している場合にあっては、 処理に要する費用 対して補助する同項第 五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審 その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除し 法第九十五条第二項の規定により、 (地方自治法 一号の額は、 (昭和二十二年法律第六十七号) 市町村が行う支給決定に係る事務の 当該委託に係る費用を含む。 毎年度国が市町村に 第二百 0)

(主務大臣)

した額とする。

た額につき、

内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める基準によって算定

第五十二条 法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、次に

掲げる事項とする。

一 法第一章 (第五条を除く。)、第二章第一節 (第八条から第十一条

した額とする。

(市町村が行う支給決定に係る事務の処理に要する費用に係る国の補助

対して補助する同項第一号の額は、市町村が行う支給決定に係る事務の第四十五条の三 法第九十五条第二項の規定により、毎年度国が市町村に

五十二条の十四第一項の規定により市町村が審査判定業務を都道府県審処理に要する費用(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百

額及び市町村が行う地域相談支援給付決定に係る事務の額の合計額から査会に委託している場合にあっては、当該委託に係る費用を含む。)の

た額につき、厚生労働大臣が定める基準によって算定した額とする。、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除し

(新設)

条の規定に定める事項
こ十八条、第四十一条の二、第三章(第七十七条第一項第四号及び第二十八条、第四十一条の二、第三章(第七十七条第一項第四号及び第二十八条、第四十一条の二、第三章(第七十七条第一項第四号及び第二款(第十九十八条の規定に定める事項

援医療、 る。 項(法第十九条第三項、第二十七条(同項に係る部分に限る。 二章第二節第四款及び第七十六条の二第 者が行うものに限る。 所 前号に掲げるもののほか、)の規定に定める事項を除く。 重度障害者等包括支援、 補装具 移動支援事業及び地域活動支援センターに関する事 計画相談支援、 基本相談支援 居宅介護 同行援護 項 特定相談支援事業、 (特定相談支援事業を行う (第二号に係る部分に限 行動援護、 自立支 短期入 第

労働大臣にあっては内閣総理大臣に、 規定する権限 び前項の規定により、 とする。 る場合においては、 の三、第五十一条の四 この場合においては、 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、 (前項第 それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない 法第十一条、 一号に掲げる事項に係るものに限る。 内閣総理大臣にあっては厚生労働大臣に、 第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に 第四十七条の二第二 法第百六条の二第 速やかにその結果を通知するもの 項、 項ただし書及 第五十一条 を行使す 厚生

2

(権限の委任)

第五十三条 法第百七条第三項の規定によりこども家庭庁長官に委任され

(新設)

(主務大臣)

十二条第一項各号に掲げる事項のほか、法附則第二条第一項の規定によ第二条の二 法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、第五

り障害者とみなされた障害児に関する事項とする。

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第十二条 害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の するもののほか、 五千円以上であり、 を内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万 あっては、 属する年度 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、 前年度) (指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合に 令和六年三月三十一日までの間は、 分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額 か 、 つ、 当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続 支給認定に係る障 第二十九条に規定

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

者であることとする

第十三条 (略)

令和六年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等|2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、

(略)

の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月二 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定

(新設)

(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例

第十二条 ととする。 であり、 あっては、 属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合に 害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の するもののほか、 を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円以上 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、 かつ、 前年度) 当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であるこ 令和六年三月三十一日までの間は、 分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額 第二十九条に規定 支給認定に係る障

(指定自立支援医療に係る負担上限月額の経過的特例)

第十三条 (略)

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 令和六年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条に規定するもののほか、

一 (略)

自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月一 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定

が四月から六月までの場合にあっては、 自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月 が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定 る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認 ころにより合算した額が三万三千円未満であって、 による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めると 給認定障害者等 ころにより合算した額が二十三万五千円未満であって、 による市町村民税の所得割の額を内閣府令・厚生労働省令で定めると に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、 (次号に掲げる者を除く。 前年度) 一万円 分の地方税法の規定 当該支給認定に係 当該支給認定 指定

者等

(次号に掲げる者を除く。)

一万円

児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害合算した額が二十三万五千円未満であって、当該支給認定に係る障害による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところによりが四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定

高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等ら算した額が三万三千円未満であって、当該支給認定に係る障害児が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより

五千円

定障害者等

五千円

子育て両立支援事業費」とあるのは「、仕事・子育て両立支援事業費 ・子育て両	項第一号に規定する被用者に係る子ども手当交付金」と、「及び仕事 交付金」と、	び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第十八条第┃ に関する法	第六十条第三項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及 のは「児童	る者からの拠出金を含む。第六十条第一項において同じ。)」と 手当交付金	の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項各号 条第一項におい	定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改 七十三号)	一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)附則第十一条の規 れた同法第	年法律第十九号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の (第二十四号)	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二) により適用	子ども手当交付金」と、同項第二号中「拠出金」とあるのは「拠出金(第一項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び 拠出金」とあ	に第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、第五十六条の二 号並びに第六	年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項並び 年金特別会計	(平成二十二年法律第十九号) による子ども手当に関する政府の経理が (平成二十	第十四条の三 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律 第十四条の三	(年金特別会計における子ども手当に関する経理) (年金特別	則	改 正 案
・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする。	、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「、仕事	に関する法律第十八条第一項第一号に規定する被用者に係る子ども手当	「児童手当交付金及び平成二十二年度等における子ども手当の支給	手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「児童手当交付金」とある	おいて同じ。)」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども	七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。第六十	れた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第) 附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとさ	により適用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律	支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条第一項の規定	あるのは「拠出金(平成二十二年度等における子ども手当の	六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「	計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二	(平成二十二年法律第十九号) による子ども手当に関する政府の経理が	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律	(年金特別会計における子ども手当に関する経理)		現 行

及び児童育成事業費」とする。

2 関する特別措置法第十八条第一 第一条の規定による改正前の児童手当法 手当交付金」と、 は において同じ。)」と、 用される児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四 三年法律第百七号) 第二十条第一項、 も手当交付金」と、 六十条第一項及び第三項の規定の適用については、 特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項並びに第 成二十三年法律第百七号)による子ども手当に関する政府の経理が年金 一十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 第二十条第一項各号に掲げる者からの拠出金を含む。 「児童手当交付金及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法 号イ中 児童手当交付金」 「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは 同項第二号中「拠出金」とあるのは 第六十条第三項中 項第一号に規定する被用者に係る子ども とあるのは 第三項及び第五項の規定により適 (昭和四十六年法律第七十三号 「児童手当交付金」とあるの 「児童手当交付金及び子ど 第五十六条の二第一 第六十条第一項 「拠出金(平成 (平成二十 伞 2

のは 事業費」とあるのは「、 する被用者に係る子ども手当交付金」と、 童手当交付金」とあるのは 拠出金を含む。 効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法 律 三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一 に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七号)第二十条第一項、 金」とあるのは びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、 特別会計において行われる場合における第五十六条の二第 成二十三年法律第百七号)による子ども手当に関する政府の経理 る子ども手当の支給等に関する特別措置法第十八条第一項第一号に規定 (昭和四十六年法律第七十三号)第二十条第一項各号に掲げる者からの 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 (平成二十四年法律第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその 「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」 第六十条第一項において同じ。 「拠出金(平成二十三年度における子ども手当の支給等 仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業 「児童手当交付金及び平成二十三年度におけ 「及び仕事・) | |と、 部を改正する法 子育て両立支援 「事務」とある 同号中 一項第二号並 同項中 なが年金 「拠出 児児 平 第

費」とする。

仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」とする

(傍線部分は改正部分)

第十五条 のは、 規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であって政令で定めるも (長官、 同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に 平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官 事務次官、 事務局長又は局長の職に準ずる職 改 正 案 第十五条 のは、 規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であって政令で定めるも (長官、 同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に 平成十三年一月六日以降の職については、 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官 事務次官、 事務局長又は局長の職に準ずる職 現 行 次に掲げるものとする

(略)

五.

内閣府の事務次官、

内閣府審議官、

内閣府設置法第十七条第一

項に

同条第六項に規定する官房

同条第二項に規定する

職

同法第六十二条第一

項に規定する職、

同法第六十三条第一

項に規

の長、

同法第六十一条第一項に規定する次長、

規定する職、

同条第五項に規定する局長、

_ (匹

(略)

五. の長、 職、 十六条第二項に規定する局長 る事務局長及び日本学術会議法 協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) に規定する事務局長及び局長並びに国際連合平和維持活動等に対する 規定する職、 内閣府の事務次官、 同法第六十二条第一項に規定する職並びに同法第六十三条第一項 同法第六十一条第一項に規定する次長、 同条第五項に規定する局長、 内閣府審議官、 (昭和二十三年法律第百二十一号) 第 内閣府設置法第十七条第一項に 同条第六項に規定する官房 第五条第十項に規定す 同条第二項に規定する

六~十 略

(新設)

十一~十七 (略)

こども家庭庁長官

十二~十八

(略)

六~十

(略)

和二十三年法律第百二十一号)第十六条第二項に規定する局長

七十九号)第五条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

(平成四年法律第

(昭

定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長並びに

2 (略)

(局長等としての在職機関)

第十六条 法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、平成十三年

一月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。

まで及び第二十二号に掲げる国の機関を除く。)

二・三(略)

四 内閣府(次号から第九号まで及び第二十二号に掲げる国の機関を除

<

五~八 (略)

九 こども家庭庁

十~二十三 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関に属する役職員に類する者)

条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで若しくは第十員に類する者として政令で定めるものは、局長等としての在職機関が前第十七条 法第百六条の四第三項の局長等としての在職機関に属する役職

げる国の機関(当該在職機関であるものを除く。)に属する職員とするおける当該在職機関の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲一号から第二十一号まで又は第二項各号に掲げる国の機関である場合に

2 (略)

第十六条 法第百六条の四第三項の政令で定める国の機関は、(局長等としての在職機関)

平成十三年

月六日以降の機関については、次に掲げるものとする。

法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(次号、第四号から第九号

まで及び第二十一号に掲げる国の機関を除く。)

二·三 (略)

一 内閣府(次号から第八号まで及び第二十一号に掲げる国の機関を除

五~八 (略)

(新設)

九~二十二 (略)

2 (略)

(局長等としての在職機関に属する役職員に類する者)

(在職していた行政機関等に属する役職員に類する者)

として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げ第十九条 法第百六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者

るものである場合における当該各号に定めるものとする。

る国の機関(当該行政機関等であるものを除く。)に属する職員当該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げび第十一号から第二十二号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関で第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで及

二·三 (略)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第三十三条 法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げ

一・二 (略)

る場合とする。

三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関

していた第十六条第一項(第二十二号を除く。)に定める国の機関にに置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの(離職時に在職

置かれるものに限る。)として採用された場合

四 (略)

(在職機関たる国の機関)

| 第三十六条 法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条

(在職していた行政機関等に属する役職員に類する者)

として政令で定めるものは、在職していた行政機関等が次の各号に掲げ第十九条 法第百六条の四第四項の行政機関等に属する役職員に類する者

るものである場合における当該各号に定めるものとする。

国の機関(当該行政機関等であるものを除く。)に属する職員該行政機関等の所掌していた事務を所掌する同条第一項各号に掲げるび第十号から第二十一号まで並びに第二項各号に掲げる国の機関 当第十六条第一項第一号、第三号、第四号、第六号から第八号まで及

二·三 (略)

第三十三条 法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げ

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

一•二 (略)

る場合とする。

置かれるものに限る。)として採用された場合していた第十六条第一項(第二十一号を除く。)に定める国の機関にに置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの(離職時に在職三国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関

四 (略)

(在職機関たる国の機関)

第十六条第 | 第三十六条 法第百六条の二十七の政令で定める国の機関は、第十六条第

一項(第二十二号を除く。)に定めるものとする。

別表第一(第五条関係)

_			_	
	(略)	(略)		(略)
	内閣府(宮内庁、	内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房		内閣府(宮内
	公正取引委員会、	内閣府設置法第十七条第一項に規定する局		公正取引委員
	警察庁、金融庁及	食品安全委員会に置かれる事務局		警察庁及び全
	びこども家庭庁を	国会等移転審議会に置かれる事務局		を除く。)
	除く。)	公益認定等委員会に置かれる事務局		
		再就職等監視委員会に置かれる事務局		
		消費者委員会に置かれる事務局		
		経済社会総合研究所		
		迎賓館		
		地方創生推進事務局		
		知的財産戦略推進事務局		
		科学技術・イノベーション推進事務局		
		健康・医療戦略推進事務局		
		宇宙開発戦略推進事務局		
		北方対策本部		
		(削る)		
		総合海洋政策推進事務局		
		国際平和協力本部に置かれる事務局		
		日本学術会議に置かれる事務局		

別表第一(第五条関係)

一項(第二十一号を除く。)に定めるものとする。

							房
							1
				を除く。)	警察庁及び金融庁	公正取引委員会、	内閣府(宮内庁、
日本学術会議に置かれる事務局国際平和協力本部に置かれる事務局総合海洋政策推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局知的財産戦略推進事務局地方創生推進事務局	迎賓館経済社会総合研究所	消費者委員会に置かれる事務局再就職等監視委員会に置かれる事務局	公益認定等委員会に置かれる事務局国会等移転審議会に置かれる事務局	食品安全委員会に置かれる事務局	内閣府設置法第十七条第一項に規定する局	内閣府設置法第十七条第一項に規定する官房(略)

金融庁	(略)	別表第二	略					こども						金融庁	(略)					
/ 1		(第十二条、						こども家庭庁						, ,						
金融庁長官 金融国際審議官	(略)	第十四条関係)	(略)	国立児童自立支援施設	支援局	成育局	号)第一条に規定する長官官房	こども家庭庁組織令(令和五年政令第百二十五	公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	証券取引等監視委員会に置かれる事務局	監督局	企画市場局	規定する審判官は当該局に属するものとする。	総合政策局(金融庁設置法第二十五条第一項に	(略)	消費者庁	カジノ管理委員会に置かれる事務局	個人情報保護委員会に置かれる事務局	沖縄総合事務局	官民人材交流センター
		 . 別																		
金融庁	(略)	別表第二(第十二条、	(略)					(新設)						金融庁	(略)					
金融庁長官 金融国際審議官	(略)	· 第十四条関係)	(略)					(新設)	公認会計士・監査審査会に置かれる事務局	証券取引等監視委員会に置かれる事務局	監督局	企画市場局	規定する審判官は当該局に属するものとする。	総合政策局(金融庁設置法第二十五条第一項に	(略)	消費者庁	カジノ管理委員会に置かれる事務局	個人情報保護委員会に置かれる事務局	沖縄総合事務局	官民人材交流センター

(略) (略) (略) (略)	こども家庭庁	こども家庭庁長官	 (新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)

0 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)(抄)(第二十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

七~三十三 (略)	六 こども家庭庁	一~五 (略)	二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。	第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第 :	(指定行政機関)	改正案
六~三十二 (略)	(新設)	一~五 (略)	二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。	第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (以下「法」という。) 第	(指定行政機関)	現行

- 146 -

$\overline{}$
傍
1/3
線
部
分
は
改
正
部
分
刀
$\overline{}$

において「教育認定子ども」 ども(以下この項及び第五項	満三歳未満保育認定子ど げる小学校就学前子どもに該第二項 満三歳未満保育認定地域 特別利用地域型保育を受けよ	。	表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用するときは、次の	の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二前条第二項」とする。この場合において、同項の規定により法第十二条年法律第百七号)第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する	同項中「前条第二項」とあるのは、「国家戦略特別区域法(平成二十五成二十四年法律第六十五号)第三十条第四項の規定の適用については、第五条 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法(平	冢 丨
五項で子	に接場よ	用しない 支援法施	れぞれ同	援法第二 第十二条 適用する	(平成二十五)で支援法(平	
	第二項	_				(国 宏
₹.	満三歳未満保育認定子ど型保育を受けようとする	成二十六年政令第二百十三元に掲げる字句に読み替える元	に掲げる同条の規定中同表の現及び第五項から第七項4	() -L	前条第二項」とあるのは、年法律第六十五号)第三十名の四第一項の場合は	(国家戦略特別区域小規模保育事業に関する技術的読替え等)――――――――――――――――――――――――――――――――――――
第五項において「教育認定子認定子ども(以下この項及び	号に掲げる小学校就学前子どうとする第十九条第一項第一特別利用地域型保育を受けよ	。	表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用するときは、次の	の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二前条第二項」とする。この場合において、同項の規定により法第十二条年法律第百七号)第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する	同項中「前条第二項」とあるのは、「国家戦略特別区域法(平成二十五成二十四年法律第六十五号)第三十条第四項の規定の適用については、五条 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法(平	に関する技術的読替え等)

条(第二項第七号を除く。)において単に「指定」という。)は、厚生第一項の規定による指定(以下この条(第三項第四号を除く。)及び次	頃第七号を除く。) にたぬ定による指定(以下)	条(第二項の規	条(第二項第七号を除く。)において単に「指定」という。)は、内閣第一項の規定による指定(以下この条(第三項第四号を除く。)及び次	条(第二項第七号を除く。)にお第一項の規定による指定(以下こ	to take
六十四号。以下「準用児童福祉法」という。)第十八条の九十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二	六十四号。十二条の五	年法律第百	.第百六十四号。以下「準用児童福祉法」という。) 第十八条の九法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二	年法律第百六十四号。以下「準用児童福祉法」という。第七条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉	
	映機関の指定)	(指定試験		(指定試験機関の指定)	
	哈)	十一(略)		十一(略)	
子育て支援法第八十三条から第八十五条までの規定	•	十子ども	八条から第八十条までの規定	十 子ども・子育て支援法第七十八条から第八十条までの規定	
	(略)	一 九		一~九 (略)	
	「9る。 -	とおりとす		とおりとする。	
十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次の	界十二条の五第四項第1	第六条 法第	法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次の	第六条 法第十二条の五第四項第三	第
(法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定)	一条の五第四項第三号の	(法第十二	政令で定める法律の規定)	(法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定)	
	哈)	2 · 3 (略		・3 (略)	2
(略)	(略)	(略)	(略)	(略) (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	•
歳以上保育認定子ども			保育認定子ども		
じ。)を受けようとする満三			を受けようとする満三歳以上		
除く。以下この項において同			以下この項において同じ。)		
歳以上保育認定地域型保育を			保育認定地域型保育を除く。		
定利用地域型保育(特定満三			地域型保育(特定満三歳以上		
・保育給付認定保護者又は特			給付認定保護者又は特定利用		
ども」という。) に係る教育			という。)に係る教育・保育		

する試験事務(以下単に「試験事務」という。)を行おうとする者の申府令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定

2・3 (略)

(都道府県知事への引継ぎ)

第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第第十二条 法第十二条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同条

十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管

該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他内閣府令で定めけた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受

る事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)を行おうとする者労働省令で定めるところにより、準用児童福祉法第十八条の九第一項に

の申請により行う。

2 · 3 (略)

(都道府県知事への引継ぎ)

轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第第十二条 法第十二条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同条

定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、

けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、

当

生年月日その他厚生労働省令で

七 こども家庭庁長官	一~六 (略)	りとする。	第十三条 法第六十一条の九第一項の政令で定める機関の長は、次のとお	(政令で定める機関の長)	2 (略)	九~十六 (略)
(新設)	一~六 (略)	りとする。	第十三条 法第六十一条の九第一項の政令で定める機関の長は、次のとお	(政令で定める機関の長)	2 (略)	

0 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号) 抄) (第二十七条関係)

育法第八十一条第一項に規定する権限とする。	第四項並びに第十条第一項並びに法第二十六条において準用する学校教	第九条 法第三十七条第一項の政令で定める権限は、法第三条第二項及び	(こども家庭庁長官に委任されない権限)	改正案
		(新設)		現
				行

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\smile

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満三歳に達す 校	満三歳以上保育認定子ども(法第十九条第二号に掲げる小学校就学 二 溝	り読み替えて適用する第二十三条第一号において同じ。) 規	該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第十三条の規定によ	教育認定子ども(法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに 一 数	額は、零とする。	育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める 育給仕	て「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)に係る教育・保 て「溝	掲げるもの(次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一号におい 掲げる	保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。)のうち、次に 保育給	第四条 教育・保育給付認定子ども (法第二十条第四項に規定する教育・ 第四条	(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額) (法第	とが困難である状況に応じて行うものとする。	二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けるこ 一項第	準用する場合を含む。)の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第 準用す	第一条の二 法第二十条第三項(法第二十三条第三項及び第五項において 第一条の二	保育必要量の認定) (保育	改正案
校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満三	満三歳以上保育認定子ども(法第十九条第一項第二号に掲げる小学	規定により読み替えて適用する第二十三条第一号において同じ。)	どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第十三条の	教育認定子ども(法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子	額は、零とする。	育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める	て「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)に係る教育・保	掲げるもの(次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一号におい	保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。)のうち、次に	教育・保育給付認定子ども(法第二十条第四項に規定する教育・	(法第二十七条第三項第二号の政令で定める額)	けることが困難である状況に応じて行うものとする。	項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受	準用する場合を含む。)の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第	8二 法第二十条第三項(法第二十三条第三項及び第五項において	保育必要量の認定)	現行

子ども」という。)を除く。第十一条第一項において同じ。) を除く。 ども(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者 る日以後の最初の三月三十一日までの間にある教育・保育給付認定子 次項及び第十一条第二項において「特定満三歳以上保育認定

2

略

(特例施設型給付費の支給に関する技術的読替え)

第八条 から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げ る字句に読み替えるものとする。 る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ 法第二十八条第四項の規定により法第二十七条第二項及び第五項

五項及び第七項において「特別利用	育を当該	
特別利用保育又は特別利用教育(第	支給認定教育・保	
子どもに該当する		
る同条第二号に掲げる小学校就学前		
)から特別利用教育を受けようとす		
定教育・保育施設(幼稚園に限る。		
る教育・保育給付認定保護者又は特		
する教育・保育給付認定子どもに係		
に掲げる小学校就学前子どもに該当	とする	
育を受けようとする第十九条第一号	・保育を受けよう	
(保育所に限る。)から特別利用保	から支給認定教育	第二項

育を受ける者を除く。次項及び第十一条第二項において 給付認定子ども(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教 歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある教育・保育 歳以上保育認定子ども」という。)を除く。第十一条第一項におい 「特定満三

2

て同じ。)

(略)

第八条 る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ から第七項までの規定を準用する場合においては、 法第二十八条第四項の規定により法第二十七条第二項及び第五項 次の表の上欄に掲げ

(特例施設型給付費の支給に関する技術的読替え)

る字句に読み替えるものとする

五項及び第七項において「特別利用	育を当該		
特別利用保育又は特別利用教育(第	支給認定教育・保		
就学前子どもに該当する			
うとする同項第二号に掲げる小学校			
限る。)から特別利用教育を受けよ			
又は特定教育・保育施設(幼稚園に			
もに係る教育・保育給付認定保護者			
に該当する教育・保育給付認定子ど			
第一号に掲げる小学校就学前子ども	とする		
育を受けようとする第十九条第一項	・保育を受けよう		
(保育所に限る。)から特別利用保	から支給認定教育	第二項	

				第二項	る字句に	る同条の	から第七	第十五条	(特例地	(略)								第五項			
ども	歳未満保育認定子	けようとする満三	定地域型保育を受	満三歳未満保育認	る字句に読み替えるものとする。	規定中同表の中欄に関	項までの規定を準用さ	法第三十条第四項の押	域型保育給付費の支給	(略)	(略)		定子どもに	教育・保育給付認	(略)		定子どもが	教育・保育給付認			
認定保護者又は特定利用地域型保育	付認定子どもに係る教育・保育給付	学前子どもに該当する教育・保育給	る第十九条第一号に掲げる小学校就	特別利用地域型保育を受けようとす	1 S.	る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ	から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げ	法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項	(特例地域型保育給付費の支給に関する技術的読替え)	(略)	(略)	育給付認定子どもに	校就学前子どもに該当する教育・保	同条第一号又は第二号に掲げる小学	(略)	・保育給付認定子どもが	小学校就学前子どもに該当する教育	第十九条第一号又は第二号に掲げる	子どもに該当する	号又は第二号に掲げる小学校就学前	保育等」という。)を当該同条第一
				第二項	る字句に	る同条の	から第七	第十五条	(特例地	(略)								第五項			
ども	歳未満保育認定子	けようとする満三	定地域型保育を受	満三歳未満保育認	る字句に読み替えるものとする。	規定中同表の中欄に	項までの規定を準用さ	法第三十条第四項の知	域型保育給付費の支給	(略)	(略)		定子どもに	教育・保育給付認	(略)		定子どもが	教育・保育給付認			
育給付認定保護者又は特定利用地域	保育給付認定子どもに係る教育・保	学校就学前子どもに該当する教育・	る第十九条第一項第一号に掲げる小	特別利用地域型保育を受けようとす	ි බ _ි	の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ	から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げ	法第三十条第四項の規定により法第二十九条第二項及び第五項	特例地域型保育給付費の支給に関する技術的読替え)	(略)	(略)	育給付認定子どもに	校就学前子どもに該当する教育・保	同項第一号又は第二号に掲げる小学	(略)	る教育・保育給付認定子どもが	掲げる小学校就学前子どもに該当す	第十九条第一項第一号又は第二号に	就学前子どもに該当する	項第一号又は第二号に掲げる小学校	保育等」という。)を当該同条第一

(略)	(略)	(略)
育給付認定子どもに		
校就学前子どもに該当する教育・保	定子どもに	
同条第一号又は第二号に掲げる小学	満三歳未満保育認	
(略)	(略)	
・保育給付認定子どもが		
小学校就学前子どもに該当する教育	定子どもが	
第十九条第一号又は第二号に掲げる	満三歳未満保育認	第五項
る教育・保育給付認定子ども		
掲げる小学校就学前子どもに該当す		
。)を当該同条第一号又は第二号に	認定子ども	
て「特別利用地域型保育等」という	該満三歳未満保育	
域型保育(第五項及び第七項におい	定地域型保育を当	
特別利用地域型保育又は特定利用地	満三歳未満保育認	
育・保育給付認定子ども		
る小学校就学前子どもに該当する教		
 を受けようとする同条第二号に掲げ		

(こども家庭庁長官に委任されない権限)

の二第二項、第六十条第一項、第六十六条の三第二項並びに第七十条第四十二条法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条(新設)

第三項及び第四項に規定する権限とする。

		PIN	1			F1	- 2					•	20		- 10	
(各)							第五項									
(略)		定子どもに	満三歳未満保育認	(略)		定子どもが	満三歳未満保育認			認定子ども	該満三歳未満保育	定地域型保育を当	満三歳未満保育認			
(略)	育給付認定子どもに	校就学前子どもに該当する教育・保	同項第一号又は第二号に掲げる小学	(略)	る教育・保育給付認定子どもが	掲げる小学校就学前子どもに該当す	第十九条第一項第一号又は第二号に	該当する教育・保育給付認定子ども	二号に掲げる小学校就学前子どもに	。)を当該同条第一項第一号又は第	て「特別利用地域型保育等」という	域型保育(第五項及び第七項におい	特別利用地域型保育又は特定利用地	する教育・保育給付認定子ども	に掲げる小学校就学前子どもに該当	型保育を受けようとする同項第二号

(こども家庭庁長官への権限の委任)

第四十三条 内閣総理大臣は、 この政令に規定する内閣総理大臣の権限を

こども家庭庁長官に委任する。

附 則

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第六条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法 (

昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用については、 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 次の表の上

げる字句とする。

第一項 (略) (略)
受 けよう
(略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の

(新設)

附 則

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

昭和二十七年法律第二百十九号)の規定の適用については、 次の表の上

第六条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産特別措置法

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句とする。

										第一項	法第二十条	(略)
同項各号	(魯)										受けよう	(略)
前条第一項各号	(略)	限る。)を受けさせよう	する特定教育・保育(保育に	から第二十七条第一項に規定	九条第二号において同じ。)	第二十八条第一項及び第五十	特定保育所をいう。第五項、	附則第六条第一項に規定する	就学前子どもに特定保育所(しくは第三号に掲げる小学校	受け、又はその同項第二号若	(略)

(略)					条第二項	法第八十二					条第一項	法第八十二	条第一項	法第七十三	(略)					第五項	法第二十条	(略)
(略)	(略)	て同じ。)	。以下この項におい	準用する場合を含む	三十条の三において	第十四条第一項(第	(略)	て同じ。)	。以下この項におい	準用する場合を含む	三十条の三において	第十三条第一項(第		規定	(略)						受ける	(略)
(略)	(略)					第十四条第一項	(略)		一項	り読み替えられた第十三条第	附則第六条第一項の規定によ	子ども・子育て支援法施行令	く。第三項において同じ。)	規定(附則第六条第四項を除	(略)	る。)を受ける	る特定教育・保育(保育に限	ら第二十七条第一項に規定す	就学前子どもが特定保育所か	しくは第三号に掲げる小学校	受け、又はその前条第二号若	(略)
(略)					条第二項	法第八十七					条第一項	法第八十七	条第一項	法第七十八	(略)					第五項	法第二十条	(略)
$\overline{}$												니		/ (
(略)	(略)	て同じ。)	。以下この項におい	準用する場合を含む	三十条の三において	第十四条第一項(第	(略)	て同じ。)	。以下この項におい	準用する場合を含む	三十条の三において	第十三条第一項(第		/ 規定	(略)						受ける	(略)





$\overline{}$
傍始
線
部
分
は
改
正
部
分
\smile

る。	会計検査院とする。
庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とす	働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び
公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野	員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労
委員会、カジノ管理委員会、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、	委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委
ンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護	ンザ等対策推進会議、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護
コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエ	コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエ
進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型	進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型
生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推	生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推
部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創	部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創
戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本	戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本
地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政	地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発
球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街	球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街
は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地	は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地
の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関	の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関
第一条 特定秘密の保護に関する法律(以下「法」という。)附則第三条	第一条 特定秘密の保護に関する法律(以下「法」という。)附則第三条
(行政機関から除かれる機関)	(行政機関から除かれる機関)
現	改正案

0 旧優生保護法一時金認定審査会令(令和元年政令第三十六号)(抄)(第三十条関係)

් වි	第四条 審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理す(庶務)	改正案
理する。	第四条 審査会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処(庶務)	現行

(傍線部分は改正部分)

0 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令(令和

(傍線部分は改正部分)

元年政令第百七十号) (抄) (第三十一条関係)

 (削 る)	(削る)	(削る)	(削 る)	
				改正案
2 委員は、再任されることができる。 は、前任者の残任期間とする。 (委員の任期)	議会」という。)は、委員二十人以内で組織する。 以下「法」という。)第十七条に規定する成育医療等協議会(以下「協 医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律((組織)	第一章 成育医療等協議会		現行

(庶務)	会長の決するところによる。 会長の決するところによる。 会長の決するところによる。 会長の決するところによる。 会長の決するところによる。 会長の決するところによる。 会長の決するところによる。		田産	3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了生労働大臣が任命する。	2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚委員を置くことができる。	第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門(専門委員)	(会長) (会長)

(削る)

(削る)

(削る)

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十	五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年
定する都道府県障害者計画	する都道府県障害者計画
四 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規	四 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項に規定
号に規定する自立促進計画	規定する自立促進計画
第十二条の規定に基づき都道府県が策定する同法第十一条第二項第三	十二条の規定に基づき都道府県が策定する同法第十一条第二項第三号に
三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)	三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第
する都道府県地域福祉支援計画	る都道府県地域福祉支援計画
二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百八条第一項に規定	二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百八条第一項に規定す
第一項に規定する都道府県障害児福祉計画	一項に規定する都道府県障害児福祉計画
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二十二	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二十二第
	る。」という。)第十七条第一項の政令で定める計画は、次に掲げる計画とす
0	を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(以下「法
第八条 法第十九条第一項の政令で定める計画は、次に掲げる計画とする	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等
第二章 政令で定める計画	(削る)
部	
第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に(協議会の運営)	(削る)
理する。	
第六条 協議会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課において処	(削る)

法律第百十四号)第十条第一項に規定する予防計画

六 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一

項に規定する都道府県男女共同参画計画

| 七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三|

年法律第三十一号)第二条の三第一項に規定する都道府県基本計画

府県健康増進計画

八

健康増進法

(平成十四年法律第百三号)

第八条第

一項に規定する都道

八

| 九 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十七条第一項に規定する

都道府県食育推進計画

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成

十七年法律第百二十三号)第八十九条第一項に規定する都道府県障害福

祉計画

十一 自殺対策基本法 (平成十八年法律第八十五号) 第十三条第一項に規

定する都道府県自殺対策計画

十二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第十二条第一項に規

定する都道府県がん対策推進計画

十三 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十七条第二項の規定に

より都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画

| 十四 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第九

条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

十五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条

第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

年法律第百十四号)第十条第一項に規定する予防計画

六 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第

一項に規定する都道府県男女共同参画計画

七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十

三年法律第三十一号)第二条の三第一項に規定する都道府県基本計画

健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都

道府県健康増進計画

九 食育基本法 (平成十七年法律第六十三号) 第十七条第一項に規定す

る都道府県食育推進計画

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平

成十七年法律第百二十三号)第八十九条第一項に規定する都道府県障

害福祉計画

十一 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第十三条第一

規定する都道府県自殺対策計画

十二 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第十二条第一項に

規定する都道府県がん対策推進計画

十三 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第十七条第二項の規定

により都道府県が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計

画

十四 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第

九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画

十五 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第六十二

条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

項

十九 十八 ギャンブル等依存症対策基本法 号) 三条第一項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画 四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画 係る対策に関する基本法 規定する都道府県循環器病対策推進計画 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、 第九条第一項に規定する都道府県計画 アルコール健康障害対策基本法 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四 (平成三十年法律第百五号) 第十一条第一項に (平成三十年法律第七十四号) (平成二十五年法律第百九号) 心臓病その他の循環器病に 第十 第十 十六 十九 十八 十七 項に規定する都道府県循環器病対策推進計画

十三条第一項に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画 十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画 四号)第九条第一項に規定する都道府県計画 に係る対策に関する基本法 ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号) 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、 アルコール健康障害対策基本法 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十 (平成三十年法律第百五号) (平成二十五年法律第百九号) 心臓病その他の循環器病 第十一条第一 第 第

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

(地域学習推進課の所掌事務)	(地域学習推進課の所掌事務)
三十三~四十 (略)	三十三~四十 (略)
るものを除く。)。	に属するものを除く。)。
三十二 青少年の健全な育成の推進に関すること(内閣府の所掌に属す	三十二 青少年の健全な育成の推進に関すること (こども家庭庁の所掌
十五~三十一 (略)	十五~三十一 (略)
ことを除く。)。	
並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。)の設定に関する	
連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。)の基準(教材	
校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保	るものに限る。)の設定に関することを除く。)。
おいて同じ。) に関すること(初等中等教育(幼稚園、小学校、中学	いう。以下同じ。)の基準(教材並びに学級編制及び教職員定数に係
に関する共済給付をいう。第三十一条第六号及び第三十四条第八号に	教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育を
学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害	中等教育(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等
条第六号及び第三十四条第八号において同じ。) 及び災害共済給付 (条第六号及び第三十四条第八号において同じ。)に関すること(初等
十四 学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一	十四 学校安全 (学校における安全教育及び安全管理をいう。第三十一
一~十三 (略)	一~十三 (略)
第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。	第四条 総合教育政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
(総合教育政策局の所掌事務)	(総合教育政策局の所掌事務)
現行	改正案

第三十条 地域学習推進課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

\\ _{\text{--}} 略

十三 青少年の健全な育成の推進に関すること 共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。)。 (こども家庭庁及び男女

十四~十六 (略

(男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌事務

第三十一条 かさどる。 男女共同参画共生社会学習・安全課は、 次に掲げる事務をつ

一 5 五 (略)

六 及び教職員定数に係るものに限る。 学校安全に関すること(初等中等教育の基準)の設定に関することを除く。 (教材並びに学級編制

も家庭庁の所掌に属するものを除く。

青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること

(こど

七

八・九 (略)

(財務課の所掌事務

第三十四条 財務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

一~七 (略)

校施設、学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校安全に係 育学校、 公立の幼稚園、 特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案 小学校、 中学校、義務教育学校、 高等学校、 中等教 (学

> 第三十条 地域学習推進課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

~ 十 二 (略

十三 画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。)。 青少年の健全な育成の推進に関すること (内閣府及び男女共同参

十四~十六 (略)

(男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌事務)

第三十一条 かさどる。 男女共同参画共生社会学習・安全課は、 次に掲げる事務をつ

一 分 五. (略)

六 材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。 学校安全及び災害共済給付に関すること(初等中等教育の基準 の設定に関す

七 ることを除く。)。 青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関すること (内閣

府の所掌に属するものを除く。

八 • 九 (略)

(財務課の所掌事務)

第三十四条 財務課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

一~七 (略)

八 校施設、 育学校、 公立の幼稚園、 学校における体育及び芸術に関する教育並びに学校安全及び 特別支援学校及び幼保連携型認定こども園に係る予算案 小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、 中等教

(教

九 • 十

(略)

九・十 (略)

災害共済給付に係るものを除く。)の準備に関する連絡調整に関する|

- 169 -

を改司 医的 医的 では できない できない できない できない できない できない できない できない	附則	第二章 (略) 第二章	第三節~第五節 (略) 第三	第八目~第十三目 (略)	(削る)	第七目 雇用環境・均等局 (第八十五条—第九十九条)	第一目~第六目 (略)	第三款の設置等	第一款・第二款 (略) 第一	第二節 内部部局等 第二	第一節 (略) 第一節 第一節	第一章 本省	目次	改正案
医政局		早 (略)	第三節~第五節 (略)	第九目~第十四目(略)	第八目 子ども家庭局(第九十二条―第九十九条)	第七目 雇用環境・均等局 (第八十五条—第九十一条)	第一目~第六目 (略)	第三款 課の設置等	第一款・第二款 (略)	第二節 内部部局等	一節 (略)	早 本省		現行

十一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家一〜十 (略) 第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。	用環境・均等局の所掌事	四~十五 (略)	 ○ ○ 	三 医療の指導及び監督に関すること(老健局の所掌に属するものを除	一 · 二 (略)	第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。	(医政局の所掌事務)	2 (略)	年金局	保険局	老健局	社会・援護局	(削る)	雇用環境・均等局	職業安定局	労働基準局	医薬・生活衛生局	健康局
十一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家一〜十 (略) 第九条 雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。	用	四~十五 (略)	に属するものを除く。)。	三 医療の指導及び監督に関すること (子ども家庭局及び老健局の所掌	一•二 (略)	第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。	(医政局の所掌事務)	2 (略)	年金局	保険局	老健局	社会・援護局	子ども家庭局	雇用環境・均等局	職業安定局	労働基準局	医薬・生活衛生局	健康局

十二~十八

(略)

族問題に関すること。

第十条 削除

族問題に関すること(子ども家庭局の所掌に属するものを除く。

十二~十八 (略)

(子ども家庭局の所掌事務)

第十条 子ども家庭局は、次に掲げる事務をつかさどる。

| 児童の福祉に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関す

ること。

四号)第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業をいう一、子育て援助活動支援事業(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十

するものを除く。)。 三 児童の心身の育成及び発達に関すること(社会・援護局の所掌に属

第九十四条第三号において同じ。)に関すること。

平成三十年法律第百四号)第十一条第一項に規定する成育医療等基本療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(四 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医

の策定及び推進に関すること。
方針(第九十九条第一号において「成育医療等基本方針」という。

(障害者の保護に関することを除く。)。五 児童の保育及び養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること

六

児童の福祉のための文化の向上に関すること。

る拠出金の徴収に関すること(年金局の所掌に属するものを除く。) 七 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定によ

に属するものを除く。)。
び妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること(社会・援護局の所掌が妊産婦その他母性の福祉の増進に関すること(社会・援護局の所掌力)第三号から前号までに掲げるもののほか、児童、児童のある家庭及

十 福祉に欠ける母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

十一児童の保健の向上に関すること。

十二 妊産婦その他母性の保健の向上に関すること。

いない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。十三 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに妊産婦の治療方法が確立して

時金(第九十九条第十一号において「旧優生保護法一時金」という。給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)第三条に規定する一十四 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支

に関すること。

による報告の徴収及び検査に関することを除く。)。社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十六条第一項の規定発達、改善及び調整に関すること(障害者の福祉に関すること並びに上五 児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事業の

て同じ。)の保護更生に関すること。四条第三項に規定する要保護女子をいう。第九十五条第十二号におい十六 要保護女子(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十

十三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護に関すること(婦十七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成

(社会・援護局の所掌事務)

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(老健局

の所掌に属するものを除く。)。

•

三

(略)

四 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること

0

五・六 (略)

七 要保護女子(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四

条第三項に規定する要保護女子をいう。第百一条第八号において同じ

。)の保護更生に関すること。

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十

三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護(婦人相談所、婦人

相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。)に関すること。

九 第二号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導

十 ~ 十 四

に関すること。

十五 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第

九条第十五号において「アルコール健康障害対策推進基本計画」とい十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画(第百

人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。

(社会・援護局の所掌事務)

第十一条 社会・援護局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

一 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること(子ども

家庭局及び老健局の所掌に属するものを除く。)。

三 (略)

四 生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること

(子ども家庭局の所掌に属するものを除く。

(新設)

五・六

(略)

(新設)

七 第二号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導

に関すること(子ども家庭局の所掌に属するものを除く。

八~十二

十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画 (第百十三) アルコール健康障害対策基本法 (平成二十五年法律第百九号) 第

九条第十六号において「アルコール健康障害対策推進基本計画」とい

う。)の策定(変更に係るものに限る。同号において同じ。)及び推

進に関すること。

十六~二十三 (略)

七号まで及び第二十三号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさど2 障害保健福祉部は、前項第十号から第十三号まで、第十五号から第十 2

る。

社法 (昭和二十六年法律第四十五号) 第五十六条第一項の規定による一 前項第二号に掲げる事務のうち障害者の福祉に関すること (社会福

報告の徴収及び検査に関することを除く。)。

二 前項第九号に掲げる事務のうち授産事業に関する企画、調査及び調

整に関すること。

(年金局の所掌事務)

第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~六 (略)

七 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) の規定によ

る拠出金の徴収に関すること。

八~十一 (略)

十二 年金特別会計(健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に

係る部分を除き、子ども・子育て支援勘定にあっては子ども・子育て

支援法の規定による拠出金に係る部分に限る。)の経理に関すること

十三 年金特別会計 (健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定

う。)の策定(変更に係るものに限る。同号において同じ。)及び推

進に関すること。

十四~二十一(略)

障害保健福祉部は、前項第八号から第十一号まで、第十三号から第十

五号まで及び第二十一号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさど

る。

前項第二号に掲げる事務のうち障害者の福祉に関すること(社会福

祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関すること

を除く。)。

二 前項第七号に掲げる事務のうち授産事業に関する企画、調査及び調

整に関すること。

(年金局の所掌事務)

第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~六 (略)

七 子ども・子育て支援法の規定による拠出金 (同法第六十九条第一項

第一号に掲げる事業主に係るものに限る。)の徴収に関すること。

八~十一 (略)

十二 年金特別会計(健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定

のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。)の

経理に関すること。

十三 年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理

のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。)に属する国有財産の管

理及び処分並びに物品の管理に関すること。

公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、

医療情報審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審

議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 生・食品安全審議官 ティ・情報化審議官一人、 政策立案総括審議官一 大臣官房に、 総括審議官二人、 高 医薬産業振興·医療情報審議官一 人 齢・ 公文書監理官一人、 障害者雇用開発審議官一人、 危機管理・医務技術総括審議官 サイバーセキュリ 人 年金管理 生活衛

2~11 (略)

審議官一人及び審議官十三人を置く

(総務課の所掌事務)

第四十一条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一(略)

務についての監査に関する法律(平成十年法律第百十四号)、難病の患者に対する医療に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福対する医療に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福立法(昭和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の社法(昭和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の社法(昭和二十二年法律第百六十四号)の小児慢性特定疾病医療費の社法(昭和二十二年法律第百十四号)、難病の患者に

に関すること。

公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、

医療情報審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審

議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 審議官一人及び審議官十四人を置く 生・食品安全審議官 ティ・情報化審議官一 人、 政策立案総括審議官一人、 大臣官房に、 人 人 総括審議官二人、 医薬産業振興・医療情報審議官一 高齢・障害者雇用開発審議官一 公文書監理官一人、 危機管理・医務技術総括審議 サイバ 人 人 ーセキ 年金管理 生活衛 ・ユリ

2~11 (略)

(総務課の所掌事務)

第四十一条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に関すること。対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)、難病の患者に二 保健医療に関する補助事業並びに感染症の予防及び感染症の患者に

第九十二条から第九十九条まで削除	(削る)	二(略) 問題に関すること。	一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族	第八十九条 職業生活両立課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(職業生活両立課の所掌事務)	五(略)	こと。	四 児童福祉法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関する	一~三 (略)	第四十五条 難病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(難病対策課の所掌事務)	三・四(略)
(子ども家庭局に置く課) (子ども家庭局に置く課) (子ども家庭局に置く課) (子ざも家庭局に置く課) (子ざも家庭局に置く課)	第八目 子ども家庭局	二(略) 問題に関すること (子ども家庭局の所掌に属するものを除く。)。	一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族	第八十九条 職業生活両立課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(職業生活両立課の所掌事務)	五(略)	立支援事業に関すること。	四 児童福祉法第十九条の二十二に規定する小児慢性特定疾病児童等自	一~三 (略)	第四十五条 難病対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(難病対策課の所掌事務)	三・四(略)

母子保健課

(総務課の所掌事務)

第九十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 子ども家庭局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- | 金局の所掌に属するものを除く。)。 | 三 子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること(年
- 四 年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の経理のうち厚生労働省の

所掌に係るものに関すること。

- 会福祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関する達、改善及び調整に関すること(障害者の福祉に関すること並びに社五)児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事業の発
- 六 児童、児童のある家庭及び妊産婦その他母性に関する調査に関する

ことを除く。)。

こと。

属しないものに関すること。 七 前各号に掲げるもののほか、子ども家庭局の所掌事務で他の所掌に

(保育課の所掌事務)

| 第九十四条 保育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 児童の保育に関すること。

施設の運営(保育に係るものに限る。)に関すること。 二 保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する

三 子育て援助活動支援事業に関すること。

四 放課後児童健全育成事業に関すること。

(家庭福祉課の所掌事務)

第九十五条 家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

| 児童の養護その他児童の保護及び虐待の防止に関すること(障害者

- の保護に関することを除く。)。

三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に二 児童の生活指導及び児童の育成に関する家庭の指導に関すること。

関する法律(平成二十八年法律第百十号)の規定による養子縁組あっ

せん事業に関すること。

四里親の監督に関すること。

童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養成五。乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児

| 童自立支援施設及び児童家庭支援センターの職員の養成及び資質の向| | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児する施設の運営に関すること。

七 児童自立生活援助事業に関すること。

上に関すること。

八 児童の不良行為の防止に関すること。

九 国立児童自立支援施設の組織及び運営一般に関すること。

十 母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に関すること。

十一 児童扶養手当に関すること。

| る事務で他の所掌に属しないものに関すること。 | 十二 前各号に掲げるもののほか、児童のある家庭の福祉の増進に関す

十三 要保護女子の保護更生に関すること。

による被害者の保護に関すること(婦人相談所、婦人相談員及び婦人十四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定

(子育て支援課の所掌事務)

保護施設の行うものに限る。

第九十六条 子育て支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一児童委員に関すること。

三 児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。

法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法人に関すること。四こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年

知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものを除く。)の五 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設(

六

児童相談所に関すること。

入所措置に要する費用の監査に関すること。

七 児童福祉司その他児童福祉事業関係職員の養成及び資質の向上に関

すること。

| 八 児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。|

九 児童の福祉のための文化の向上に関すること。

十 保育所及び幼保連携型認定こども園並びにこれらの職員を養成する

十一 保育所及び幼保連携型認定こども園の職員(保育に係るものに限

(保育に係るものに限る。) に関すること。

施設の設備

る。)の養成及び資質の向上に関すること。

十二 保育士及び国家戦略特別区域限定保育士に関すること。

十三 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、

成する施設の設備に関すること。児童自立支援施設及び児童家庭支援センター並びにこれらの職員を養

十四 助産施設及びその職員を養成する施設の設備に関すること。

第九十七条及び第九十八条削除

(母子保健課の所掌事務)

一 成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。第九十九条 母子保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査に関すること。

三 未熟児の養育に関すること。

四虚弱児の健康の向上に関すること。

五結核児童の療育に関すること。

六 家族計画に関すること。

七 助産施設及びその職員を養成する施設の運営に関すること。

第百二条 保護課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第百二条 保護課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(保護課の所掌事務)	(保護課の所掌事務)
八 (略)	十(略)
	ものに限る。)に関すること。
	よる被害者の保護(婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行う
(新設)	九 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に
(新設)	八 要保護女子の保護更生に関すること。
四~七(略)	四~七 (略)
老健局及び障害保健福祉部並びに他課の所掌に属するものを除く。)	保健福祉部並びに他課の所掌に属するものを除く。)。
三 社会福祉事業の発達、改善及び調整に関すること(子ども家庭局、	三 社会福祉事業の発達、改善及び調整に関すること(老健局及び障害
一•二 (略)	一 - 二 (略)
第百一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第百一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(総務課の所掌事務)	(総務課の所掌事務)
第九目 社会・援護局	第八目 社会・援護局
十一 旧優生保護法一時金に関すること。	
上に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)。	
十 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦その他母性の保健の向	
ない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること。	
九 児童及び妊産婦の栄養の改善並びに妊産婦の治療方法が確立してい	
八 助産施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。	

(総務課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)。

二 (略)

(地域福祉課の所掌事務)

第百三条地域福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 社会福祉に関する事業(社会福祉事業を除く。)の発達、改善及び

_

(老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び福祉

基盤課の所掌に属するものを除く。)。

調整に関すること

三~九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること

〈障害保健福祉部並びに総務課及び保護課の所掌に属するものを除く

°

十一~十四 (略

十五 児童委員に関すること (主任児童委員の指名に関することに限る

) °

十六 前各号に掲げるもののほか、地域における社会福祉の増進に関す

ること(老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び福祉基盤課の

所

掌に属するものを除く。)。

(福祉基盤課の所掌事務)

| 第百四条 福祉基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(子ども家庭局及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。)。

二 (略)

(地域福祉課の所掌事務)

第百三条地域福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

社会福祉に関する事業(社会福祉事業を除く。

総務課及び福祉基盤課の所掌に属するものを除く。)。

調整に関すること(子ども家庭局、

老健局及び障害保健福祉部並びに

の発達、

改善及び

三~九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること

(子ども家庭局及び障害保健福祉部並びに総務課及び保護課の所掌に

属するものを除く。)。

十一~十四 (略)

(新設)

ること (子ども家庭局、老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び十五) 前各号に掲げるもののほか、地域における社会福祉の増進に関す

福祉基盤課の所掌に属するものを除く。)。

(福祉基盤課の所掌事務)

第百四条 福祉基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

祉部の所掌に属するものを除く。)。 社会福祉法人の認可及び監督に関すること(老健局及び障害保健福

四~十四 (略)

(企画課の所掌事務

第百九条 企画課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

一 5 五 (略)

(削る)

六 (略)

七 障害者支援施設又は障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、

う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関 自立訓練、 就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行

八~十七

すること。

(障害福祉課の所掌事務

第百十条 障害福祉課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)。 精神障害者 (知的障害者を除く。 第五号において同じ。)の福祉の

(略)

三 社会福祉法人の認可及び監督に関すること(子ども家庭局、老健局 及び障害保健福祉部の所掌に属するものを除く。)。

四~十四 (略)

(企画課の所掌事務)

第百九条 企画課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

一 <u>~</u> 五 (略)

六 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する

こと。

七 (略)

八 児童福祉施設 (知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係る

された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。 支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設において提供 は障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、 ものに限る。)への入所又は通所に要する費用及び障害者支援施設又 自立訓練、 就労移行

九~十八 (略)

〈障害福祉課の所掌事務〉

第百十条 障害福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

精神障害者

(略)

増進に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)。 (知的障害者を除く。 第六号において同じ。) の福祉

第百三十条 <u>+</u> 九 六 五. 兀 十 一~八 (削る) (事業企画課の所掌事務) ことを除く。 業管理課の所掌に属するものを除く。 援法の規定による拠出金に係る部分に限る。 る部分を除き、 年金特別会計 子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること 改善及び調整に関すること(社会福祉法人の認可及び監督に関する 身体障害者、 (略) 年金特別会計 (略) 略 第十目 事業企画課は、 第九目 第十 子ども・子育て支援勘定にあっては子ども・子育て支 目 知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事業の発達 (健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係 保険局 老健局 (健康勘定、 年金局 次に掲げる事務をつかさどる。 子ども・子育て支援勘定及び業務勘定 の経理に関すること。 事 第百三十条 +九 七 六 五. 兀 (新設) く 八 (事業企画課の所掌事務) 理に関すること。 うち特別保健福祉事業に係る部分を除く。 こと(社会福祉法人の認可及び監督に関することを除く。 び こと(企画課の所掌に属するものを除く。)。 年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に 年金特別会計 重症心身障害児の福祉に関する事業の発達、 身体障害者、 知的障害児、 (略) (略) 第十目 略 事業企画課は、 第十二 第十一 目 目 知的障害者、 身体障害児及び重症心身障害児の福祉の増進に関する (健康勘定、 老健局 年金局 保険局 次に掲げる事務をつかさどる。 子ども・子育て支援勘定及び業務勘定の 精神障害者、 次号において同じ。 知的障害児、 改善及び調整に関する

の経

身体障害児及

項第三号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導を要するもの 第百四十五条 国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。 「国立児童自立支援施設」 「国立児童自立支援施設」 「国立児童自立支援施設」	第百四十一条から第百四十八条まで削除
国立障害者リハビリテーションセンター国立児童自立支援施設	国立障害者リハビリテーションセンター(削る)
国立感染症研究所	国立感染症研究所
国立社会保障・人口問題研究所	国立社会保障・人口問題研究所
国立保健医療科学院	国立保健医療科学院
国立医薬品食品衛生研究所	国立医薬品食品衛生研究所
の施設等機関を置く。	の施設等機関を置く。
第	第百三十五条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、次
(記文置)	
第十四目 政策統括官	第十三目 政策統括官
第十三目 人材開発統括官	第十二目 人材開発統括官
	理及び処分並びに物品の管理に関すること。
関すること。	のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。) に属する国有財産の管

第三条

附 削除 則

第六条 年金局は、第十四条各号に掲げる事務のほか、 当分の間、 特定障

害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百

六十六号。附則第十条及び第十一条第一項において「特別障害給付金法

を入所させて、 その自立支援を行うこと。

ための事業を行うこと。 全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与する

2 国立児童自立支援施設の名称、 位置及び内部組織は、 厚生労働省令で

定める。

第百四十六条から第百四十八条まで 削除

第三条

子ども家庭局は、

第十条各号に掲げる事務のほか、

当分の間、

子

ども手当に関する事務

(附則第六条第二項に規定するものを除く。

を

つかさどる。

附 則

2 子ども家庭局総務課は、 第九十三条各号に掲げる事務のほ か 当分の

第六条 間 前 年金局は、 項に規定する事務をつかさどる。 第十四条各号に掲げる事務のほ か、

第三号までの規定中 こと(年金局の所掌に属するものを除く。)」と、 において、 」という。)に基づく事業の実施に関する事務をつかさどる。 六十六号。附則第十条及び第十一条第一項において「特別障害給付金法 害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第十一条第一項第八号中「関すること」とあるのは 「企画課」とあるのは 「年金局及び企画課」とする (平成十六年法律第百 第百十条第一号から 当分の間 この場合 「関する 特定障

第三号までの規定中

「企画課」とあるのは

「年金局及び企画課」

とする

こと(年金局の所掌に属するものを除く。)」と、第百十条第一号から

第十一条第一項第十号中「関すること」とあるのは

「関する

)に基づく事業の実施に関する事務をつかさどる。この場合

(傍線部分は改正部分)

三~五(略)	二 福祉文化分科会 厚生労働省社会・援護局総務課	一 (略)	ぞれ当該各号に定める課において処理する。	理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それ	第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処	(庶務)	改正案
三〜五(略)	二 福祉文化分科会 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課	一 (略)	ぞれ当該各号に定める課において処理する。	理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それ	第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処	(庶務)	現

年政令第百九十一号)第二条第一項及び第十条第一項の規	号)第二条第一	令第百九十一	(平成二十六年政	規	(平成二十六年政令第百九十一号)第二条第一項及び第十条第一項の規	号)第二条第一	冷第百九十一	(平成二十六年政	
復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令	における幹部職	れるまでの間	復興庁が廃止さ	令 3	復興庁が廃止されるまでの間における幹部職員の任用等に関する政令	における幹部職	れるまでの間	復興庁が廃止さ	3
			(略)	2				(略)	2
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	略)	
			五十五号)					五十五号)	
			年政令第二百					年政令第二百	
			令(昭和三十					令(昭和三十	
			する法律施行					する法律施行	
		書	の適正化に関					の適正化に関	
方機関		一項ただし	る予算の執行		方機関		一項	る予算の執行	
地方支分部局又は地	地方支分部局	第十六条第	補助金等に係		地方支分部局又は地	地方支分部局	第十六条第	補助金等に係	
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
			句とする。					句とする。	
の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字	句は、それぞれ	欄に掲げる字	規定中同表の第三	字	それぞれ同表の第四欄に掲げる字		の第三欄に掲げる字句は、	規定中同表の第三	I.D.
令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる	欄に掲げる政会	ついては、同	令の規定の適用に	る	同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる	欄に掲げる政令		令の規定の適用については、	
復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政	の間における次	止されるまで	第七条 復興庁が廃		復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政	の間における次	止されるまで	第七条 復興庁が廃	第-
		の適用の特例)	(他の政令の適用				用の特例)	(他の政令の適用	
			附則					附則	
	行	現				正案	改		

- 項中 こうシタル戸」とあるのは「ラシタル戸」後興戸」とする	「「「「「「「」」」とあるのに「ラシタハ片」後興片」とする
「質の「ビジャレデー・こうらつは「ビジャレデ、夏里デーニトラ。	一つ真中「ビジャレザー・こうらつは「ビジャレザ、夏里ザー・こうらーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
とあるのは 一とあるのは 一とあるのは 一とあるのは	│ とあるのは ┼!!の!! 复興庁(复興局を余く。) と、同令第十条第│ とあるのは
「十三 デジタル庁	「十二 デジタル庁
あるのは「、デジタル庁及び復興庁」と、同項中「十三 デジタル庁」	あるのは「、デジタル庁及び復興庁」と、同項中「十二 デジタル庁」
定の適用については、同令第二条第一項第一号中 及びデジタル庁」と	定の適用については、同令第二条第一項第一号中「及びデジタル庁」と